

研 究 紀 要

1 5

2025. 3

目 次

■太平洋戦争中の野馬追 ―相馬野馬追講武会関連資料を中心に	
二上 文彦 ……	1
■廃藩置県にいたる中村藩の動向	
森 晃洋 ……	24
■「おうちで博物館」―コロナ状況下に学ぶミュージアム体験のこれから	
川崎 悠 ……	50 (15)
■野馬追原の植生 (1) ―南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植生調査	
仲川 邦広 ……	64 (1)

太平洋戦争中の野馬追 ―相馬野馬追講武会関連資料を中心に

二上 文彦

はじめに

国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の長い歴史のなかでも、近代・現代初期の様相を知るための一次資料はきわめて少なく、現段階では、当時発行された新聞資料によるものが大きい。今回取り上げる太平洋戦争中の野馬追のことについても、ある程度新聞資料で概要を把握できおり、その一部は『原町市史』^{*1}に紹介されている。

しかし、本土空襲が東北地方にもおよび、いよいよ敗戦濃厚となった終戦年の昭和二十年（一九四五）の野馬追については、新聞記事でも確認できず、そのほかの資料としては、「湊昭男日記」にみられる断片的な記録と関係者からの聞き取り情報（後述）程度にすぎず、詳細は長らく不明のままであった。

そのようななかで筆者は、当館寄託中の文書群・佐藤重郎家文書^{*2}に含まれていた昭和前期の『講武会関係綴』（写真1）の中に、太平洋戦争中の野馬追に関するさまざまな資料類が綴じられていることを確認した。なかでも昭和十八（一九四三）年度の「相馬野馬追事業成績書」と題された三点の報告書は、同年間の野馬追の開催経緯から行事内容、会計報告まで詳細に記されたもので、なおかつ、新聞という第三者により記されたものではなく、「相馬野馬追講武会」（後述）という野馬追行事の当事者による記録であった。これらは、詳細不明であった終戦年・昭和二十年をはじめ、概要の把握のみにとどまっていた戦中の野馬

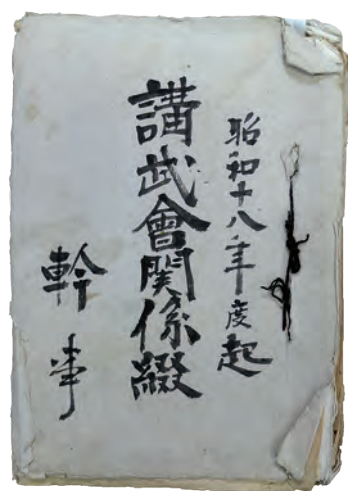


写真1 『講武会関係綴』表紙
（昭和18年度～）

戦中の野馬追の詳細が記された「相馬野馬追事業成績書」等が綴られている。

追の様相を、より詳細に把握できる資料である。

本稿では、その『講武会関係綴』に綴られた「相馬野馬追事業成績書」と、当時発行された新聞記事等を交えながら、太平洋戦争中・昭和十七（一九四二）年度の野馬追の様相を述べ、戦争という混乱期における伝統行事の伝承の一端を紹介するものとする。

一、『講武会関係綴』の「相馬野馬追事業成績書」について

『講武会関係綴』は、戦中に存在した団体「相馬野馬追講武会」（以下「講武会」）の関連書類を綴ったものである。講武会とは、昭和十六（一九四一）年度の「野馬追に出馬する騎馬武者たちを中心組織されていた、行事執行に係る団体のひとつで（会長は植松練磨〔衆院議員・元海軍少将〕、副会長は佐藤弘毅〔相馬農蚕学校長〕と堀川一

正「原町長」）、騎馬武者たちの統率や役職等の決定について一定の権限を有しており、現代の相馬野馬追の中枢団体のひとつ「騎馬会」の前身組織と位置付けられる^{*4}。

『講武会関係綴』には昭和十八（一九四三）四の事業計画書や報告書、同年間の会議資料等が綴られており、講武会副会長を勤めていた佐藤弘毅（文書所蔵者・佐藤重郎氏の祖父）が収集・保管していたものと考えられる^{*5}。

今回紹介する昭和十八（一九四三）二十年の「相馬野馬追事業成績書」三点（写真2～4）は、講武会が、野馬追行事の執行に際し、日本馬事会（現・日本馬事協会の前身組織）から助成金を支給してもらうために作成した報告書とみられる。作成者も佐藤弘毅の可能性が高い。

三点の報告書は、手書きの控えや青焼き等、個々の違いはあるが、「一、野馬追準備ニ関スル経過ノ概要」「二、野馬追開催要領」「三、野馬追ノ状況」「四、其他参考トナルベキ事項」という共通の四項目が設定された書式で、各年の野馬追開催までの準備のようす、野馬追の期日や参加者数、馬頭数等のデータ、開催時の天候や客入りのようす、三日間の行事概要など、野馬追の内容が網羅されている。

二、太平洋戦争中の野馬追

（一）昭和十七年（一九四二）の野馬追

昭和十六年（一九四一）十二月太平洋戦争が開戦した。約一か月後、年が明けた翌十七年（一九四二）一月二日、野馬追を主催していた三社のうち、太田神社と小高神社の初詣では、「皇軍必勝を祈願する」人びとが「大東亜戦完遂の初祈願」のため、長蛇の列をなしていたと報じられている^{*6}。相馬地方の同年の始まりは、緒戦の勝利ムードと熱気が満ちたような様相であった。

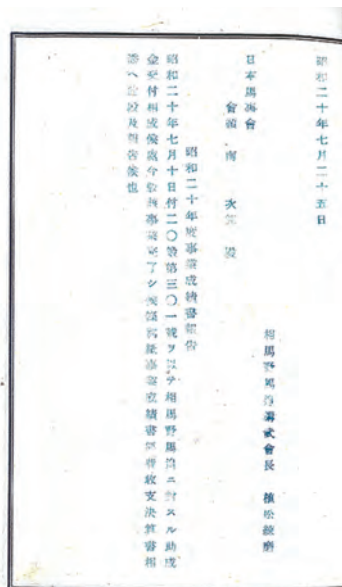


写真4 「昭和20年度相馬野馬追事業成績書」（鑑文）

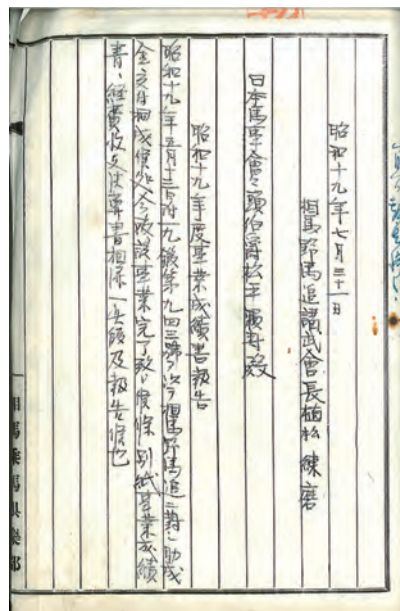


写真3 「昭和19年度相馬野馬追事業成績書」（鑑文）

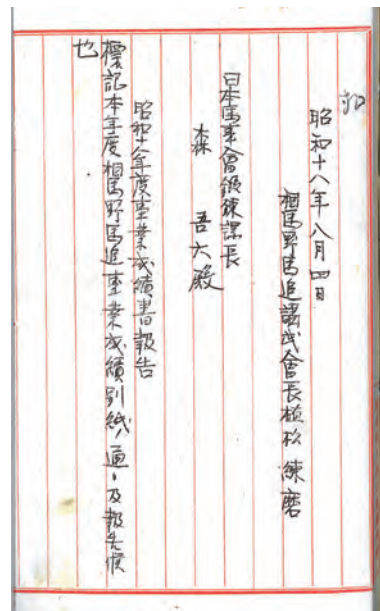


写真2 「昭和18年度相馬野馬追事業成績書」（鑑文）

同年の新聞では、野馬追関連事項が取り上げられた記事を二一件確認している。^{*7}それらをもとに、以下に同年の野馬追の概要を述べる。

六月には出場騎馬武者たちを束ねる総大将として、衆議院議員の植松練磨がつとめることが決定した。植松は鹿島町（南相馬市鹿島区）出身で、海軍少将をつとめ上海陸戦隊司令官としても活躍した郷土の英雄的存在であった。なお、当時の野馬追の総大将は、おもに旧藩主相馬家の一門衆「御一家」（岡田・堀内・泉・泉田・相馬将監・相馬靱負）をはじめ、重臣をつとめた中村藩士家出身の人物がつとめていたが、同年は「旧藩主及び一門に事故」があり、植松に決定したことが報じられている。^{*9}

当時の野馬追の日程は七月十一～十三日の三日間であり、それぞれ「御繰り出し、宵乗」「野馬追（御行列、神旗争奪戦等）」「野馬懸」という、甲冑競馬がまだ存在していなかったこと以外は、ほぼ現代野馬追と同様の内容だった。同年の行事では、一日目の中村神社の御繰り出しの後、長友公園（長友グラウンド「相馬市中村字北町」）における神旗争奪戦の開催^{*10}という、現在行われていない行事が催されたことを除いて、ほぼ現代と変わらないため、本稿での行事内容紹介は省略する。

ただし、特筆すべき事項として、この年の野馬追には、多くの招待者がいたことがあげられよう。当時日本と同盟関係にあったドイツの駐日大使オイゲン・オットをはじめ、貴族院議長の松平頼寿など軍幹部や政府高官たち。また、中山晋平、町田嘉章、石井鶴三、高田力蔵、松平斉光などの芸術家や文化人たちである。

特にオットの来訪は新聞で大きく報じられた。地元児童たちは日独国旗を振って熱烈に迎え、相馬農蚕学校生徒は神楽などを披露し、夜の森公園ではオットと松平頼寿貴族院議長に甲冑着付け体験を行う

などして、大いに歓待した。

海軍少将として活躍した植松練磨の総大将への抜擢、オットをはじめとする多くの著名人の野馬追視察、それらに対する地域の盛り上がりぶりは、太平洋戦争緒戦から春先まで続いていた勝利ムードが、そのまま映り込んだような野馬追だったことをうかがわせる。なお、野馬追の約一か月前の六月、日本はミッドウェー海戦に敗北しているが、その報道は「日本が有利」と受け取られる内容であったとされ、^{*11}勝利を疑わなかったであろう国民同様に、相馬地方の人たちは、地域の風物詩かつ、大勢の人びとが集うにぎやかな祭礼だった野馬追を堪能したのではなからうか。

（二）昭和十八年（一九四三）の野馬追

各地の戦いにおける日本敗北が消極的に報道される一方で、連合艦隊司令長官・山本五十六の戦死や国葬、アッツ島の玉碎などの敗北のニュースがプロパガンダ的に大々的に報じられ、地元紙でも「米英撃滅」「血闘」「火の玉」など、戦意高揚を促すような文言が目立つようになってきた頃^{*12}であり、野馬追の新聞報道にもその影響があらわれている。

① 新聞資料

同年の新聞では、野馬追関連事項が取り上げられた記事を一二件確認している。^{*13}ここでは、それらをもとに同年の野馬追の概要を述べる。

・六月、原町役場での「祭典執行委員会」では、野馬追ポスター作製の廃止や、大政翼賛会との調整によって、野馬追観覧時には、徒歩や自転車の使用奨励を決め、また鉄道においては、野馬追観覧団体募集の中止、臨時列車の運行減などを決定した。新聞紙上では、こ

れら戦中ならではの抑制を図った野馬追のことを「決戦型野馬追」と称している。

- ・原町憲兵隊では、雲雀ヶ原祭場地での一般写真撮影を禁止し、メディアによる撮影は許可制とした。その理由は紙上に掲載されていないが、祭場に隣接し、飛行訓練兵を育成していた軍施設・原町飛行場の秘匿性に関する規制と思われる。

- ・同年の総大将は、前年同様に植松練磨が任命される可能性があったが、相馬豊胤（相馬孟胤四男・恵胤弟）がとめた。

- ・七月十一日、「御繰り出し、宵乗」

中村神社では午前四時に一番蝶で集合の合図を知らせ、八時半に勢揃い、侍大将による武器馬具点検が行われ、九時半に行列が出発。行列は中村（相馬市中村）の大手先↓上町↓田町↓大町↓宇多川町を巡り、宇多川橋を渡って国道を南進、鹿島町で昼食をとって原町へ。

宵乗競馬は、中ノ郷による八回のレースのほか、小高郷、標葉郷、北郷、宇多郷による競馬も各自行われた。最後に各レースの優勝者による競馬が行われ、夕刻に終了。その後民謡大会が行われた。

- ・七月十二日、「野馬追」

午前九時、御行列が開始。行列が祭場に到着し、本陣山に三社の神輿を安置すると「国威宣揚、皇軍将兵の武運長久の祈願」があり、その後神旗争奪戦を開始。各神社八本ずつ計二十四本の神旗が煙火で打ち上げられ、午後二時に終了。

その日の夕方、小高で火の祭りが行われた。国民学校生や子供武者行列による松明明かしや、田圃のあぜ道に火を焚くなどした。「稲田の誘蛾燈にかねた」行事と記載されている。

- ・七月十三日、「野馬懸」

野馬懸についての報道は特にないため省略。

同年の新聞報道は「決戦型野馬追」「尚武の華」「敵を撃滅せずんば止まぬ敵愾心」「阿修羅の馳駆屍山血河の決戦」「敵撃滅の勇猛心」など、前年にはあまり見られなかった露骨に猛々しい文言が多用される傾向が強まってくる。騎馬武者たちが繰り広げる勇壮で猛々しい野馬追の一面は、当時の戦意高揚のプロパガンダに合致していたのであろう。

②「昭和十八年度相馬野馬追事業成績書」

昭和十八年八月四日付の、講武会（植松練磨会長）から日本馬事会（鍛錬課長・森吾六）宛ての報告書（控）。「福島県立相馬農蚕学校」の赤刷野紙に手書きされたもので、当時同校長だった、講武会副会長・佐藤弘毅によるものと推測される。

その概要を事業成績書の項目に沿って抜粋する。

ア. 野馬追開催までの経過概要

- ・六月二十二日、講武会役員および「祭典委員」の会合。従来の野馬追で実施しなかった「閲兵分列」を執行することの付議を決定。

- ・六月二十七日（七月五日、講武会各支部（中ノ郷、宇多郷、北郷、標葉郷、小高郷）で総会を開催、今年度の実施事項の付議決定後、古式馬術と武器類着装の講習。

- ・七月二日、相馬農蚕学校で、三社の神官および氏子総代、軍者による連合協議会を開催。騎馬武者の編成および行列順序等を協議。その後祭典委員長の司会で「三社会」を開催。「防空二関スル件」「閲兵分列実施二関スル件」「宵乗競馬回数」「御名代総大将出馬決定ノ件」「着装二関スル件」「行列出発時刻変更ノ件」「防牒二関スル件」を協議。

・七月十日、祭場地の準備完了。

イ、同年の野馬追参加人数および馬の頭数

・人員五一〇人、馬四〇七頭。

ウ、野馬追行事の状況

・七月十一日、御繰り出し・宵乗

午後二時、太田神社・小高神社の神輿が雲雀ヶ原祭場地に到着。馬場清めの後、供奉騎馬による宵乗競馬を開始。中村神社の神輿は午後五時に到着し、同神社の供奉騎馬が宵乗競馬に加わった。合計一六回の競馬を行い、午後六時頃終了。

午後七時頃「軍者会」を開催し、翌日の打ち合わせ。また町内では民謡大会が行われた。

・七月十二日、野馬追

午前九時、太田神社、小高神社、中村神社の順序で御行列開始。行列が祭場に到着し三社の神輿を本陣山に安置すると、太田神社・小高神社の供奉騎馬たちは、中村神社の供奉騎馬と本陣山のもとで合流のうえ「(隊形)閱兵ノ体型」をとり、総大将と軍師が侍大将を引き連れ閱兵を開始。閱兵が終了すると「分隊行進」があり、国民儀礼と万歳三唱が行われた。

この閱兵と分隊行進が、例年は見られない異例の行事であった。特に分隊行進については、事業成績書からは具体的な内容を読み取ることができないが、初の行事として緊張感が漂うなかで行われ「壮観ナリシト云フカ勇壮ト云ハンカ」と評されている。分隊行進はアクシデントなく終了し、「関係者一同満足シタルト共ニ真ニ銃後ノ意気ヲ示シタル態度ニ感謝」したという。

一二時半、神旗争奪戦が開始。二四回の煙火打ち上げで神旗の争奪が行われ、午後二時に終了。騎馬武者たちは神輿を奉じて帰途につ

いた。

・七月十三日、野馬懸

竹垣に囲まれた小高神社境内に、騎馬武者十数騎が裸馬数十頭を追い込み、「白衣ノ健児」数十人によって素手で捕獲され、神前に奉納された。裸馬の頭数などは異なるものの、現代の野馬追とほぼ内容は変わらない。

事業成績書には、新聞報道では見ることができなかった、行事開催の詳細が記され、閱兵・分隊行進という、戦時中にふさわしいような、例年と異なる行事の存在が確認できる。

(三) 昭和十九年（一九四四）の野馬追

前年九月には日独伊三国同盟の一角であるイタリアが降伏、十月には学徒出陣が始まった。また同年は重要都市の学童疎開が本格的に始まるなど、戦局悪化にともなう政策が進められており、県内紙でも「戦局が重大化」といった旨の文言がよく使用されている。そのような状況下で、野馬追は開催可否の議論がなされている。

① 新聞資料

同年の新聞では、野馬追関連事項が取り上げられた記事を六件^{*15}確認しており、前年に比べ報道は少なくなっている。ここでは、それらをもとに同年の野馬追の概要を述べる。

・六月二十日、「野馬追中止」の見出しで、同年は「戦局の重大に鑑みて」野馬追の中止が決定した旨が報道される。

・六月二十四日、「野馬追祭中止 講武会で正式に決定」の見出しで、原町では野馬追中止と発表した¹⁵が、三社関係者および「騎馬武者役

員会」は開催可否について決定せず、二十三日、相馬農蚕学校で開催された講武会の会議では、中止を決定した旨が報道される。

・七月一日、「野馬追祭 結局挙行と決定す」の見出しで、「外郭団体の講武会が戦勝祈願・士気昂揚のため執行すべしと強硬態度で望み地元原町役場でも止むなく形式的祭典たらしむべく了解」と、直前の記事で「中止」を決定したと報じられた講武会が、ここでは強行的に開催を訴え、それが「形式的祭典」として了承された旨が記されている。また、「太田・小高両神社が例祭に当たるため十二日一日限り両神社の騎馬武者が参加」し、雲雀ヶ原の行事（神旗争奪戦等）を「敵前野馬追」として開催すること、物資配給がないため騎馬武者や雑兵は手弁当であること、例年原町に設けられる民間の臨時宿所は開設しないこと、野馬追観覧の臨時列車を運行しないこと、中村神社の御繰り出しは中止することなどが報道される。

・七月七日、「相馬野馬追祭は中止と決定」の見出しで、原町役場内に事務局を有する「野馬追祭典委員会」では、「刻下戦局の様相益々緊迫重大化」したことに鑑み、従来の三社神輿が渡御するかたちでの野馬追は「自慮自戒すべきが妥当」と判断し、行事を延期する旨について、七月四日付で委員長堀川一正（当時原町長）の名で関係各所に通知した、と報道される。

・七月十三日、「米英撃滅の武者振ひ 太田神社例祭の神旗争奪」の見出しで、同十二日、太田神社の例祭として開催された野馬追行事の内容として、三百数十騎の騎馬武者による御行列をはじめ、雲雀ヶ原で神旗争奪戦が開催されたこと、原町では民謡舞踊大会が開催されたことが報じられ、あわせて、十三日は小高神社の例祭として野馬懸が執行される旨が報じられている。

新聞資料を見ると「戦局の様相益々緊迫重大化」「時局の重大化」などと報道されており、戦局がけつして良くないであろうことは、相馬地方の住民にも知られるところであった。そのような状況下で、同年の野馬追は開催中止かで揺れた年であったことが確認できる。

原町役場に事務局があったという「野馬追祭典委員会」では中止または延期を示した一方で、講武会は開催を訴え、結局は従来の「三社合同の祭礼」という枠組みでの開催は中止となったが、太田神社と小高神社の例祭として開催されたと読み取れる。

前年同様、見出しや記事内容に戦意を高揚させるような文言が並ぶのは、もはやこの時期の定番といっているほど続いており、「敵前野馬追」「米英撃滅」などの文言が見られる。

②「昭和十九年度相馬野馬追事業成績書」

昭和十九年（一九四四）相馬野馬追講武会（代表…植松練磨）が日本馬事会（松平頼寿会頭）に提出した、報告書の下書きあるいは控えと思しき文書。「相馬乗馬倶楽部」の野紙に手書きされている。

先述の同年新聞資料でも紹介したように、同年は三社合同祭礼としては中止され、変則的なかたちで開催された。当資料には、その変則的な野馬追開催経緯から行事内容に至るまで、詳細に記されている。その概要を事業成績書の項目に沿って抜粋する。

ア. 野馬追開催までの経過概要

・六月二十三日、同二十日に原町当局が「時局重大ノ故」野馬追中止を表明したことを受け、講武会役員と三社が協議会を開催し、その善後策を講じた。会議の結果、例年より簡素化して野馬追を開催することとし、当日、警戒警報等が発令された場合は、中止することとした。

この会議の結果について、本事業成績書では講武会は「簡素化」した野馬追の開催を決定したと記載されているが、新聞紙上では先述のとおり「講武会は中止と決定した」旨の報道がなされており、齟齬がある。

- ・六月二十四日～七月一日、浪江町、小高町、原町、鹿島町の野馬追出馬者向けの打ち合わせおよび、武具類着装と乗馬の講習。

- ・七月二日、軍者および三社氏子総代等の連合協議会を開催し「郷隊ノ編成」「隊列ノ順序」「戦勝祈願祭ノ件」「防牒ニ関スル件」「審判者ノ件」「御神旗打上ゲ数ニ関スル件」「出場奨励ニ関スル件」を決定。
- ・七月三日、野馬追当日の要点について、軍者を祭場に招集し打ち合わせを行う。

- ・七月九日、祭場の諸準備。

- イ・同年の野馬追参加人数および馬の頭数

人員三二五人、馬二八〇頭。

- ウ・野馬追行事の状況

- ・同年の野馬追は「時局柄」のため、小高の出馬者は小高のみで集合し「形バカリノ野馬追」をすることとなり、中村からは神輿の渡御はなく、騎馬武者のみの参加とした。

- ・七月十一日、例年は野馬追一日目として御繰り出し・宵乗が行われるが、同年は「時局緊迫ノ折柄簡素化」した野馬追として行事を省略し、各神社の神輿渡御もなく、前日の雨で中止していた祭場の準備日に宛てた。

- ・七月十二日午前九時、新田川河畔および「商業学校（相馬商業学校^{*16}）」の校庭に騎馬武者が集合し、九時四〇分「太田神社の一隊（中ノ郷の騎馬武者たち）」が御行列を開始。続いて「中村神社ノ一隊（宇多郷・北郷の武者たち）」が続いた。

行列が雲雀ヶ原に到着すると、講武会の植松練磨会長をはじめ全員で戦勝祈願祭を行ったあと、「閲兵・分列・輪乗り等」の行事、聖寿万歳を行って昼食。

一二時半、法螺貝の合図で神旗争奪戦が開始。一発目に「皇軍武運長久ヲ祈ル」ト認メタル」神旗の打ち上げから始まり、最後に「戦勝祈願」の神旗を打ち上げ、計二〇回の争奪戦を行った。午後一時半終了。

同日、小高町では騎馬武者たちが小高町内を行列したのち、小高神社境内で「模擬神旗争奪戦」を開催し、午後一時に終了した。

- ・七月十三日、野馬懸

小高神社を会場として、野馬懸が開催された。内容は前年の事業成績書とほぼ同様であるため、ここでは省略する。

- ・その他

原町当局が野馬追中止を発表したことに対し、講武会は開催を主張し、騎馬武者を率いる立場として主導的に行事に関わった。彼らは開催に踏み切った原動力のひとつとして「一千年ノ伝統ヲ誇ル野馬追ハ如何ナル場合ト雖モ中止セルコトナキ」を挙げ、決行したことにより「相馬ノ野馬追ヲシテ中絶セシメザリシハ主トシテ当会ノ力ニ因ルモノナリ」と、自分たちの力で伝統を絶やさなかったことを自賛し、そのプライドを垣間見せている。

先述した新聞資料の記載と同様に、本事業成績書においても、同年は三社の合同祭礼という従来の野馬追のかたちで開催できず、一日目の御繰り出し・宵乗競馬を省略したこと、二日目の主要行事である御行列と神旗争奪戦が開催されたこと（同日小高町では行列と模擬神旗争奪戦を開催）、三日目の野馬懸が開催されたことが確認される。

また、神旗争奪戦においては「皇軍武運長久ヲ祈ル」ト認メタル」神旗や、「戦勝祈願」の神旗が打ち上げられるなど、戦中ならではの興味深いエピソードが記されている。

そして、原町からの「中止」の発表に対し、講武会が主催三社と協議しながら、開催を決定したことも確認できる。同年の新聞資料と併せて見ると、講武会が野馬追開催における大きな影響力を持った団体であることがうかがえる。

(四) 昭和二十年（一九四五）の野馬追

同年は本土空襲も本格化し、八月には終戦を迎えるという、国内が最も混乱した時期といえよう。野馬追は終戦一か月ほど前の七月開催である。そのような状況下で野馬追はどのように開催されたのか。これまでは同年の野馬追に関する新聞資料ですら確認されておらず、管見の限りでは、「湊昭男日記」^{*17} 昭和二十年七月十五日付の記録

本日は野馬追なので、餅搗きを行って朝食をす、腹が空いていたので特に美食であった。

という一文が唯一の一次資料であった。なお当時の野馬追の日程は、七月十一〜十三日の三日間であり、この日記にあるように七月十五日をもって「本日は野馬追」と記載された意味が不明であった。

その他、同年の野馬追に関する情報としては、『相馬野馬追史』『原町市史』で、聞き取りを基とした紹介として、「夜の森公園の広場に集まり行事を行ったが、集まった騎馬が十騎のミニ野馬追となり、しかもその最中に空襲をうけ驚いて松林の中に逃げ込んだというエピソード」^{*18} や、「七月一二日、野馬追、中の郷一〇騎程出馬。行列あり。夜の森公園で旗取り、弓で打ち上げ。宇多郷騎馬一〇騎程。鹿島町土樋で空襲警報あり」^{*19} という情報程度であった。

しかし、講武会による相馬野馬追事業成績書の発見によって、謎だった同年の野馬追の概要を把握できるようになった。

○「昭和二十年度相馬野馬追事業成績書」

昭和二十年、相馬野馬追講武会（植松練磨会長）が日本馬事会（南次郎会頭）に提出した報告書。

講武会は野馬追開催経費として馬事会からの助成金一〇〇〇円を受け取るため、野馬追の終了後、一か月以内に馬事会に事業報告しなければならなかった（佐藤重郎家文書「昭和二十年度事業助成金交付二関スル件」同年七月十日付）。本資料はそのためにまとめられた書類であり、同年の野馬追の開催経緯から行事内容に至るまで、詳細に記されている。

その概要を事業成績書の項目に沿って抜粋する。

ア. 野馬追開催までの経過概要

・七月一日午前、原町役場で三社氏子総代と講武会役員による会議を開催。同年の野馬追開催について協議。「時局重大化」のため、中村神社と太田神社は中止し、小高神社のみ七月十三日に騎馬武者の行列と野馬懸を執行することとした。

同日午後、相馬農蚕学校で講武会役員会を開催。午前中に町役場で決まった協議結果（三日目の野馬懸のみ開催）を受けて、空襲に留意のうえ、講武会主催の「敵前野馬追」を七月十二日に執行することとした。

・七月四日、相馬農蚕学校で軍者会を開催。講武会主催の「戦勝祈願野馬追」で「士気高揚」に寄与するため、原町内での騎馬武者行列、夜の森公園で祈願祭を執行することを決定。

・七月九日、同月十二日に軍用保護馬検査で、地元飼養の馬を検査し

なくてはならなくなり、野馬追が開催できない状況となった。そのことについて、同月十五日に延期する通知を関係者向けに発送。

・七月十二日、中村神社で祭式のみ執行。三十数騎の騎馬武者が出馬。

・七月十三日、小高神社で野馬懸。出馬者五十余騎ほど。講武会の植松会長、佐藤副会長、木幡理事、午来幹事が見学。近隣からの観覧者も多数あった。

同日午後二時、相馬農蚕学校で軍者会を開催し、十五日に延期になった野馬追の進め方について、下記のとおり決定した。

i 騎馬武者は、当日午前一〇時まで新田川河畔に集合し、海老原副大将を中心に一〇時半に御行列を開始し、例年どおり町内を行列する。

ii 「軍部ノ都合」を考慮し、同年は夜の森公園に本陣を設け、戦勝祈願祭と神旗争奪戦を行う。警報発令の場合は開催を見合わせる。ここでいう「軍部の都合」とは、例年の野馬追祭場である雲雀ヶ原に隣接する軍の施設で、同年二月十六日に空襲を受けた原町飛行場との関連であろう。

・七月十四日、警報発令のなか、鹿島町の騎馬武者たちは翌日の野馬追に向けて予行練習を実施。講武会長植松練磨自ら練習の陣頭指揮をとった。

会場の夜の森公園では、審判席、来賓席、軍者席、式典で使用する祭壇などの設置のほか、出馬者に配布する神符・賞品の準備作業を行った。

イ. 同年の野馬追参加人数および馬の頭数

人員一七〇人、馬一五〇頭。

ウ. 野馬追行事の状況

七月十五日、早朝から警戒警報・空襲警報の発令があり、野馬追の

開催が懸念されたが、順次解除された。

騎馬武者の集合場所だった新田川河畔では、定刻一〇時になっても参集が遅れ心配されていたが、間もなく北郷の武者たちが到着して計百余騎の一隊を形成し、行列を開始した。会場の夜の森公園に向かう沿道には多くの観覧者がおり、時局柄予想外のことだったのか、関係者を驚かせた。

一一時四〇分、行列が会場に到着した。武者たちは南に向かって二列の横隊を作り国民儀礼を行い、その後、会場に設置した祭壇で戦勝祈願祭を執行し、講武会植松会長の発声で万歳を奉唱した。

三〇分の昼食休憩後、「異例ノ弓矢ニ依ル小旗ノ争奪戦」が行われた。この小旗の争奪戦は、例年の神旗争奪戦に代わるものとして開催された。騎馬武者を会場中央に集合させ、「御弓係大内氏」が小旗を結びつけた矢を弓で上空に打ち上げ、落下するところを奪い合う行事で、一五回の打ち上げを行い終了。競技を終えた各郷の武者たちは各地に帰参し、閉式・解散した。

緊迫下でありながらも、予想以上の武者たちが集まったことについて「緊迫セル情勢ニ一層緊張シタル者ト感銘スル次第」と述べ、野馬追を中止とせず、講武会として決行したことについて「返ヘス返ヘスモ野馬追将来ノ維持発展ノ為慶賀ニ不堪」と喜びの意を表している。

以上、本事業成績書の確認によって、終戦年の野馬追の概要を把握することができた。

まず、同年の野馬追が開催された七月中旬といえ、十日の仙台空襲や十四日の釜石艦砲射撃をはじめ、野馬追開催直前の東北地方に大規模攻撃が行われていた時期であった。そのような状況があったうえに、か

つ野馬追当日前には警報が発令されている。警報が解除されたとはいえ、かなり緊迫した状況下で野馬追が執行されたことが容易に想像できる。

開催に至るまでの紆余曲折をはじめ、緊迫したなかで例年と異なる野馬追が執行されたことが、はつきりと見てとれる内容である。

そして、これまで聞き取り情報をもとに『相馬野馬追史』『原町市史』で紹介されてきた、夜の森公園での弓矢による神旗争奪戦が、本書においても確認することができた。これは、実際にそれが執行されていたことを示す証左といえる。

また、先述した「湊昭男日記」において七月十五日を「本日は野馬追」と記載した謎は、従来七月十二日だった野馬追が、軍用保護馬検査のため十五日に延期されたためだった、ということも判明した。当時一般市民の湊昭男少年が、七月十五日を「本日は野馬追」と記し、緊迫した状況下であっても、当日の御行列を見るため予想以上の観覧者が来ていたということは、野馬追が延期されたことについて、何らかの情報伝達がなされていたのか、関係者のみならず市民レベルまで知るところとなっていたのであろう。くわえて、湊少年が「野馬追だから（＝お祭りだから）」と朝食で餅をついて食べたり、人びとが行列を見に沿道にやってくるという状況は、戦時下という非常時にあっても、地域の大切な祭礼として、または心の拠り所のような存在として、人びとに歓迎されていたであろうことがえる。

一方で、『相馬野馬追史』『原町市史』における「十騎のミニ野馬追」「七月一二日、野馬追、中の郷一〇騎程出馬」といった、七月十二日に少数の騎馬武者により執行された、というエピソードは確認できず、事業成績書では七月十五日に一〇〇騎を超える騎馬武者の参加があったことが記されている。『相馬野馬追史』『原町市史』に記された情報は考証する余地があるだろう。

その他、同年の野馬追を補填する内容として、七月十三日の野馬懸を実際に見た人からの聞き取り情報を追記しておく。谷地英男氏^{*20}の談話によれば、同年の野馬懸は、小高神社境内への裸馬の追い込みをはじめ、一連の野馬懸行事が行われたほか、七月十五日に夜の森公園で行われた弓矢の小旗争奪同様、小高神社でも弓矢による小旗争奪が行われたことである。また、小高神社の近所に住んでいた知人の大内甫氏が、袴姿で弓を打ったと記憶しており、事業成績書に記された「御弓係大内氏」とは、その大内甫氏ではないかとのことであった。これらを裏付けることは難しいが、数少ない同年の野馬懸の情報として貴重である。

まとめ

これまで近代の野馬追の概要については、新聞資料に頼るところが多かったが、今回紹介した「相馬野馬追事業成績書」によって、特に太平洋戦争中の概要は、新聞資料のみで把握していた概要を補完できるほど明らかにできたと思われる。特に、これまで謎だった終戦年・昭和二十年（一九四五）の野馬追概要が明らかになった点は、野馬追史研究のうえでも大きな意義があると思われる。これらの事業成績書は、戦中の野馬追の重要な基礎資料と位置付けられよう。

また、当時の野馬追執行にあたる組織として、講武会の役割や業績を一定程度把握することができた。近代以降の野馬追主催者は太田神社、小高神社、中村神社の三社で、その三社による合同祭礼であったが、祭政一致の時代でもあり、行政も大きくかわっていた。しかし、その当時の野馬追執行にかかわる組織体制は、一次資料の不足によって不明な点が多い。今回紹介した新聞および事業成績書だけでも「三社会」「軍者会」「野馬追祭典委員会」などの組織が存在していることがうかがえ、それぞれ、主催者としての三つの神社の組織、騎馬武者の幹部役職「軍

者」たちの組織、行政（原町）による組織、といった類であろうと推測はできるものの、どのような人員で構成され、行事執行にあたっただのような役割を担っていたのかは明確に判明していなかった。一方で講武会は、今回紹介した佐藤重郎家文書をはじめ比較的資料が多い。近代に存在した組織のなかでも、昭和に編成された後発的な団体であり、先述のとおり新聞資料でも「外郭団体」と紹介されているが、日本馬事会から助成金の支給を受け相応に資金を持ちつつ、騎馬武者という主要な出場者たちを統率するという、祭礼において比較的強い権限を有し、戦時中という緊迫した情勢のなかで、気概をもって野馬追を強行的に決行するという実行力を持っていた。ましてや昭和二十年は「主催者」として開催したわけであるから、外郭とはいいいながらも、主導的な役割をもつ組織であったことがわかった。

最後に蛇足ではあるが、当館寄託中の約一万七〇〇点ある膨大な佐藤重郎家文書の中から、今回紹介した「相馬野馬追事業成績書」を偶然発見したのが、令和二年（二〇二〇）三月のことであった。ちょうど世間では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が日本に上陸し、感染者数が徐々に増加しつつある頃であり、同年五月十五日には、感染症拡大によって野馬追は大幅に規模を縮小した「省略野馬追」で開催されることが発表されるなど、パンデミックという社会的危機を迎え、伝統行事をどのように継承するのかという課題に直面し、模索していた時期であった。そのようななか、太平洋戦争のさなかにもかかわらず、先人たちがいかに野馬追行事を執行し、継承してきたのかを示した本資料の発見は、そのタイミングといい、個人的にはかなり運命的なものを感じた。また、この発見はタイムリーなニュースとしてテレビや新聞でも報道された。^{*21}

コロナ禍という状況において、野馬追は「中止」という選択肢も当然あったであろうが、江戸時代の飢饉や明治維新時の「省略野馬追」^{*22}を参考に、主要行事を省略して神事のみに限り開催された。これは、先人たちが残した過去の野馬追資料を読み解き、行事内容を省略・変更しながらも開催した前例を確認し、それを参考に行事を中止とせず、同様に省略・変更して野馬追を開催し伝統を継承したという、過去の資料を、現在進行形で受け継がれている伝統行事に直接活用した事例といえる。

戦時下で野馬追を決行した先人が直接記録した資料の発見と、コロナ禍中の野馬追継承を目の当たりにした経験は、資料を後世に受け継ぐことに加え、現代に起こった事象を丹念に記録することの重要性をあらためて実感する出来事であった。今後何らかの社会的危機が起こり、野馬追の継承が危ぶまれるような事態が起こった際の拠り所として、これまで蓄積されてきた過去の記録や、本稿で紹介した資料に加え、コロナ禍中の野馬追の状況の記録も伝えていく必要性を強く感じるとともに、歴史の糸を紡ぎ残していく博物館学芸員としてのあり方や、未来の野馬追をより意識するきっかけともなった。

本稿執筆にあたっては、『相馬野馬追事業成績書』の所蔵者・佐藤重郎様に執筆のご快諾をいただきました。ここに厚く感謝申し上げます。

また、谷地英男様からは、昭和二十年（一九四五）の小高神社での野馬懸についての貴重な経談をお聞きしました。残念ながら令和六年（二〇二四）に御他界され、本稿を高覧いただくことはできません。ご冥福をお祈りいたしますとともに、末筆ながら重ねて感謝申し上げます。

【注】

- 1 『原町市史』第二巻 通史編Ⅱ「近代・現代」（二〇一八）一九九～二〇〇頁
 - 2 深野村（南相馬市原町区深野）の在郷給人で、明治期に学者・教育者として活躍した佐藤精明（一八四七～一九三七）の著作や日記、関連文書をはじめとした、昭和期に至るまでの多岐にわたる文書群。
 - 3 「相馬野馬追講武会」の前身組織として、昭和初期に「相馬講武会」があったらしく、昭和十六年（一九四一）に発展的解散と同時に「相馬野馬追講武会」として再組織されたと考えられる。野馬追の中心的事項である「騎馬の統制」を掌握し、主催者の神社と「不離一体の關係」を保ちながら、野馬追執行の中枢機関のひとつとなることを目的とした（野馬追に新体制 旧藩時代を復活す 開催控へ講武会が改革提案）「三神社及祭典委員反対」『福島民報』昭和十六年六月二十四日付、「講武発起人会 けふ相馬農蚕学校に開催改組具体案練る」『福島民報』昭和十六年六月二十八日付、「飽迄側面的援助講武会々長に植松少将決る 野馬追改革の評定」『福島民報』昭和十六年七月一日付。
 - 4 当時、講武会が野馬追の騎馬武者たちの役付け権限を有していたことをうかがわせる記録がある（「陣容成る」『福島民報』昭和十六年七月八日付）。
- （前略）
- 陣容は講武会軍議の結果、総大将・軍師・侍大将・軍者・組頭・中頭・小頭・御使番・螺役等一貫したる統率の下に新編成され
- （後略）
- 5 終戦翌年の昭和二十一年（一九四六）、「講武会」という名称は「平和日本再建にふさはしくない」という理由から「騎馬会」に改称された（近づく野馬追祭り・神事を一擲スポーツ化）『福島民友新聞』昭和二十一年六月二十一日付、「野馬追祭今年もやる、但し小規模、各神社まちくで」『福島民報』昭和二十一年六月二十二日付。
- 騎馬会は、現代の相馬野馬追の主要な出場者である騎馬武者により組織された、行事執行の中枢組織のひとつ。野馬追に係る旧中村藩領の市町村内に、宇多郷（相馬市）、北郷（南相馬市鹿島区）、中ノ郷（同市原町区）、小高郷（同市小高区）、標葉郷（浪江町、双葉町、大熊町）の五支部がある。出場騎馬武者たちの役職、それにもなう職務や行列順等は、おもに当組織を中心に取り決められる。
- 6 「午年 賑ふ相馬 長蛇の参拝者盛んな行列」『福島民報』昭和十七年一月四日付

- 7 管見の限りでは、昭和十七年の野馬追関連記事は以下のとおり
- ・「午年 賑ふ相馬 長蛇の参拝者盛んな行列」『福島民報』一月四日付
 - ・「中村町の騎乗会」『福島民報』一月七日付
 - ・「野馬追祭場問題で上京」『福島民報』一月十一日付
 - ・「野馬追祭場 陣ヶ崎に決る 交付金一万円増額」『福島民報』一月十五日付
 - ・「相馬野馬追祭場整備」『福島民報』二月四日付
 - ・「野馬追映画撮影問題 多忙で否決か」『福島民報』三月十七日付
 - ・「野馬追映画沙汰止み」『福島民報』三月十九日付
 - ・「太田神社々司に佐藤氏を申請」『福島民報』五月十一日付
 - ・「野馬追一千年の歴史 示さう勇武の魂 恰もこの戦下 早くも準備に掛る」『福島民報』六月十六日付
 - ・「野馬追祭典委員会」『福島民報』六月二十四日付
 - ・「野馬追祭役付決定」『福島民報』六月二十八日付
 - ・「興隆の気を盛る 野馬追に大東亜民謡舞踊」『大祭控へて評定』『福島民報』七月一日付
 - ・「総大将は代議士植松將軍 相馬の野馬追祭迫る 軍者会議終り準備整ふ」『福島民報』七月五日付
 - ・「近づく野馬追祭 オット大使も来観」『福島民報』七月六日付
 - ・「民謡作曲に資す 野馬追祭へ作曲家のお歴々」『正式に通知 オット大使野馬追視察』植松さん帰郷「陣容成る」『撮影に注意 野馬追祭』『福島民報』七月八日付
 - ・「野馬追明日から 描く武士道の真髓」『来観の人々』『余興に神旗争奪』「オット大使来福 野馬追臨席を機に」『福島民報』七月十日付
 - ・「皇軍武運長久祈願・祝相馬野馬追大祭（広告）」『采配一閃に進発 けふ野馬追祭開幕』「野馬追菓子特配」『福島民報』七月十一日付
 - ・「三国同盟発祥の地 武士道輝く福島 素晴らしき野馬追祭 語るオット大使」『けふは神旗争奪 野馬追祭最高潮へ』「一番はら貝の音高らかに響く 野馬追祭 朝焼けに繰出す」『福島民報』七月十二日付
 - ・「野馬追とオット大使 オ、と感嘆の声」こ、に見たぞ日本武士道」『神旗争奪の偉観 目をみはる観衆十萬』『福島民報』七月十三日付
 - ・「無事に済んだ喜び 植松さん野馬追終へて帰京」『福島民報』七月十六日付
 - ・「金曜特集 伸びゆく学園 中村第二国民学校 野馬追 初四 佐藤文子」『福島民報』九月十八日付
- 近代、旧藩主相馬家の嫡流が野馬追に出場することはなかった。現在の

- 14 昭和十五年（一九四〇）六月、熊谷陸軍飛行学校原町分教場として飛行場
- 13 管見の限りでは、昭和十八年の野馬追関連記事は以下のとおり
 - ・「元の陣ヶ崎へ 野馬追祭場地決る」『福島民報』二月二十日付
 - ・「決戦型で行く 相馬野馬追の準備」『福島民報』六月十八日付
 - ・「乗車制限も断行 野馬追祭と客抑制」『福島民報』六月二十六日付
 - ・「騎馬武者役員会」『福島民報』六月二十八日
 - ・「野馬追準備」『福島民報』七月二日付
 - ・「常磐駅長会議」『福島民報』七月五日付
 - ・「来る十一日から 壮観・野馬追祭 祭礼三日 すべて決戦型」『福島民報』七月八日付
 - ・「けふ決戦神旗争奪 尚武の華・相馬野馬追大祭」『福島民報』七月十二日付
 - ・「いきり立つ騎馬数千 野馬追祭り中日の盛観 昂揚する決戦意識」『福島民報』七月十三日付
 - ・「相馬子爵家焼く」『福島民報』八月十九日付
 - ・「中村神社遷宮式」『福島民報』八月三十一日付
 - ・「節柄修理を止めた 中村神社遷宮 騎馬武者も美々しく賑ふ」『福島民報』十月十八日付
- 12 「一億起ちて仇敵撃て 寡兵十八日間の血闘 アツツ島玉砕」『福島民報（夕刊）』昭和十八年（一九四三）六月一日付、「アツツ島の忠魂に応へん 全国民決死奉公 米英撃滅へ大進軍」『福島民報（夕刊）』同年六月二日付、「けふ山本元帥の国葬 聖将東郷逝て九年 日と所を同ふす」『福島民報』同年六月五日付など
- 11 相澤（二〇〇四）
- 10 昭和十七年七月十一日、中村神社の御繰り出し終了後、午前十一時から長友公園で神旗争奪戦のほか民謡披露等も行われた（「人出二万人余」『福島民報』昭和十七年七月十二日付）。同所での神旗争奪戦は、前年の昭和十六年（一九四一）にも行われており、御繰り出しの後、客足が原町（祭場）に向かうことの足止め対策だったという（「中村客止め策」『福島民報』昭和十六年七月十三日付）。
- 9 「野馬追一千十年の歴史 示さう勇武の魂 恰もこの戦下 早くも準備に掛る」『福島民報』昭和十七年六月十六日付、「総大将は代議士植松將軍 相馬の野馬追祭迫る 軍者会議終り準備整ふ」『福島民報』昭和十七年七月五日付
- 8 昭和十七年七月十一日、中村神社の御繰り出し終了後、午前十一時から長友公園で神旗争奪戦のほか民謡披露等も行われた（「人出二万人余」『福島民報』昭和十七年七月十二日付）。同所での神旗争奪戦は、前年の昭和十六年（一九四一）にも行われており、御繰り出しの後、客足が原町（祭場）に向かうことの足止め対策だったという（「中村客止め策」『福島民報』昭和十六年七月十三日付）。
- 7 開設。翌十六年（一九四一）一月、熊谷陸軍飛行学校から明野陸軍飛行学校に移管、さらに同年九月、水戸陸軍飛行学校に移管され、翌十七年（一九四二）、鉾田陸軍飛行学校に移管され鉾田陸軍飛行学校第二中隊飛行場となり、同十九年（一九四四）五月、鉾田教導飛行師団原町飛行隊と改称された（南相馬市博物館『戦後70年 原町飛行場と戦争展』パンフレット 二〇一五）。
- 6 管見の限りでは、昭和十九年の野馬追関連記事は以下のとおり
 - ・「武器の手入れに余念がない 近づく野馬追祭に、はや準備」『福島民報』五月十三日付
 - ・「野馬追祭中止」『福島民報』六月二十日付
 - ・「野馬追祭中止 講武会で正式に決定」『福島民報』六月二十四日付
 - ・「野馬追祭 結局挙行と決定す」『福島民報』七月一日付
 - ・「相馬野馬追祭は中止と決定」『福島民報』七月七日付
 - ・「米英撃滅の武者振ひ 太田神社例祭の神旗争奪」『福島民報』七月十三日付
- 5 現在の原町区小川町・小川橋西側に建っていた学校で、現在の県立原町高等学校の前身。戦時中は商業高校から工業高校へと転換され「相馬工業高校」となっていた（『原町市史』第十一巻 特別編Ⅳ「旧町村史」第一章第四節）。
- 4 南相馬市原町区上渋佐地区に生まれ育った湊照男（一九二七～二〇〇八）による日記。原資料は東日本大震災（津波）で消失。
- 3 「相馬野馬追史」 一八二頁
- 2 昭和二十一年は各地区の野馬追愛好家だけで学校や広場に集まり、野馬追を偲びさやかな行事を実施している。中ノ郷地区では昭和二十一年に夜の森公園の広場に集まり行事を行ったが、集まった騎馬が十騎のミニ野馬追となり、しかもその最中に空襲をうけ驚いて松林の中に逃げ込んだというエピソードもあった。
- 1 昭和二十一年は各地区の野馬追愛好家だけで学校や広場に集まり、野馬追を偲びさやかな行事を実施している。中ノ郷地区では昭和二十一年に夜の森公園の広場に集まり行事を行ったが、集まった騎馬が十騎のミニ野馬追となり、しかもその最中に空襲をうけ驚いて松林の中に逃げ込んだというエピソードもあった。
- 22 天保四年（一八三三）の「天保の飢饉」で、藩財政がきわめて苦しい状況になった際、翌五年（一八三四）に費用も人数もかけない「省略野馬追」を
- 21 「相馬野馬追の戦時中の報告書発見」NHK福島 令和二年五月二十一日放映、「空白の5年間」資料発見！相馬野馬追 空襲警報後も騎馬行列」『福島民友新聞』令和二年五月二十七日付、「野馬追行事の資料発見 太平洋戦争中と戦後後 言い伝え裏付け 南相馬市博物館」『福島民報（相双版）』令和二年六月一日付
- 20 谷地英男氏（一九三〇～二〇二四）小高区住人。令和二年（二〇二〇）七月十九日聞き取り。
- 19 「原町市史」第十巻 特別編Ⅲ「野馬追」「相馬野馬追関連略年表」五八七頁
- 18 昭和二十一年は各地区の野馬追愛好家だけで学校や広場に集まり、野馬追を偲びさやかな行事を実施している。中ノ郷地区では昭和二十一年に夜の森公園の広場に集まり行事を行ったが、集まった騎馬が十騎のミニ野馬追となり、しかもその最中に空襲をうけ驚いて松林の中に逃げ込んだというエピソードもあった。
- 17 南相馬市原町区上渋佐地区に生まれ育った湊照男（一九二七～二〇〇八）による日記。原資料は東日本大震災（津波）で消失。
- 16 現在の原町区小川町・小川橋西側に建っていた学校で、現在の県立原町高等学校の前身。戦時中は商業高校から工業高校へと転換され「相馬工業高校」となっていた（『原町市史』第十一巻 特別編Ⅳ「旧町村史」第一章第四節）。
- 15 管見の限りでは、昭和十九年の野馬追関連記事は以下のとおり
 - ・「武器の手入れに余念がない 近づく野馬追祭に、はや準備」『福島民報』五月十三日付
 - ・「野馬追祭中止」『福島民報』六月二十日付
 - ・「野馬追祭中止 講武会で正式に決定」『福島民報』六月二十四日付
 - ・「野馬追祭 結局挙行と決定す」『福島民報』七月一日付
 - ・「相馬野馬追祭は中止と決定」『福島民報』七月七日付
 - ・「米英撃滅の武者振ひ 太田神社例祭の神旗争奪」『福島民報』七月十三日付
- 14 昭和十五年（一九四〇）六月、熊谷陸軍飛行学校原町分教場として飛行場
- 13 管見の限りでは、昭和十八年の野馬追関連記事は以下のとおり
 - ・「元の陣ヶ崎へ 野馬追祭場地決る」『福島民報』二月二十日付
 - ・「決戦型で行く 相馬野馬追の準備」『福島民報』六月十八日付
 - ・「乗車制限も断行 野馬追祭と客抑制」『福島民報』六月二十六日付
 - ・「騎馬武者役員会」『福島民報』六月二十八日
 - ・「野馬追準備」『福島民報』七月二日付
 - ・「常磐駅長会議」『福島民報』七月五日付
 - ・「来る十一日から 壮観・野馬追祭 祭礼三日 すべて決戦型」『福島民報』七月八日付
 - ・「けふ決戦神旗争奪 尚武の華・相馬野馬追大祭」『福島民報』七月十二日付
 - ・「いきり立つ騎馬数千 野馬追祭り中日の盛観 昂揚する決戦意識」『福島民報』七月十三日付
 - ・「相馬子爵家焼く」『福島民報』八月十九日付
 - ・「中村神社遷宮式」『福島民報』八月三十一日付
 - ・「節柄修理を止めた 中村神社遷宮 騎馬武者も美々しく賑ふ」『福島民報』十月十八日付
- 12 「一億起ちて仇敵撃て 寡兵十八日間の血闘 アツツ島玉砕」『福島民報（夕刊）』昭和十八年（一九四三）六月一日付、「アツツ島の忠魂に応へん 全国民決死奉公 米英撃滅へ大進軍」『福島民報（夕刊）』同年六月二日付、「けふ山本元帥の国葬 聖将東郷逝て九年 日と所を同ふす」『福島民報』同年六月五日付など
- 11 相澤（二〇〇四）
- 10 昭和十七年七月十一日、中村神社の御繰り出し終了後、午前十一時から長友公園で神旗争奪戦のほか民謡披露等も行われた（「人出二万人余」『福島民報』昭和十七年七月十二日付）。同所での神旗争奪戦は、前年の昭和十六年（一九四一）にも行われており、御繰り出しの後、客足が原町（祭場）に向かうことの足止め対策だったという（「中村客止め策」『福島民報』昭和十六年七月十三日付）。
- 9 「野馬追一千十年の歴史 示さう勇武の魂 恰もこの戦下 早くも準備に掛る」『福島民報』昭和十七年六月十六日付、「総大将は代議士植松將軍 相馬の野馬追祭迫る 軍者会議終り準備整ふ」『福島民報』昭和十七年七月五日付
- 8 昭和十七年七月十一日、中村神社の御繰り出し終了後、午前十一時から長友公園で神旗争奪戦のほか民謡披露等も行われた（「人出二万人余」『福島民報』昭和十七年七月十二日付）。同所での神旗争奪戦は、前年の昭和十六年（一九四一）にも行われており、御繰り出しの後、客足が原町（祭場）に向かうことの足止め対策だったという（「中村客止め策」『福島民報』昭和十六年七月十三日付）。
- 7 開設。翌十六年（一九四一）一月、熊谷陸軍飛行学校から明野陸軍飛行学校に移管、さらに同年九月、水戸陸軍飛行学校に移管され、翌十七年（一九四二）、鉾田陸軍飛行学校に移管され鉾田陸軍飛行学校第二中隊飛行場となり、同十九年（一九四四）五月、鉾田教導飛行師団原町飛行隊と改称された（南相馬市博物館『戦後70年 原町飛行場と戦争展』パンフレット 二〇一五）。
- 6 管見の限りでは、昭和十九年の野馬追関連記事は以下のとおり
 - ・「武器の手入れに余念がない 近づく野馬追祭に、はや準備」『福島民報』五月十三日付
 - ・「野馬追祭中止」『福島民報』六月二十日付
 - ・「野馬追祭中止 講武会で正式に決定」『福島民報』六月二十四日付
 - ・「野馬追祭 結局挙行と決定す」『福島民報』七月一日付
 - ・「相馬野馬追祭は中止と決定」『福島民報』七月七日付
 - ・「米英撃滅の武者振ひ 太田神社例祭の神旗争奪」『福島民報』七月十三日付
- 5 現在の原町区小川町・小川橋西側に建っていた学校で、現在の県立原町高等学校の前身。戦時中は商業高校から工業高校へと転換され「相馬工業高校」となっていた（『原町市史』第十一巻 特別編Ⅳ「旧町村史」第一章第四節）。
- 4 南相馬市原町区上渋佐地区に生まれ育った湊照男（一九二七～二〇〇八）による日記。原資料は東日本大震災（津波）で消失。
- 3 「相馬野馬追史」 一八二頁
- 2 昭和二十一年は各地区の野馬追愛好家だけで学校や広場に集まり、野馬追を偲びさやかな行事を実施している。中ノ郷地区では昭和二十一年に夜の森公園の広場に集まり行事を行ったが、集まった騎馬が十騎のミニ野馬追となり、しかもその最中に空襲をうけ驚いて松林の中に逃げ込んだというエピソードもあった。
- 1 昭和二十一年は各地区の野馬追愛好家だけで学校や広場に集まり、野馬追を偲びさやかな行事を実施している。中ノ郷地区では昭和二十一年に夜の森公園の広場に集まり行事を行ったが、集まった騎馬が十騎のミニ野馬追となり、しかもその最中に空襲をうけ驚いて松林の中に逃げ込んだというエピソードもあった。
- 22 天保四年（一八三三）の「天保の飢饉」で、藩財政がきわめて苦しい状況になった際、翌五年（一八三四）に費用も人数もかけない「省略野馬追」を

おおむね下記のように開催した。

- ① 使う旗は藩主相馬家の「黒地に日の丸の大旗」と「五色の旗」のみ。
 - ② 参加者は藩主の代わりに相馬家一門衆から名代が一騎、中目付（軍者を兼務）が一騎、原町近隣の郷士が一〇騎。
 - ③ 祭場では御神酒をいただいて、他の行事は行わない。
 - ④ 野馬懸は「上げ野馬の神事（神馬の奉納）」のみ開催（『相馬藩世紀』天保五年五月十四日の条）。
- 省略野馬追はその後も何度か行われ、年ごとに内容の違いはあるものの、天保九年（一八三八）ないしは十年（一八三九）まで継続された。
- また、明治維新の慶応四年（明治元年・一八六八）には、天保八年（一八三七）の省略野馬追に倣い、おおよそ以下のような最小限の野馬追を開催した。
- ① 使う旗は「黒地に日の丸の大旗」と「五色の旗」のみ。
 - ② 参加者は藩主の代わりに相馬家一門衆から名代が一騎。
 - ③ 野馬懸は「上げ野馬の神事」のみ開催（『相馬藩世紀』慶応四年五月七日の条）。
- 明治期の省略野馬追は、同四年（一八七二）まで続いた。

【参考文献】

- 相澤 淳「大本営発表とミッドウェー海戦」『戦史研究年報』第七号（二〇〇四）拙稿「相馬氏と野馬追」（『奥州相馬七〇〇年記念座談会』レジュメ 二〇二四）相馬野馬追保存会編『相馬野馬追史』（一九八一）
- 南相馬市『原町市史』第二卷 通史編Ⅱ「近代・現代」（二〇一八）
- 南相馬市『原町市史』第十卷 特別編Ⅲ「野馬追」（二〇〇四）
- 南相馬市『原町市史』第十一卷 特別編Ⅳ「旧町村史」（二〇〇八）
- 南相馬市博物館『戦後70年 原町飛行場と戦争展』パンフレット（二〇一五）
- 『福島民報』福島民報社 福島県立図書館所蔵マイクロフィルム
- 『福島民友新聞』福島民友新聞社 福島県立図書館所蔵マイクロフィルム
- 『湊昭男日記』南相馬市博物館蔵マイクロフィルム

「相馬野馬追事業成績書」昭和十八〜二十年（一九四三〜四五）

佐藤重郎家文書 南相馬市博物館寄託資料

本稿で取り上げた、相馬野馬追講武会により作成された「相馬野馬追事業成績書」三点の翻刻を以下に紹介する。

凡例

- 一、旧字体の漢字や異体字は常用漢字に改めた。
- 一、誤字は原文の字を記したうえで、その文字の右脇に（ ）を付して正字を記し、正字と推定されるものについては（○カ）と記した。脱字と推定されるものについては（○脱）と記した。原文の意味が不明で正字・脱字が判明しないときは右脇に（ママ）と付した。
- 一、◎・○などの記号は原史料の様式に従った。
- 一、読点「、」や句点「。」は原資料に従って付したが、便宜的に追加した箇所もある。また、並列点「・」を補記した箇所もある。

【史料1】昭和十八年度相馬野馬追事業成績書（抄）

（鏡文）

扣

昭和十八年八月四日

相馬野馬追講武会長 植松 練磨

日本馬事会鍛錬課長

森 吾六殿

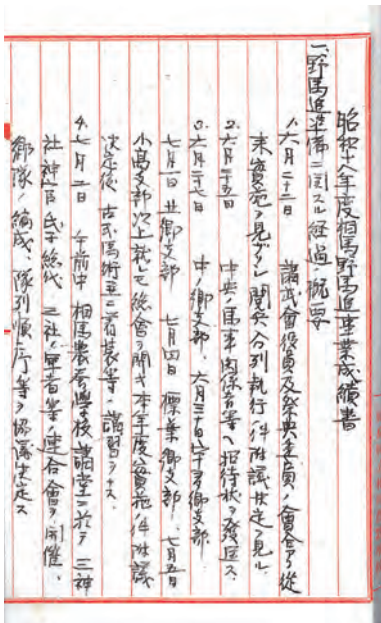
昭和十八年度事業成績書報告

標記本年度相馬野馬追事業成績別紙ノ通り及報告候也

昭和十八年度相馬野馬追事業成績書

一、野馬追準備ニ関スル経過ノ概要

1. 六月二十二日 講武会役員及祭典委員ノ会合アリ、従来実施ヲ見ザリシ閱兵分列執行ノ件付議決定ヲ見ル
 2. 六月二十五日 中央ノ馬事関係者等へ招待状ヲ發送ス
 3. 六月二十七日 中ノ郷支部、六月三十日 宇多郷支部、七月一日 北郷支部、七月四日 標葉郷支部、七月五日 小高支部、以上就レモ総会ヲ開キ、本年度実施ノ件付議決定後、古式馬術並ニ着装等ノ講習ヲナス
 4. 七月二日 午前中、相馬農蚕学校講堂ニ於テ、三神社神官、氏子総代、三社ノ軍者等ノ連合会を開催、郷隊ノ編成、隊列順序等ヲ協議決定ス
- 同日午後ハ祭典委員長司会ノ三社会ヲ開催セラル
- イ、防空ニ関スル件 ロ、閱兵分列実施ニ関スル件
- ハ、宵乗競馬回数ノ件 ニ、御名代総大将出馬決定ノ件
- ホ、着装ニ関スル件 ヘ、行列出発時刻変更ノ件
- ト、防牒ニ関スル件



昭和18年度相馬野馬追事業成績書
（冒頭の頁）

5. 七月九日 軍者ニヨル民謡大会々場準備始マル^(補説)

来賓拝観所、宿泊ノ割当等ノ決定ヲ見ル

6. 七月十日 祭場地(野馬追実施地)ニ於ケル総テノ準備完了ス

二、野馬追開催要領

(一) 事業者 相馬野馬追講武会

(二) 開催地 福島県相馬郡原町雲雀ヶ原

(三) 開催期日 昭和十八年七月十一ヨリ三日間

(四) 参加区域 相馬郡、双葉郡ノ一円

(五) 参加人員 イ、人員五一〇名

及馬数 ロ、馬四〇七頭

ハ、自馬数 相馬郡三五〇、双葉郡五七

ニ、官馬数 ナシ

三、野馬追ノ状況

(一) 環境気象及一般状況

晴雨定カナザル連日ノ天候モ何等ノ懸念モナク、三日間共頗ル好

天ニ恵マレテ、尚武ト敬神ト相俟ツテ決戦下ニ^(相説)ハシク出馬者ノ

士気大イニ揚ガル、殊ニ本年度ハ相馬子爵舎弟豊胤氏ノ総大将トシ

テ出馬アリ、参加者一同ノ光栄トスル所ナリ、本年ハ嘗テ見ザリシ

閱兵分列ヲ行フニ、騎鼓堂々トシテ完遂セルハ出馬者ノ如何ニ緊張

セルヤヲ窺ハレ、数万ノ觀衆ヲシテ驚嘆セシムルト共ニ讃辞ヲ呈セ

ラタル次第ナリ、本年ハ輸送ノ関係上遠方ヨリノ拝觀者少カリシモ、

約数万ト称セラル盛ナルベシ、中央ヨリハ日本馬事会ノ森大佐、

馬政局ヨリハ渡部少佐、^(要カ)川技手、県連合会ヨリハ立花技師等ノ拝

觀ヲ得タルハ将来ノ野馬追振興上ニ及ボス影響甚大ナルヲ認メ、関

係者一同感謝スルト共ニ意ヲ強クシ、将来共万全ノ努力ヲ惜マザル

決意ヲナス

(二) 会場ノ設備及競技場ノ状況

本年ノ宵乗競馬場ハ、昨年同様本陣山下ニ設ケタルモ、整備ニハ頗

ル人手ヲ要シタリ、ソノ周囲七百米トス

一頭ノ事故馬モナク十六回ノ競馬ヲ終了セルハ、関係者一同満足ス

ル所ナリ、神輿ノ安置所、審判所、賞品授典所、総大将及幹部ノ休

憩所、貴賓及来賓ノ拝觀所、一般觀衆ノ拝觀所、人馬ノ救護所等ノ

整備ニ万全ヲ画ス、

尚ホ神輿^(遊)爭奪戦場ハ競馬場今様ニ相馬農蚕学校生徒ノ奉仕ニヨリ草

苜整地等完全ニナシタルニ因リ馬ノ疾走ニ危険ナク完璧ヲ期ス、殊

ニ神輿ノ安置所、一般觀覽場等ハ例年ノ通り美化ニ努メタリ、前同

(三) 競技ノ経過一般状況

第一日 宵乗

午後二時 太田・小高ノ両神輿並ニ^(奉)供俸ノ一隊本陣山下ニ到着スル

ヤ、神官ニ依リ馬場ノ祓式アリテ一層ノ緊張味漲ル、聽テ陣羽織、

陣笠ノ輕装ニヨル古式ノ競馬始ム、觀衆之ニ和シテ意氣盛ナリ、コ

ノ日中村神社ノ一隊ハ午前九時旧城趾下ヨリ原町本陣山ニ向ツテ武

装モ雄々シク御繰リ出シ、五里ノ行軍ヲ続ケテ午後五時頃到着ス、

斯克テコノ一隊^(マ)ノ競馬始マル、回ヲ重ヌルコト十六回ニシテ午

後六時頃終了ト共ニ各神社ノ輿ハ町内設ケノ場所ニ安置セラル、人

馬亦夫々宿舍ニ着キ武裝ヲ解ク、

午後七時頃各郷隊軍者会ヲ開キ、明日ノ作戦ノ最後ノ打合セヲナス、

觀衆又町内ニ設ケノ民謡会場ニヨル相馬情緒ヲ満喫シテ深更ニ及ブ

第二日 野馬追

明バ第二日 愈々野馬追当日ナリ、コノ日天氣晴朗ニシテ申分ナク

早朝ヨリ拝觀者ノ群動キ始ム、騎馬武者又吾コソハ「今日ノ出陣ヲ

承ル」ト己ガ武功ニ想イヲ馳セ、我レ遅レジト纏場ニ急グ、全軍集結ヲ見タル頃先陣タル太田神社ノ一隊ノ法螺貝ノ音ト陣太鼓ヲ合図ニ軍師ノ進軍命令ニヨリ御先乗り軍者「前レ」ノ掛声勇マシク肅々トシテ行列ノ進軍始マル、時二午前九時ナリ、懸テ中陣タル小高神社ノ一隊モ大同小異ノ陣立ニテ通過スルニ本年十一才ノ若冠、コレゾ永年勤続ノ志賀軍者ノ息初陣ノ姿ナリ、殊ニ人眼ヲ引ク、後陣中村神社ハ総大将ヲ擁シテ堂々ト乗り込ム、ソノ隊形ノ整然タルト嚴肅タルハ又格別ノ感アリ、鞍馬ニ跨リ陣具、陣太鼓ヲ打ち鳴ラス、蜿蜒里余ニ亘ル、行列ハ拝観者ヲシテ自ラ襟ヲ正サシメテ肅然タリ、斯クシテ同行列ノ一隊モ全ク終リテ各神社ノ輿ヲ本陣山上ニ安置サル、ヤ、待機中ナリシ太田・小高ノ供俸隊ハ中村ノ供俸隊ト本陣山下ニテ合隊、^(隊形) 閔兵ノ体型ニ移ルヲ待、国民儀礼ヲ行フ、懸テ閔兵開始ノ合図ノ^(号カ) 音ニテ総大将、軍師以下侍大將ヲ引キ具シテノ閔兵始マル、終ツテ直チニ分列行進ニ移ル、ソノ様壯觀ナリト云フカ勇壯ト云ハンカ全ク緊張シタル姿コソ相馬武士道ノ権化ナリト称スベシ、カナリ懸念サレタ、ソシテ問題視サレタコノ閔兵分列モ何等ノ事故モナク堂々トシテ終ヲ告グ、閔係者一同満足シタルト共ニ真ニ銃後ノ意氣ヲ示シタル態度ニ感謝ス、万歳三唱後敬神散解昼食ニ入り神旗争奪戦ヲ待ツ

零時半 総大將ノ命令一下法螺貝ノ合図ト共ニ狼火第一発ノ神旗ハ打ち上ゲラル、コレゾ今日ノ卓尾ヲ飾ル勇壯ナル神旗争奪戦始メラレタルナリ、一発、二発、又三発ト神旗ハ天空ニ^(懸) タトシテ落下スレバ先陣ヲ争フ争奪戦トナル、獲得センモノト右往左往スル一隊ノ動キハ武田流ノ戦法モ斯クヤト惚バル、見レバ本陣目指シテ砂塵ヲ蹴ツテ七曲ノ堅陣ニ向ツテ疾走シ来ル若武者一騎、コレゾ日頃鍛ヘラレタル人馬一体ノ妙技ニ物言ハセテ堂々一番乗りノ勝名乗りヲ挙

グ、観衆ノ喚声暫時鳴ラ止ラズ、彼ノ得意ヤ想フベシ、壯觀コノ上ナシ、斯クスルコト二十四回、午後二時終了ト共ニ各騎馬隊ハ神輿ヲ擁シテ帰途ニ就ク、本年初陣ノ総大将相馬武士道ノ真髓ヲ知り得テ満足タラン

第三日 野馬懸

頗ル神秘的ノ行事ニシテ、小高神社境内ニ行ハル、モノニシテ周囲ニ竹垣ヲ囲ラシ、遙カ山蔭ヨリ裸馬十数頭ヲ騎馬武者十数騎ニテ竹垣内ニ追ヘ込ム、昔日ノ倂ヲ惚ブニ足ル勇壯ナルモノナリ、追込マレタル十数頭ノ奔馬ハ白衣ノ健児数十人ニ赤手ニヨリ捕獲セラレ神前ニ奉納ス、行フコト数回ニシテ頗ル賑ヲ呈ス

(四) 諸式

(イ) 開会式次第及状況

宵乗競馬開始ニ先キ立チ、神輿前ニテ敬礼後、神官ニヨル祓式ヲ行フ

(ロ) 閔兵分列式後、国民儀礼ヲ行フ、後万歳三唱ス

(ハ) 各神社ノ供俸隊ハ夫々ノ境内ニ於テ閉式ヲ行ヘ散解ス

(五) 成果

以上ノ如キ次第ナルモ当地方ハコノ祭事ノ前後ヲ契機ニ一般農村ハ作業目標ヲ樹立シ老若男女ヲ問ハズ戦力増強ノ増産ニ一家拏ゲテ精進スル、ソノ様相タルヤ涙ナクシテ見ル能ハザルモノナリ、殊ニ本年出馬ヲ目指ス者ニ於テオヤ

六月中旬ニ至レバ、出馬者ハ馬ノ管理ニ保養ニ注意ヲ怠ラズ、朝夕ノ諸運動ト手入ト相俟ツテ管養頗ル良好トナリ活氣ヲ呈ス、地方一般為メニ馬事ニ関心ヲ喚氣スルニ充分効果アリ、夏草茂ル雲雀ヶ原ト共ニ、肥馬ノ疾走スルハ頗ル好対照ナリ、本邦馬事界ノタメ同慶ニ不堪、本年度出馬者ノ割合ニ少キハ地方撃蓄馬ノ少ナキト年令ノ

若キト且ツ又地方的ニ南方作戦ノ犠牲者ノ発表ノコノ祭典ノアマリ
ニ間近カニアリシ関係ナラント思惟ス、甲冑馬具ノ手入良好、着装
亦堅確ニシテ端正ナルハ年々ノ講習ト各自ノ自□心ト相俟ツテ自重
セル結果ナラン、輸送ノ関係上、見学者ノ抑制等ヲナセシモ尚ホ且
ツ多数ノ観衆ヲ見ルハ鬱勃タル敬神崇祖ノ念ト尚武ノ精神ノ現レニ
シテ国家的意識ノ強調ナル所以ナリト信ジ同慶ノ至リナリ
前述ノ如ク中央ヨリハ多数ノ馬事関係者来原アリタルハ、一層馬事
思想昂揚ト相俟ツテ武士道日本ノ姿ヲ如実ニ顕現セシ場面ノ拝観ハ、
関係者ハ勿論、地方トシテモ満足スル所ニシテ感謝スルト共ニ欣快
ニ不堪

(六) 受賞者名簿

第一日 宵乗競馬 志賀忠 外四八名
第二日 野馬追 渡部清 外二三名

(七) 参加馬及参加者(自馬ノミ)名簿

総大将相馬豊胤氏以下 国見号 外四〇六頭

(八) 審判員並ニ競技係役職員名簿

審判官 木幡忠太 以下九名
役職員 渡部綱記 以下一五名

四、其他参考トナルベキ事項

講武会ノ組織機構愈々強固トナリ活動又活氣ヲ呈スルニ至リ、将来
ノ野馬追振展上全ク実力ヲ發揮シ得ルニ至ル、之レ偏ニ中央ヨリノ
御援助ニ依ルモノニシテ年々基礎ノ健全ナル発達ヲ予想セラル法人
組織ニ改組スルモ近キニアラン希ムハ吾々ノ微意ヲ諒トセラレ更ニ
御指導賜ランコトヲ

【史料2】昭和十九年度相馬野馬追事業成績書(抄)

(鏡文)

昭和十九年七月三十一日

相馬野馬追講武会長 植松 練磨

日本馬事会々頭 伯爵松平頼寿殿

昭和十九年度事業成績書報告

昭和十九年五月十三日付一九鍛第九四三号ヲ以テ相馬野馬追ニ対
シ助成金交付相成候所、今般該事業完了致シ候条別紙事業成績書、
経費収支決算書相添へ此段及報告候也

昭和十九年度相馬野馬追事業成績書

一、野馬追準備ニ関スル経過ノ概要

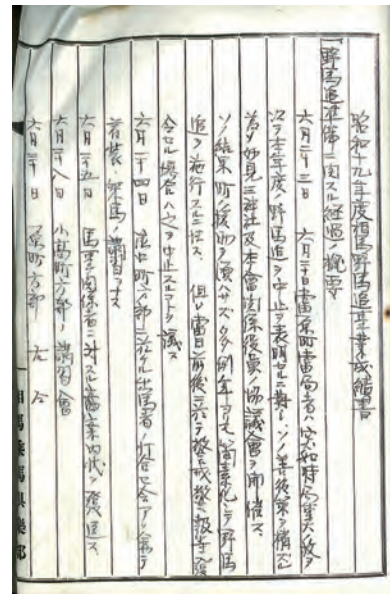
六月二十三日 六月二十日当原町当局者ハ突如時局重大ノ故ヲ以テ本
年度ノ野馬追ヲ中止ヲ表明セルニ対シ、ソノ善後策ヲ講ズル為メ妙
見三神社及本会関係役員ノ協議会ヲ開催ス
ソノ結果町ノ援助ヲ煩ハサズタダ例年ヨリモ簡素化シテ野馬追ヲ施
行スルニ決ス、但シ当日前後ニ於テ警戒警報等発令セル場合ハ之ヲ
中止スルコトヲ議ス

六月二十四日 浪江町方部ニ於ケル出馬者ノ打合せ会アリ、合セテ着
装、乗馬ノ講習ヲナス

六月二十五日 馬事関係者ニ対スル案内状ヲ発送ス

六月二十八日 小高町方部ノ講習会

六月三十日 原町方部 右同



昭和19年度相馬野馬追事業成績書
(冒頭の頁)

七月一日

鹿島方部 右同

七月二日

関係軍者及氏子総代等ノ連合協議会ヲ開催シ左記決定

ヲ見ル

郷隊ノ編成、隊列ノ順序、戦捷祈願祭ノ件、防空ニ関スル件、宵乗競馬廃止ニ関スル件、防牒ニ関スル件、騎馬武者ニヨル民謡大会開催ノ件、来賓拝観所ノ件、審判者ノ件、御神旗打拳ゲ数ニ関スル件、出場奨励ニ関スル件

七月三日

現場ニ於テ実施スル要領打合せノタメ各関係軍者ヲ本

陣山下ニ集合ス

七月九日

現場ニ於ケル諸準備始ム

七月十日

雨天ニツキ準備中止ス

七月十一日

例年ハ宵乗祭ニテ軽装セル騎馬ノ競馬ヲ施行セルモ本

年ハ中止ス、午前中降雨甚シクモ午後ヨリ晴天トナリ諸準備一切ヲ完了ス

二、野馬追開催要領

(一) 事業者

相馬野馬追講武会

(二) 開催地

福島県原町雲雀ヶ原

(三) 開催期日

昭和十九年七月十二、三日

(四) 参加区域

相馬郡、双葉郡一円

(五) 参加人員

イ、人員三二五

及馬数

ロ、馬数二八〇

ハ、自馬数

相馬郡二四〇、双葉郡四〇

ニ、官馬数

ナシ

三、野馬追ノ状況

(一) 環境気象及一般状況

連日ノ晴天続キノ所、十日ハ終日、十一日ノ午前中ハ降雨甚シク会場ニ於ケル諸準備不能トナルモ、十一日ノ午後ヨリ雨止ミテ全クノ晴天ヲ見ルニ至ルヲ幸イ、取り急ギ同夕刻迄ニ完備ス、明クレバ十二日ノ当日晴雨定カナラザル天候ナルモ、遂ニ二十時頃ニ至リ細雨ヲ見ルニ至ルモ又止ミ、実施上ニ於テハ何等ノ支障ヲ来サザリキ、尚武ト敬神ト戦捷祈願等ト相俟ツテ時局緊迫ノ折、参加者ノ士氣頻ニ揚ル、殊ニ前述セシ如ク原町当局者ノ中止ノ主張ニテ危ブマレタル野馬追モ、予想外ノ騎馬ノ出場ト参観者ノ多キニハ一驚セリ、時局多端ノ折如何ニ緊張セルヤヲ窺ヘル、県ヨリハ経済部長、日本馬事会ヨリハ塙書記ノ来観アリ、将来野馬追振展上ノ御指導ヲ賜リテ感謝ス

尚ヲ本年は時局柄ノ故ヲ以テ小高町方部ハ同方部ノミノ集合ニテ形バカリノ野馬追ヲ実施ス、参加馬数六十余騎ヲ見ル、中村方部ハ神輿ノ渡御ナク騎馬ノミ参加ス

(二) 会場ノ設備及競技場ノ状況

時局緊迫ノ折柄、簡素化シタル野馬追実施ニテ本年ハ異例ナルモ宵乗祭ヲ実施セザル所謂一日ノ野馬追ヲ実施スルニ決ス、従ツテ各神社ノ神輿並ニ人馬ハ原町内ニ宿泊セザルコトナリ、例年ノ実施ノ

宵乗競馬ハ為ニ中止トナルカ、然カレドモ会場ノ設備等ニハ何等ノ影響ナク、神輿ノ安置所、審判所、來賓拝觀所、一般觀覽席、赤字救護所等ノ整備ニ万全ヲ期ス、

尚ホ会場及競技場タル雲雀ヶ原ノ準備、整備ニ関シテハ、例年乍ラ相農校ノ学徒隊ノ奉仕ニ因ルモノナルモ本年ハ特ニ連日ニ亘リ徹底的ニ雑木、雑草等ノ苅取り作業、整地等援助セラレタルヲ謝スル次第ナリ

(三) 競技ノ經過一般狀況

野馬追

コノ日朝ヨリ曇天ニシテ雨空模様ナリシモ、町内行進途中ニテ遂ニ雨ヲ見ルモ間モナク止ミ行事ニ支障ヲ来サズリキ、定刻午前九時、纏場タル新田川畔及商業学校庭ニ、今日ノ己ガ武功ニ想ヘヲ馳セ我レ遅レジト騎馬武者ノ急グ姿コソ相馬武士道ノ権化ニテ勇シ、全軍集結ヲ見タル頃、軍師ノ命令一下太田神社ノ一隊ノ法螺貝ノ音ト陣太鼓ヲ合図ニ御先乗り軍者ノ『前レ〜』ノ掛声勇マシク肅々トシテ行列ノ進軍始マル、時二午前九時四十分ナリ

中村神社ノ一隊モ大同小異ノ陣容ニテ続ク、列中ニハ七十余才ノ老人アリ、又十才ノ若冠^(マユ)アリテ一層ノ士氣高揚トナル、鞍馬ニ跨リ陣貝、陣太鼓ヲ打ち鳴ラス、隊形ノ整然タルト、嚴肅ナレバ拝觀者ヲシテ自ラ襟ヲ正サシメテ肅然タリ、斯クシテ行列ノ一隊本陣山下ニ到着スルヤ會長タル植松少将及全員戰捷祈願ヲ行ヒ、閱兵分列、輪乘リ等ヲ行ヒ、聖寿^(歳)ノ万才ヲ奉唱シテ午前ノ行事ヲ終リ、昼食ニ入り神旗爭奪戰ヲ待ツ

零時半、總大将ノ命令一下法螺貝ノ合図ト共ニ「皇軍武運長久ヲ祈ル」ト認メタル第一發ノ神旗ハ打ち上ゲラル、コレゾ今日ノ掉尾ヲ飾ル勇壮ナル神旗爭奪戰始メラレタルナリ、一發、二發、又三發ト

神旗ハ天空ニ□^(翻)々トシテ落下スレバ先陣ヲ爭フ爭奪戰トナル、獲得セント奪取セント右往左往スル一隊ノ動キハ武田流ノ戦法モ斯クヤト偲バル、見レバ本陣目指シテ砂塵ヲ蹴テ七曲ノ堅陣ニ向ツテ疾走シ来ル武者一騎、コレゾ日頃鍛ヘラレタル人馬一体ノ妙技ニ物言ハセテ堂々一番乗リノ勝名乗ヲ挙ゲ、觀衆ノ喚聲暫時鳴リ止マズ、彼ノ得意ヤ想フベシ、斯クスルコト二十回、最後ノ「戰捷祈願」ノ神旗爭奪戰ニテ本年度ノ野馬追ヲ終ル、時二午後一時半ナリキ、小高方部ノ騎馬亦小高町ノ行列行進ヲ行ヒ、小高神社境内ニ於テ模擬神旗爭奪戰ヲ行ツテ午後一時終了ス

野馬懸

頗ル神秘的ノ行事ニシテ小高神社境内ニ行ハル、モノニシテ周囲ニ竹垣ヲ囲ラシ、遙カ山蔭ヨリ裸馬十數頭ヲ騎馬武者二十數騎ニテ竹垣内ニ追ヘ込ム、昔日ノ佛ヲ偲ブニ足ル勇壮ナルモノナリ、追ヘ込マレタル十數頭ノ奔馬ハ白衣ノ健兒數十人ニ赤手ニヨリ捕獲セラレ神前ニ奉納ス、行フコト數回ニシテ賑ヲ呈ス

(四) 諸式

- (イ) 行列ノ一隊本陣山下ニ到着シ、從ツテ全員戰捷ノ祈願祭ヲ執行ス
- (ロ) 神旗爭奪戰ニ先立ち修祓ノ式ヲ行フ
- (ハ) 各神社ノ供奉隊ハ夫々社前ニ於テ閉式ヲ行フ

(五) 成果

右ノ如キ次第ナルモ当地方ハ、コノ祭事ノ前後ヲ契機ニ、一般農村ハ作業目標ヲ樹立シテ、勞力不足ヲ克服シテ戦力増強ニ増産ニ一家ヲ挙ゲテ精進スルソノ様相タルヤ涙ナクシテ見ル能ハザルモノアリ、殊ニ出馬ヲ目指ス者ニ於テハ殊ニ真剣ナリ、田植ヲ終レバ、出馬者ハ夫々馬ノ管理ニ保養ニ注意怠ラズ、鍛鍊又日毎ニ猛烈ヲ加フ、之地方一般馬事ノ為メニ良好ノ結果ヲ来スヲ認ム、夏草茂ル雲雀ヶ原

相馬野馬追講武会長 植松練磨

日本馬事会

会頭 南 次郎 殿

昭和二十年度事業成績書報告

昭和二十年七月十日付二〇鍛第三〇一号ヲ以テ相馬野馬追ニ対スル助成金交付相成候所今般該事業完了シ候条別紙事業成績書経費収支決算書相添ヘ此段及報告候也

昭和二十年度相馬野馬追事業成績書

一、野馬追準備ニ関スル経過ノ概要

○七月一日 原町長司会ノ下ニ本年度野馬追実施ニ関シ中村・太田・小高神社ノ社司、氏子総代並ニ講武会役員ノ連合協議会ヲ開催セラル、ソノ結果、時局重大化ノ故ヲ以テ中村神社方部ハ中止、太田神社方部モ同様、小高神社方部ノミハ十三日ニ例年ノ通り騎馬ノ行列並ニ野馬懸ノ行事ヲ執行スルニ決ス、同日午後二時相馬農蚕学校ニ於テ講武会役員会開催中ナルヲ以テ午前町役場ニ於ル協議事項ヲ議題ニ協議ヲ進ム、即チ敵機ノ来襲ヲ十分考慮ノ上、本会主催ノ敵前野馬追ヲ十二日ニ執行スルコトトシ、具体的ナルコトハ後日更ニ協議スルコトニ決シ散会ス

○七月四日 相馬農蚕学校ニ於テ軍者会ヲ開催、サキニ役員会ニ於テ決定ヲ見タル如ク本会主催ノ戦捷祈願野馬追ヲ実施スルコト、シ、町内ヲ騎馬行進シ、夜ノ森丘ニ於テ祈願祭ヲ執行シ、大イニ士氣昂揚ニ資センコトニ決ス

○七月九日 地方軍用保護馬ノ検査ノタメ例年ノ通り十二日実施困難ト

ニ肥馬ノ疾走スルハ又当然ニシテ、本邦馬事界将来ノタメ同慶ニ不堪、前述セン如ク本年ハ小高・中村両神社ノ神輿ノ渡御ヲ見ザリシモ割合ニ出馬者多ク銃後ニ於ケル士氣昂揚トナル、甲冑馬具ノ手入逐年良好トナル傾向アリ、将来ノ保存上□ナルベシ、着装立堅確端正トナリ、自ラ氣品アリテ古武士ノ倂ヲ現ハス

觀衆又割合ニ多ク、敬神ヨリスル武運長久ヲ祈ランガタメナラン

(六) 受賞者名簿

星 倫 外一九名

(七) 参加馬及参加者(自馬ノミ)名簿

軍師木幡忠太以下 春山号 外二七九頭

(八) 審判員並ニ競技係役職員名簿

審判官 木幡忠太 以下六名

役職員 渡部綱記 以下八名

四、其他参考トナルベキ事項

講武会ノ組織機構愈々強固トナリ、活動亦活氣ヲ呈スルニ至ル、殊ニ本年ハ前記ノ通り原町当局者ノ野馬追中止ノ決議ヲ見ルヤ、断然立ツテ一千年ノ伝統ヲ誇ル野馬追ハ如何ナル場合ト雖モ中止セルコトナキヲ以テ之ガ決行ニ邁進、ツイニ堂々ト決行セルモノニシテ相馬ノ野馬追ヲシテ中絶セシメザリシハ主トシテ当会ノ力ニ因ルモノナリ、将来法人組織ニ改組シ益々野馬追ノ振展^(進)保存ニ力ヲ致シ、吾人ノ微意ヲ諒トセラレ、更ニ御指導ヲ乞フ。

【史料3】昭和二十年度相馬野馬追事業成績書(抄)

(鏡文)

昭和二十年七月二十五日

ナリタル為、各関係者二十五日ニ延期シタル旨通知ヲ發送スルト共ニ、更ニ十三日軍者会開催ノ通知ヲナス

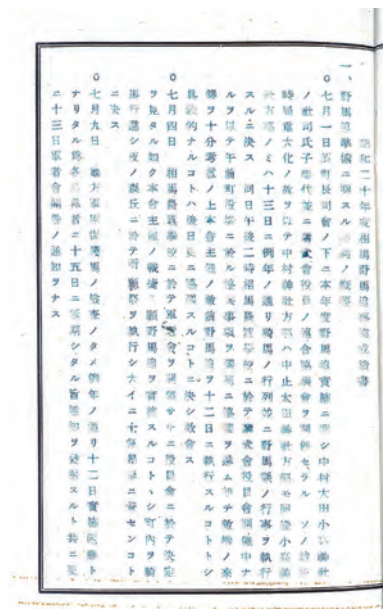
○七月十三日 昨日ノ降雨本日午前十時頃止ミ、植松会長、佐藤副会長、本幡理事、午来幹事ノ四名ハ、小高神社ニ於ケル野馬懸行事見学並ニ指導ノタメ出張

午後二時開催ノ相馬農蚕学校ニ於ル最後ノ軍者会ニ出席ス

即チ十五日執行ノ野馬追ノ方法ヲ決定ス、同日午前十時迄ニ新田川畔ニ騎馬武者ハ全部集合ヲ終リ、副大将海老原氏ヲ中央二十時半行動ヲ開始、例年通り町内ヲ行進シ、軍部ノ都合ヲ考慮シ本年ハ夜ノ森公園ニ本陣ヲ設ケ戦捷祈願祭並ニ神旗争奪戦ヲ実施スルニ決ス、但シ警報発令ノ場合ハ見合ハスコト

○七月十四日 警報発令頻リナルモ充分警戒ノ中ニ鹿島方部ノ出馬者ハ明十五日ノ出場ノ予行ヲ実施シ、植松会長自ラ出場、馬上ニテ陣頭指揮ヲトリタルハ時局柄感銘ノ至リナリ、初六年生ノ御子息ノ出馬人目ヲ引ク

本年ハ宵乗競馬ヲ取止メタルモ、会場タル夜ノ森公園ハ、審判者席、来賓席、軍者席、祭壇等ノ準備ヲナス



昭和20年度相馬野馬追事業成績書
(冒頭の頁)

他ニ出馬者ノ為、野馬追神事ノ神符及賞品ノ準備ヲナス

二、野馬追開催要領

1 事業者 相馬野馬追講武会

2 開催地 福島県相馬郡雲雀ヶ原

3 開催期間 昭和二十年七月十三日及七月十五日

4 参加区域 相馬郡双葉郡

5 参加人員 イ 一七〇人 ロ 自馬数 一三〇

及馬数 ハ 一五〇騎 ニ 官馬数 ナシ

三、野馬追ノ状況

1. 環境気象及一般状況

晴雨定マラザル日多キ殊ニ雨ガチノ天候続クコト久シ、即チ十二日午後ノ雨ハ十三日午前十時頃迄続キ、小高神社ノ行事ヲ懸念サレタレドモ後ハル

経過概要ニノベタル如ク、本年度ハ特例ノ野馬追ノ執行ヲ見タルハ遺憾トスルモ、時局ハ如何トモナス能ハス、殊ニ野馬追期日ノ変更ハ更ニ其感ヲ強フスルモノナリ(理由前述シアリ)、則チ十一日ノ宵乗リハ之ヲ全ク廃シ、十二日ノ野馬追ハ十五日ニ、十三日ノ小高神社ノ行事ハ盛況裡ニ完了セルハ幸ナリキ、警報発令ナキ為ト地方的行事ナルヲ以テ近郷近在ヨリノ拝観者多数アリ、出馬者又五十余騎アリタリ

中村方部ハ七月十二日祭式ノミ執行、三十数騎ノ騎馬武者ノ参拝アリ、之又盛ンナリ

2. 会場ノ設備及競技場ノ状況

一般状況ニ於テ述ベタル如ク、会場ハ雲雀ヶ原ノ一角夜ノ森丘ノ広場ニ二変更実施ニ至リタルモ、戦捷祈願祭ノ祭壇、審判軍者席、会長席、来賓席等及一般観覧者席、救護席ノ設備ニ万全ヲ期ス、又生

草ノ刈取り、樹木枝ノ整場(マツ)の整地等亦同ジ

3. 競技ノ経過一般状況

野馬追コノ日、細雨頻リナルモ実施ニハ何等差支ヘナカリシガ、早朝ヨリ警戒警報、空襲警報ノ発令アリテ其実施懸念セラレタルモ、逐次解除トナリ、雨又時々止ム

定刻午前十時、集合地タル新田川畔ニ至ルモ騎馬ノ参集遅々トシテ進マズシテ予期ニ反スルヤ憂シム、然ルニ間モナク北郷方部ノ一隊馬ヲ飛シテ馳セ参ズルアリ、依然活気ヲ呈ス、茲ニ百十余騎ノ集合ヲ見タルヲ以テ法螺貝ノ合図ニヨリ行列行進ニ移ラシメ、会場タル夜ノ森公園ニ向ハシム、沿道ノ参観者又多キニ一驚ス

十一時四十分、其先頭会場ニ達ス、全員ニ列横隊ノ南面トナリ国民儀礼ヲ行ヒ、終ツテ予テ設ケノ祭壇ニ向ヒ戦捷ノ祈願祭ニ移ル滞リナク終了、植松会長ノ発声ニテ陛下ノ万歳ヲ奉唱、三十分間ノ昼食休憩トナル、例年ナラバ本陣山下ニ於テ行ハル、勇壮ナルカノ神旗争奪戦ハ、本年ハ全ク無ク異例ノ弓矢ニ依ル小旗ノ争奪戦ヲ実施セリ、臆テ螺ノ合図ニヨリ騎馬武者ヲ会場ノ中央ニ集合セシムレバ、御弓係大内氏ノ強射ニ依リ弓矢ハ小旗共ニ天ニ冲ス、カクシテヘンポイントシテ落下スルヲ争奪ス、予定ノ十五回ヲ終リテ散会ス、コノ時刻ヨリ降雨一層激シク人馬共ニ氣ノ毒ナルモ出馬者一同更ニ勇ヲ鼓シ、コノ士氣ヲ以テ増産ニ邁進、以テ米英撃滅ノ資ニ供セント意氣揚々各自帰途ニツク

4. 諸式

イ、騎馬武者会場ニ到着スルヤ国民儀礼ヲナス
ロ、太田神社佐藤社司祭主トナリ戦捷祈願祭ヲ執行ス
ハ、各郷隊ハ各適地ニ於テ閉式ヲ行ヒタリ

5. 成果

右ノ如キ次第ナルモ、当地方ハ野馬追ノ前後ヲ契機トシテ一般農家ハ作業目標ヲ樹立シ、労力ノ不足ヲ克服シ増産ニ一家ヲ拵ゲテ精進スル意氣込コソ偉大ナル戦力ノ増強ナリ、殊ニ出馬ヲ目指ス者ハ馬ノ手入ニ武器具ノ補修ニ増産ニト全ク真劍ナリ、夏草茂ル雲雀ケ原ニ肥馬ノ疾走スル神旗争奪戦ヲ夢現ニ幾日カラ待チ焦カル、敵米英何ノソノト甲冑ニ身ヲ固メタル武士ノ意氣込コソ銃後戦士ノ士氣ナラン

然ルニ本年ハ前述ノ通りノ事情ニ係ラズ、ヨクモ二百余騎ノ出馬ヲ見ルニ至レルハ緊迫セル情勢ニ一層緊張シタル者ト感銘スル次第ナリ、地方的ニモ大イニ感ナキニアザルヲ認ム

6. 受賞者名簿

桜井 栄 以下一五名

7. 参加者及参加馬(自馬ノミ)名簿

副大將海老原義次以下 山澤号 外一四九頭

8. 審判員及競技係役員名簿

木幡忠太 外四名

役職員 牛来不二夫 外三名

四、其他参考トナルベキ事項

事局重大ナル折柄、然カモ警報発令頻頻タル秋、地方民ハ良ク野馬追一千年ノ伝統ヲ保持セント協力シ、中止ニ至ラシメズ決行セルハ返ヘス返ヘスモ野馬追将来ノ維持発展ノ為慶賀ニ不堪、茲ニ馬事会当局者ノ絶大ナル御支援ニ対シ謹而謝意ヲ表スルト共ニ、将来共相変ラズ御指導ヲ乞フテ止マザル次第ナリ

廃藩置県にいたる中村藩の動向

森 晃洋

はじめに

奥羽越列藩同盟軍に属して戊辰戦争を戦った中村藩は、慶応四年（一八六八）八月四日に明治政府軍に降伏した。その直後からは政府軍に属して仙台藩と戦闘を繰り広げ、その仙台藩が同年九月に政府軍に降伏したことにより、中村藩の戊辰戦争も終わりを迎えることになった。

それ以降、中村藩は明治政府からさまざまな指令を受けて、藩制改革を行い、明治四年（一八七一）の廃藩置県を迎えることになる。

本稿では、中村藩最後の藩主相馬誠胤の業績をまとめた「誠胤公御年譜」から、明治政府の方針や指令を受けた中村藩がどのように対応し廃藩置県にいたったのか、その過程を明らかにしたい。「誠胤公御年譜」を読みすすめると、けっして詳細とはいえないが、明治政府からの指令あるいは明治政府に対する中村藩の要望や申請、中村藩士に対する指示などが他の史料に比べて詳しく記されていることがわかる。なお、特にことわりがないかぎり、引用している史料は稿本「誠胤公御年譜」（岩崎真幸氏所蔵）である。

一、中村藩の本領安堵と誓約

仙台藩降伏後の明治元年（一八六八、九月八日改元）十月、仙台的総督府に登城すべきことを参謀局から命じられた相馬誠胤¹は、十日に中村城を出発して翌日には仙台に到着した。そして、十三日に仙台城に登城

した誠胤に対して総督府から次のように「御達章」が出された。

相馬 因幡

奥羽諸賊官軍ニ抗候折柄、大藩ニ被凌逼、不得止一旦賊徒ニ党与候得共、王師封境ニ臨ミ、速ニ降伏帰順官軍ヲ迎ヒ、仙賊ヲ掃攘候段被聞召届、出格之御仁恤ヲ以城地所領是迄之通被下置候条、爾后天裁之厚ヲ奉戴シ、闔藩王事ニ勤勞可相励旨御沙汰候事、

十月

ここには明治政府の「出格之御仁恤」により、中村藩にこれまでのとおり「城地所領」が安堵されたことが記されている。つまり、中村藩は領地を没収されることなくこれまでどおり宇多・行方・標葉の三郡の領地を治めることが認められたのである。そして、この本領安堵は十五日に麻袴を着し中村城に登城した藩士に対して家老から伝えられたことが記されている。

戊辰戦争当時「大藩ニ被凌逼」た中村藩はやむをえず奥羽越列藩同盟軍に属し明治政府軍と戦ったが、速やかに降伏し、以降は政府軍に属して仙台藩と戦ったことが認められ高く評価されたといえる。

なお、十月中に誠胤は明治政府に対して二つの申出書を提出している。一つは、天皇の東北行幸が計画されていたことを聞き、「壺万金」の献金を申し出たことである。

もう一つは、戊辰戦争による戦死者の慰霊に関する申出である。中村藩が戊辰戦争を同盟軍として戦い、その後政府軍として戦ったというこ

とは、言い換えると、賊軍として戦死した藩士と、官軍として戦死した藩士がいたということを意味する。賊軍として戦死した藩士を慰霊することに憚りがあったようで、誠胤は「不祭之鬼」と表現し、自身の不肖により家臣が重罪に陥ってしまったとし、慰霊する許可を政府に申し出たところ、政府からは申出のとおりに許可されたのである。

中村藩の戊辰戦争と戦死者の慰霊の在り方は、異なる立場で戦った中村藩を象徴する事柄であると考えられるため、別の機会に詳細に述べたい。

誠胤は「本領安堵ノ天恩ヲ拝謝」するために江戸に向かい、十月三十日に江戸麻布屋敷に到着した。そして翌月三日に参内し、本領安堵のお礼を天皇に申し上げ、五日に「御誓約」のためにあらためて登城したのである。

「御誓約」とは、慶応四年三月に政府の政治方針を示した「五箇条の誓文」に違背しないことを誓約することである。この時に政府の政治組織の大綱を示した「政体書」も下されたと思われる。なお「誠胤公御年譜」に政体書は引用されていないが、中村藩の在郷給人佐藤精明が記した「奥羽御追討各藩御進撃付見聞筆記」^{*2}にはこの政体書が引用されており、政体書の内容は広く藩士に知られていたと考えられる。

五箇条の誓文を誓約するということは、天皇と藩主が臣従関係を結び、政府が天皇の名のもとに藩を統制することが可能となったことを意味する。そして、慶応四年閏四月二十一日に公布された政体書によって、これまで大名が領有していた藩は地方行政単位として組み込まれることになる。この制度化された地方体制は「府藩県三治制」と呼ばれている。

つまり、本領安堵となった中村藩が五箇条の誓文の趣旨を誓約し政体書を受け入れたということは、中央集権化を進める政府の地方制度をこの時に受け入れたということである。

十一月十三日に誠胤が藩内の「海岸防御且ハ戦後人民撫育」のために帰藩するにあたり、政府から次のように指示が出された。

相馬 因幡守

今般御誓約相済御暇賜り候条、帰邑之上ハ御誓文之御趣意厚奉体認、家政向改正ハ勿論、東北既ニ平定ニ至ルト雖モ兵乱之余、民心全ク安堵ニ至ラス、尚残賊潜匿之義モ難計ニ付、領民綏撫取締之義深ク心ヲ尽シ屹度藩屏之職ヲ守リ緩急御用相立候様、御沙汰候事、

十一月

行政官

このように「御誓文之御趣意厚奉体認」り「家政向改正」を進めるとともに、「領民綏撫取締」に心を尽くして「藩屏之職」を守るよう政府から指示が出されたということは、中村藩に対してあらためて五箇条の誓文と政体書の趣意を遵奉させるためだったと考えられる。

明治二年（一八六九）二月五日、中村藩は旧幕府から発給されていた「朱印并領知目録」に写しを添えて政府に提出した。

一 朱印 拾巻

但写添

一 領知目録 壹巻

但写添

右之通御座候以上、

明治二巳年

相馬因幡守家来

村津 貞兵衛

弁事御役所

これは、政体書が公布される前の明治元年閏四月十九日に、旧幕府から発給されていた領知判物の提出を命じられていたことにもとづく^{*3}。朱印状は「拾巻」、領知目録が「壹巻」ということは、おそらく旧幕府が藩主家である相馬家に対して代々発給していたものを政府に提出したと

思われる。

中村藩が領有していた宇多・行方・標葉の三郡は、これまで旧幕府から発給される朱印状と領目録によって保証されていた。それらを政府に提出するということは、相馬家が領主から地方行政官へと変わりつつあったと理解することができるだろう。

四月十五日、中村藩は「言路ヲ開キ公議ヲ求ムルノ聖旨」にもとづき「藩政ヲ釐革」することについて、広く藩士にその得失を議論させて意見を建議するよう、次のような訓諭を出した。

惣士江被申渡趣

王政御一新ニ付、於天朝者神武創業ニ被為基、文武一途四海同軌、至易至簡之御綱紀ヲ振興シ、万世不拔之皇基益隆昌宇内ニ冠絶タル国体御確定被為在候ニ付而ハ、海内人材ヲ御登庸、第一言路ヲ開キ広ク天下之公議ヲ御求、大ニ御国是ヲ定メ制度規律ヲ御建被遊候ニ付、当春以来段々御布告之件々モ有之、其中御政体書壺冊御下渡ニ相成、府藩県共右之趣意奉体認、四民可知帰向旨被仰出候処、兩殿様ニハ已ニ御改政之御深慮被為在候折柄、深ク御感悦不被為堪、実ニ御国政御振興之好機会、猶又今般御本領御安堵為御礼御登京、天顔咫尺之御間ニ而御誓約被為取行、且亦御家政御改正、民政御取締、兵隊変革等云々之義ニ付、早速御暇御頂戴之上ハ右誓約御政体等へ御基、不日御国政及件々御一新之御成功被為立度御誠意ニ被為在候得共、数百年太平之習弊ヲ一洗シ、永世不拔之御制度御建立被遊候義、実以不容易御事業ニ付、聚衆議伸群力非サレバ何レニモ御成功難被為遂、依而広ク一藩一国之衆議見込ヲ御取被遊度、御渴望之義ニ候得共、既ニ当春モ諸役々ハ勿論御家中一同農工商ニ至迄見込之趣上書被仰付候得共、僅ニ五六輩之上書而已ニ而全ク衆議之公論ヲ尽シ候ニモ不至、求言之道未タ其要不被為得事ト深ク御痛歎思召候、

依之此度天朝ヨリ御下渡之政体書壺冊銘々へ拝見被仰付、猶亦諸役人始御一藩之面々江上書被仰付候、第一国家之盛衰治乱存亡ハ其所任之賢不賢ニ不由者無之候ニ付、人材御登庸之義ハ実ニ国家興廢之枢機ニ候間、諸役之当否ハ勿論野ニ遺賢ナシト申如ク広ク人材薦挙之道銘々見込之通り聊無遠慮上言可仕候、且又天下之公論ニ基、永久不拔之御国是御確立被遊候ニ就而者、從來之御政体何等之義者弊政ニ付斯モ御変革可然哉、如何ナル義ハ新ニ御施行被為在可然哉ト申所、各存込之通建言可仕、凡賢不肖ニ不限万物之靈トシテハ誰坎聞見思慮無キモノ可有之哉、況ヤ諸役蒙仰居候面々之上ニ而ハ、兼々人才御撰挙之義ニ候得者、尊卑大小雖異、同シク君命ヲ下ニ布キ夫々之職掌ヲ荷ヒ居候得者、是非得失之弁別可有之候、然ルニ黙々一言無之候而者、実ニ君上之御誠意不奉体認、其職ヲ空クスルニ相当リ実以恐入候次第ニ付、深キ御趣意ヲ相弁ヒ国家へ報恩之一誠心ヲ以テ如何様之事ナリトモ、献替可非之道封書ニ指上可申、御家中ハ来十一日五ツ時ヨリ九ツ時迄之中、登城之上差上可申、同日御用番、御用人、中目付大広間江列坐、中目付請取御用番落手、兩殿様御前へ差上申候、且御領中出役之面々并寺社支配之者及給人郷士、足輕、農工商ニ至迄見込有輩ハ御達書拝見ヨリ五日限り其支配々々へ指出可申、是又御用番落手次第早速御前へ指上可申候、右封書御直覽被遊候上、御家中中目見込違之義ハ更ニ御咎無之、切実至当之立言ハ夫々衆議之上早速御施行可被遊候、実ニ人材登庸之捷路政事之是非一時ニ瞭然御了知被遊、献替国人ト共ニ謀之ノ良図被為建候上ハ、御一藩至治之御徳化ニ沐浴仕候而已ナラズ、乍恐兩殿様藩屏之御職務天朝へ之御忠節不被為過之候間、棄已求他之御誠意ニ相酬候様思召柄深ク奉体認、等閑之義決而無之聊不憚忌諱上書可仕旨被仰出候、此段申達候、

「誓約御政体等」にもとづき「御家政御改正、民政御取締、兵隊変革等」について「聚衆議伸群力」さなければ成功も成し遂げがたいとして「広ク一藩一国之衆議見込」を求めたのである。ただ、この時はわずかに「五六輩之上書」しか集まらなかったことから、政府から「御下渡之政体書壹冊」を藩士が見ることができるようにしたのである。また「黙々一言無之候而者、実ニ君上之御誠意不奉体認、其職ヲ空クスル」と、一言も意見がないことに対して強く非難していることがわかる。そして、「等閑之義」がないように意見を提出することを求めて訓諭を結んでいる。

このように、誓約や政体書の趣旨を中村藩が特に重要視していたことがわかり、さらに広く藩士に行き渡らせようとしていたことを読み取ることができる。前述したように、政府は中村藩に対して五箇条の誓文と政体書の趣旨を遵奉することを求めていたが、中村藩はその趣旨を十分に理解して、それを藩士に伝えて今後の藩の在り方について意見を求めたのである。そのことが「永世不拔之御制度御建立」につながると考えていたということができる。

二、中村藩の版籍奉還

全国の土地と人民を天皇に奉還する版籍奉還を、薩摩藩、長州藩、土佐藩、肥前藩の藩主らが明治二年（一八六九）一月に上表して以降、中村藩で版籍奉還の動きが具体的にみられるようになるのは、同年三月になってからである。この間の「誠胤公御年譜」に版籍奉還に関する記述はなく、同月二十七日に初めて以下のように記されている。

王政御一新二付、諸侯方大概社稷御返還ニ相成候趣、脇方様御都合ヲ以、於御家モ今度土地天朝へ御返還ニ相成候段、御達シニ相成候事、ここには、諸藩の多くが「社稷」を返還したことが記され、それにつ

づき「脇方様御都合」により、「御家」も土地を天皇に返還することになったということである。「御家」とは相馬家、つまりは中村藩のことである。この一文からは中村藩が三月段階で版籍奉還に応じる姿勢をみせていたことを読み取ることができる。

ただ、中村藩が版籍奉還に応じる姿勢をみせたのは、「脇方様」の都合によるものであるという。この「脇方様」が誰を指すのか、「誠胤公御年譜」には、管見の限りこの記事以外に「脇方様」を確認することはできない。「様」と敬称を付けていることから、相馬家の一門衆である御一家や御家中である可能性は低く、明治政府内の人物や誠胤に近しい間柄の藩主家が想定できるだろう。いずれにせよ、誠胤は「脇方様」という、いわば中村藩の外部の人物の都合を考慮して版籍奉還に応じる動きをみせることになったといえるのではないだろうか。

五月になると、御一家の相馬輓負が誠胤の名代として参朝し、政府から次のように意見書の提出を求められた。

五月廿二日

一名代重臣相馬輓負参朝シタルニ、天下大事ニ付何レモ忌諱ヲ憚ラス充分意見ヲ書シ、来ル廿五日差出スヘキノ命アリ、

（中略）

五月廿五日

一重臣相馬輓負参朝、答書ヲ差出シタリ（答書散佚）

一同日重テ松浦肥前守ヨリ外国交際版籍奉還及理財ノ三件ニ付下問アリ、来ル廿八日迄ニ意見書差出スヘキ旨命セラル、

五月廿八日

前日ノ諮問ニ対スル答書ヲ差出シタリ（答書散佚）

二十二日に「天下大事」により諱忌を憚らず意見を提出することを命じられた輓負は、二十五日に再び参朝し、答書を提出したことが記され

ている。

この「天下大事」が何を指しているのか詳細は記されていない。「公議所日誌」によると、明治二年五月に「御国体之儀ニ付問題四条」という諮問が公議所に提出されている。これは、現在の体制が「封建」と「郡県」が半ばしているとして、その可否が諸藩に問われたのである。つまり、時期的に「天下大事」はこの諮問に関連した内容である可能性が考えられる。

「公議所日誌」には中村藩が「御国体封建儀」という封建の立場をとっていた二藩のうちの一藩であったことが記されている。これはいくつかに分類される封建説のひとつで、「累世君臣ノ義、俄ニ廃ス可ラズ」とし、これまでの君臣主従関係を維持するべきとしている。そして、現在の体制が封建（府藩県三治制）であるとし、府藩県三治制を維持して諸侯は「皇室ノ藩屏」となり、諸外国の侵略を防ぐという説であり、「封土奉還」してもこれまでどおり「御判物」の下賜、つまり封土の再交付を望んだのである。

そして、同二十五日に重ねて「松浦肥前守」から「外国交際」「版籍奉還」「理財」の三点について下問があり、二十八日まで意見書を提出するように命じられた鞆負は、二十八日にも参朝し二十五日の下問に対する答書を提出したのである。「外国交際」とは諸外国との通商を指し、「理財」とは藩財政の再建を指していると考えられる。

おそらく鞆負は藩としての意見を取りまとめて提出したと思われるが、鞆負が提出したこれらの答書は「散佚」したため、その内容を知ることができない。

また「松浦肥前守」と記されているこの人物は、「松平肥前守」の誤りだと思われ、鍋島直大を指していると考えられる。鍋島直大は、薩摩藩、長州藩、土佐藩とともに最初に版籍奉還を上表した肥前藩主である。

肥前藩は、最初に版籍奉還を上表した四藩のうち、最終段階で上表に加わった藩であり、肥前藩の戊辰戦争での活躍や前藩主鍋島直正の影響力の大きさから、大久保利通が働きかけたのである。直正は一晚熟考したうえで参加を決めたという。^{*5}

このように、中村藩は三月段階で版籍奉還への動きをみせており、五月になって影響力の大きい肥前藩主から版籍奉還についての意見書の提出を求められたということは、中村藩が版籍奉還上表の最終的な決断をするにあたり、肥前藩から影響を受けていた可能性が考えられる。

「誠胤公御年譜」に詳細は記されていないものの、この時期に政府の地方に対する方針は大きく動き、中村藩がその動きに対応していたことがわかる。

六月十七日、版籍奉還は「広く公議」を集め「政令帰一」にもとづくとして勅許された。^{*6}中村藩では「王政維新ノ皇謨」に感謝したうえで、国内外の情勢を考えたところ、みだりに「封土ヲ私有スヘキノ秋ニアラス」として、同十九日に版籍奉還が上表された。

臣季胤聞ク、天下ハ大物ナリ、有権有力然後之ヲ掌上ニ運ラス可シト、今ヤ政權朝廷ニ帰スト雖モ、列候三百海内ニ碁布シ、土地甲兵総テ諸侯ニ分轄シ、制度モ亦不一如此、則朝廷勢力分離ヲ免レサルニ似タリ、臣嚮ニ有罪封土ヲ奉還ス、既ニシテ掃賊ノ微功ニ因テ更ニ再封之命ヲ拜スト雖、藩屏ノ職ニ至テハ臣不肖其任ニ堪ヘサルヲ是懼ル、幸ニ聞ク各藩頃日獻国之議アリト、臣不堪感激、即チ其義挙ト同シク土地人民尽ク献納ス、区々タル弊邑大海ノ一滴ニモ当ラスト雖モ、此ニ由テ朝廷権力兼完制度、画一ノ小補ト成ルアラバ何ノ幸力之ニ如シ、右不堪至願、敢テ謹テ上表ス、誠惶誠恐頓首、

六月

相馬因幡守季胤

弁事御中

この誠胤による版籍奉還の上表文によると、政権は朝廷にあるが諸侯が各地を治めており、制度が統一されていないために、朝廷勢力も分離を免れられない状況にあるとしている。そして、中村藩では戊辰戦争で奥羽越列藩同盟軍に属して政府軍と戦った罪により「封土ヲ奉還」した。その後は仙台藩と戦った功により「再封」を命じられることになったが、「藩屏ノ職」に至っては、その任に堪えることができないと考えていたところ、諸藩の「献国之議」を聞き、諸藩と同じく「土地人民尽ク献納」することによって「朝廷権力」が制度的に完成するとしている。

この上表文では、現在の制度的な状況が「朝廷」と「諸侯」に分離され統一されていないことを指摘し、それを統一する必要性を説くとともに、戊辰戦争以降の中村藩の政治的な状況を説明している。そして、版籍奉還によって制度が完成した暁には、中村藩が「画一ノ小補」となること、つまり朝廷権力の一角を担うことができ、それを願って上表すると結んでいる。

前述したように、中村藩は「御国体封建儀」という封建説の立場をとっており、その封建説にのっとった上表文といえることができる。つまり、制度を府藩県三治制に統一し、「画一ノ小補」となるために封土の再交付を望んだということである。

同月二十二日、出頭した名代の鞆負に「封土奉還」の勅許があったことが達せられ、同日付で誠胤は「中村藩知事」に任じられたのである。これは、二月に政府に提出した朱印状や領知目録の再交付ではなく、新しく地方行政官としての中村藩知事に任命されたことを意味する。そして、二十八日に中村藩の版籍奉還と誠胤の中村藩知事任命が家中に伝えられ、「追々御制度之御沙汰」があるまでは、これまでどおりとするよう伝えられたのである。

三、中村藩の藩制改革

明治元年（一八六八）十月二十八日、明治政府はこれまで各藩によって異なっていた職制を、今後は「一般同軌之」するために藩治職制を定めた。ここで「従来所置用人等ノ職ヲ廃シ別ニ家知事ヲ置キ敢テ藩屏ノ機務ニ混セシメス専ラ内家ノ事ヲ掌ラシムヘシ」として、藩政と家政を分離する方針を示したのである。^{*}

翌二年（一八六九）六月二十五日には諸務変革令が公布され、管轄地の現米総高、諸産物、諸租税数、年間支出、職制職員、藩士兵卒数、管轄地の絵図、人口戸数などを取り調べ、来る十月中に提出することが命じられた。そして、知藩事の家禄を十分の一と定め、「一門以下平士」に至るまですべてを「士族」と定め、給禄の「適宜改革」が求められたのである。^{*}

七月八日には職員令が公布され、各藩は大・中・小の三藩に分けられ、知藩事のもとに大参事、権大参事、少参事、権少参事が置かれることになった。^{*}これによって、藩は明治政府の直轄地である府県と同じ職制になり、府藩県三治制は制度的に確立することになった。

六月十九日に版籍奉還を上表し、同月二十二日に相馬誠胤が知藩事に任命された中村藩が、これらの制度にもとづき藩制改革に動きはじめるのは十月になってからである。

十月十六日、中村城に登城した惣家中に対して「従来支配地総高并現米惣高免五ヶ年平均ヲ以取調可申出、且ツ現米拾分一ヲ以家禄可相定、一門以下平士等ハ家禄御定之振合ニ基、給禄適宜致改革、且公廨入用取調共当十月迄ニ可差出」きことが伝えられ、そして「官員職制」に関しては「不容易大御変革」のため、数か月間「昼夜ヲ不分尽評議」して取り調べたとしている。

この時に政府に提出された「官員職制」の詳細は「誠胤公御年譜」に記されていないが、家臣に対する「給禄」については、苦心していた容子をうかがうことができる。中村藩は表高六万石と小規模な藩でありながら、御家中と給家が約二〇〇〇軒と多く、藩財政の大部を占めていたと思われる。たとえ「人数ヲ以出財ヲ限」ったとしても「一家之活計難相立」という状況であった。そこで、給家については「農兵土着之廉」をもって別に処置すべきであるとした。そして、御家中に対しては「旧来御定被置候等級」にもとづき五等に分け、さらに九等に細分するために「尊卑ヲ正シ、旧勲之家ニ報スル所以ナリ、以来勤テ有功勞モノハ秩ヲ増テ等ヲ上セ、怠テ有過失モノハ秩ヲ削テ等ヲ下ス」ことを衆議で決めた。

ただ、本来ならば「広ク一藩之見込ヲモ承リ衆議ヲ研究」したうえで政府に提出すべきところ、提出期限が迫っているため「一先御差出」したとしている。そして、この提出された内容を「熟見」して忌憚のない意見を提出するように家中に対して伝えたのである。

ところで、明治三年（一八七〇）五月に前藩主相馬充胤が参朝した際に、右大臣三条実美から「時事ニ関シ意見アルモノ」は九日までに復奏すべきことが指示された。充胤はこの諮問に対して「別ニ意見ナキ旨」の書面を弁官に提出している。この時の「時事」が何を指しているのか詳細は記されていない。のちに定められる「藩制」の政府案が集議院に提出されるのが五月二十八日になるため、時期的には三条実美の諮問はこのことを指している可能性が考えられる。

このように、中村藩は政府からの諮問に対して意見を述べることは少なかったようである。また政府の定めた方針に対しては、その趣旨に沿う動きをみせている。たとえば、同年五月に「公廩・内務」を分けるため、誠胤は中村城を開き「岡田五郎殿御宅へ御仮住居」することになった。

た。これは「都而朝廷之御主意」にもとづくとされ、藩政と家政を分離する藩治職制に従ったものと理解できる。

明治三年九月十日、政府は府藩県三治制の徹底化を図るため藩制を定めた。^{*10}これは、各藩を一五万石以上の「大藩」、五万石以上の「中藩」、五万石未満の「小藩」に分け、藩の職制と財政を統一し、中央集権化を図ることを目的としたものである。

閏十月十八日、中村藩では「藩治御改革解任之面々」を集めて、「天朝御趣意柄」として「御意」が出されたことにより、大参事泉田文庫から「藩制ヲ興起不奏成功ニハ不相濟事」につき「弥士氣奮興」して「朝廷之御主意」に叶うように尽くすべきであるという教解があった。

そして、閏十月付で「大政官布達ニ基キ藩制ヲ改メ諸廉一定之規則ヲ設」けて藩制を施行することになった。この時に定められた中村藩の藩制改革の項目を列記すると「今般奉体朝旨改革藩制其大旨如左」「藩制」「禄制改革」「学校軍事官員」「興復方官員」「諸廉一定之規則」の六項目である。^{*11}これらのうち「藩制」は、政府が九月十日付で定めた藩制の内容が反映され、さらに当時の中村藩の規模や状況を知るうえで特に重要と思われるため、やや長文になるが以下に全文を掲げる。

藩制

一正税 甲子より戊辰迄五ヶ年平均

現米参万四千五百式拾五石四斗四升三合三勺

内式百六拾石五斗七升九合四勺

右ハ平民屋敷反別百七拾八町八反壺畝拾七步

此高九百九拾三石八斗六升六勺、古来無年貢致置候処、此度

改革取箇相附ケ出来増分、

同百六拾四石壺斗三升五合八勺

右ハ元禄以来之新田地免下ケ致候処、既二百年ヲ歴良田二至

候分、此度改正本田二引上出米増分、

一雑税

現米九拾壹石三斗七升八合四勺

但錢七千三百拾貳百七拾貳文分、石八兩替

右總数合現米三万四千六百六石八斗貳式升壹合七勺二付、小藩

卜相心得申候、

一本藩官員

奏任 参人

大参事 壹人

権大参事 貳人

判任 五十八人

少参事 三人

大属 三人

権大属 五人

少属 拾貳人

権少属 五人

史生 廿六人

庁掌 二人

奏判合五拾九人

一本藩現石高参万四千六百拾六石八斗貳式升壹合七勺

内三千四百六拾壹石六斗八升貳合壹勺

知事家禄

残参万千百五拾五石壹斗三升九合六勺

内三千百拾五石五斗壹升四合

海陸軍資

内千五百五拾七石七斗五升七合

海軍資

同千五百五拾七石七斗五升七合

陸軍資

残貳万八千三拾九石六斗貳式升五合六勺

内壹万三千六百六拾四石八斗八升

士族卒給禄

同壹万四千三百七拾四石八斗八升

公廨入費

一本藩官禄

但任職中、其常禄ハ大小ニヨリ、五分一、四分一、三分一、夫々

割合ヲ以相渡申候、且嫡子任職官禄ハ其家主ノ官常禄大小ニヨ

リ適宜減損相渡候事、

知事 在藩三百石 在京三百石

大参事 在藩九拾石 在京百六拾四石

権大参事 在藩七拾四石 在京百三拾九石

少参事 在藩四拾五石 在京八拾貳石

大属 在藩三拾六石 在京六拾九石

権大属 在藩三拾壹石 在京六拾石

少属 在藩廿五石 在京四拾七石

権小属 在藩拾六石 在京三拾壹石

史生 在藩拾三石 在京貳拾五石

庁掌 在藩拾三石 在京貳拾五石

一本藩従前士族等級一門并百石以上同以下月俸家ト四等有之、其以下給人郷士ト唱ヒ在住ニシテ卒ニ非ル者有之候処、今般改正格式相廃止、給人以上ヲ士族ト為シ、郷士以下ヲ卒ト致候事、一藩債金拾四万九千百四拾四兩余有之候処、拾三箇年ニ支消ノ見居、

右ノ内五万四千貳拾五両余ハ知事家禄、士族卒禄へ適宜割賦、
残金九万七千七百七拾九両余ハ公廨ヨリ償却致候事、

一本藩紙幣無之候得共、昨巳年大凶荒ニ而天民救助之道ニ差支無余
儀、一時米手形四万四千両余差出候処、来ル壬申年十二月限支消
仕候事、

この藩制により中村藩は現米三万四六〇六石余の「小藩」と位置
付けられたのである。これは中村藩の財政規模をあらわしており、
三万四六〇六石余のうち一〇パーセントに当たる三四六一石余を知事家
禄、九パーセントに当たる三一・一五石余を海陸軍資に充てた。ただし、
この海陸軍資のうち半分にあたる海軍資は政府に上納することが政府の
藩制によって定められている。残る二万八〇三九石余を士族卒給禄およ
び公廨入費に充てたということである。また、政府の定めた藩制では、
官員や官禄は藩の規模に応じて「適宜」とされていたため、小藩という
規模に応じて中村藩の官員や官禄が定められたということが出来る。そ
して、一門、百石以上、百石以下、月俸家および給人郷士と格付けされ
ていた家臣たちは、給人以上を士族、郷士以下を卒と格付けされること
になった。

一四万両以上あった藩債は一三年での償却が定められ、五万両余は知
事家禄や士族卒禄へ割賦、残りの九万両余は公廨から償却されることにな
った。また、中村藩では藩札の発行はなかったが、明治二年の凶作によ
る財政難から米手形四万四〇〇〇両余が発行されており、これも明治
五年（一八七二）十二月までの償却が定められた。

このように中村藩の藩制は定まり、翌十一月に中村藩は「惣藩士へ申
渡趣」「御城下侍並へ申渡趣」「給人郷士足輕へ申渡趣」「別段給人郷士
足輕へ口達之趣」「長柄小人へ申渡趣」を發し、定められた藩制のお
りに「士族卒ノ給禄モ変更」することが伝えられたのである。

四、中村藩の廃藩置県

明治四年（一八七一）七月十四日、天皇が小御所に出御し、藩を廢し
て県をおく「廃藩置県の詔」を右大臣三条実美が宣した。午前中には最
初に版籍奉還を上表した鹿児島藩、山口藩、佐賀藩、高知藩の四藩、つ
いで廃藩や知藩事辞職を建議していた名古屋藩、熊本藩、鳥取藩、徳島
藩の四藩に対して詔を宣したのである。そして、午後になって天皇が大
広間に出御し、在京中の知藩事五六人に対して廃藩置県の詔を宣し、知
藩事が帰藩中の藩に対しては、翌十五日に代理として大参事が招集され、
廃藩置県の詔を宣したのである。^{*12}

「誠胤公御年譜」に廃藩置県が初めて記されるのは、同年七月二十日
である。

惣官員出仕揃之処へ知事様御出座御意之趣、今般大御変革ニ付知事
職掌ヲ被免候段、御書付ヲ以被蒙仰候旨被仰出畢、而大参事より御
達之趣、只今御意被遊候通り大御変革被仰出候ニ付、去ル十五日知
事様御名代参朝可有之旨御達ニ付、大浦権大参事出頭之処、諸藩揃
之上主上御出座、更ニ藩ヲ被廢県ヲ被置候段被仰出、猶御沙汰有之
迄大参事以下之事務是迄之通、精誠可有之旨御達之事、

但シ諸役所之事務何時何レへ引渡候共差支無之様、精誠可罷在旨
御達之、畢テ詔書御読渡シ之事、

中村藩官員がすべて出仕したところに知藩事相馬誠胤が出座し「今般
大御変革」があり、知藩事の職を免じられたことが伝えられ、さらに大
参事から以下のような「大御変革」の詳細が伝えられたことが記されて
いる。

十五日に「知事様御名代」として大浦権大参事が出頭したところ、諸
藩揃のうへ、天皇が出御して「藩ヲ被廢県ヲ被置候」ことが仰せ出され、

追って沙汰があるまでは大参事以下の事務はこれまでどおりとすることが指示されたのである。そして、すべてが伝えられた最後に「詔書御読渡シ」となった。

これ以前の「誠胤公御年譜」の記事に廃藩置県に関する記述は確認することができず、中村藩としても突然の出来事だったと思われる。しかし、翌二十一日には廃藩置県の詔書写、太政官からの達書写を記すとともに、廃藩置県を受けての「県」としての方針や対応が記されている。

席達

詔書写

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ、内以億兆ヲ保安シ、外以万国ト対峙セント欲セハ、宜ク名実相副ヒ政令一二帰セシムヘシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還之義ヲ聴納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム、然ルニ数百年因襲之久キ、或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ、何ヲ以億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルコトヲ得ン哉、朕深ク之ヲ慨ス、依而冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメントス、汝群臣其レ朕力意ヲ体セヨ、

明治四年未七月十四日

御達章写

今般藩ヲ廃シ県ヲ被置候ニ付而ハ、追而御沙汰候迄大参事以下是迄之通事務取扱可致事、

辛未七月

太政官

一藩名被為廃候ニ付而ハ、中村県ト相唱可申事、
一士族卒共中村県貫属之心得タルヘキ事、
一御沙汰有之迄之間、平常之事務都而是迄ノ通、相心得可申事、

一人別御改メ相成候ニ付左之通り取調、来ル廿三日迄ニ長官々々へ可差出事、

家内人数年令ヲ付取調可申事、

修業出先委細取調可申事、

旧家来未タ郷方へ人別引渡不相成向ハ、年令ト認メ取調可申雇置候者有之候ハ、何府県管轄何国郡何村町何職業誰何年何月ヨリ誰請人誰家主、委細ニ取調可申事、

右之通相達候条、今日出頭無輩ハ五人組ヨリ可申合候、此旨相達候也、

辛未七月

今般太政御変革被仰出更ニ藩ヲ廃シ県ヲ被置候、右ニ付諸藩知事一同職務被免、大参事以下官員ハ追而御沙汰有之候迄、是迄之通事務取扱被仰付、尔来藩庁ノ名ヲ廃シ県庁ト相唱可申、此旨相達候事、

辛未七月廿一日

県庁

藩が廃止されたため「中村県」とすること、士族卒は中村県の貫属であること、沙汰があるまで平常の事務はこれまでどおりとすること、人別改を実施し二十三日までに提出することの四点が官員に伝えられた。また、県庁からも同様に、藩が廃され県が置かれたこと、知藩事が一同に免じられたこと、大参事以下の官員は沙汰があるまでこれまでどおりとすること、「藩庁」の名を廃して「県庁」と改めることが伝えられたのである。

そして、これにつづき中村藩は「総藩士へ申渡ス趣」を出した。

只今御達之通り、去ル十五日正五位様御名代参朝可致旨御達ニ付、則大浦権大参事出頭被致候所、諸藩知事一同大広間へ相揃主上出御、

別紙詔書写之通、大御変革被仰出更ニ藩ヲ廃シ県ヲ被置、務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐之憂ナカラシメントノ御沙汰被仰出畢、而知事之御職掌被免、参事以下官員ハ追テ御沙汰有之候迄、是迄之通取扱可申旨御書付ヲ以御達ニ相成候段、東京表より申来候、委細之義ハ別紙詔書并御達章写ニ而可相心得候、諸斯ル大御変革被仰出候義ハ、時勢不得止御場合諸藩一体之事ニ而全ク大政更始之際、皇国ヲ維持スルノ大御基礎御確定、万国ト被為並立、億兆之民ヲシテ安堵ノ域ニ至ラシメントノ御盛意、從四位様、正五位様素ヨリ朝旨御遵奉、御一藩中益方向ヲ定メ一意御趣意柄奉体認、毛髮モ心得違等無之様心掛、祖先以来之御報恩ヲ相務メ、兼テ申達置候通父兄ハ勿論五人組ニ而相互ニ切磋ヲ加ヘ、速ニ奉安朝旨候様精々可致義肝要之事候、尚又申達候前書之通、郡県ノ御制ヲ以テ神武帝御創業以来之王代兵農一致ニ被帰候御趣意ニ基キ、諸藩追々帰農土着之趣意被行、永安之道茲ニ止リ候ニ付、御管内ニ於モ旧御家中土着被遊度、正五位様日夜御痛慮被遊毎度厚ク御評議被為在候得共、土地四百余軒ヘ連モ難行、亘不得止村々大高持之田地壹町歩ヲ以家株ノ度トナシ、其余壹反歩ニ付金拾五兩ノ割ニ而御買上御渡ニ相成外有之間敷決評之上、過日官員郷々ヘ出張、右之趣下々方ヘ教諭ニ及候所、何レモ奇特之誠心ヲ以無異議御受申出候、為旧御家中壹軒ニ付田畑九反歩宛被相渡、村々ヘ散布被仰付、移住料并農具馬代等ニ至迄至当之組立ヲ以テ被相渡候見据治定ノ上、当時朝廷ヘ御伺中ニ付如何之御差図ニ相成候哉難計候得共、為心得申達置候条、委細ハ尚伺済之上可及布告、此段モ申達候、

明治四年辛未七月

十五日に廃藩置県が伝えられてから、知藩事が免職となり大参事以下の官員は沙汰があるまでこれまでどおりとする政府からの指示を最初に

記し、つづけて詔書の内容を引用しながら、廃藩置県の意義を「諸藩一体」となつて「大政更始」の際に国を維持することが「大御基礎」であると位置付けた。そして「從四位様（相馬充胤）」と「正五位様（相馬誠胤）」はもともと「朝旨遵奉」して藩のよい方向を定めて政府の趣旨を体認し、「毛髮モ心得違無之様」に心がけてきたとし、各人で切磋琢磨して速やかに「奉安朝旨」できるように尽くすことが「肝要」であるとしている。

また「郡県ノ御制」をもつて神武天皇創業以来の王代の兵農一致に帰るといふ趣意にもとづき、帰農土着を実施することが「永安ノ道」にながため管内でも実施することになったとし、その帰農土着策の概要を記し、これは政府ヘ伺い済みのため心得ておくよう伝えられた。

ところで、この「惣藩士ヘ申渡趣」のなかで「郡県ノ御制」とあることには注意を要する。これにより、中村藩が郡県制の立場に立っていたことがわかるからである。前述したとおり、明治二年（一八七九）五月に「御国体之儀ニ付問題四条」の諮問が出された時には、中村藩は封建制の立場を採っており、版籍奉還の上表文においても封建制を望んでいたと読みとれる文言が記されている。版籍奉還以降、どの時点で郡県制の立場に立ったのか不明であるが、廃藩置県が実施されるまで中村藩は明治政府の方針に則つて藩制改革を実行してきたことを考えると、さまざまな改革を実施していくなかで郡県制を受け入れていった可能性が考えられる。

知藩事を免じられた誠胤は、明治四年八月六日に中村を離れ、十六日に東京に到着した。その約三か月後の十一月四日、中村県、泉県、棚倉県、磐城平県、三春県、湯長谷県の六県が合併して「平県」となり、平県は各県から「地所物成郷村等」を受け取り、「高反別一村限村高等」を取り調べて大蔵省へ提出することが太政官から命じられたのである。そし

て、平県合併の約一〇日後の十一月十五日には平県の名称のままでは「固陋之人情旧弊之儀」もあるため、郡名を採って「磐前県」と改称したい旨が平県権令武井守正（姫路藩出身）から政府に提出され、同二十九日に磐前県への改称が認められることになる。^{*14}

このように短期間で平県合併から磐前県改称となった背景には、江戸時代以来の旧藩とのつながりを断ち切り、他藩出身の知事による旧慣にとられない政治を目指した政府の意図を読み取ることができる。

おわりに

明治元年（一八六八）の中村藩の本領安堵から明治四年（一八七一）の廃藩置県にいたるまでの中村藩の動向、特に明治政府の方針や指令に対して中村藩がどう対応してきたのかという点について、「誠胤公御年譜」を中心に可能なかぎり史料を引用して述べてきたが、残された課題は多い。

中村藩は、府藩県三治制を受け入れながらも藩主としての相馬家が続くことを望んでいたように思われる。それは中村藩が封建制を望んでいたことからもうかがうことができるだろう。その一方で、明治政府の方針に従い藩制改革を実施していくことにより、封建制の立場を採りつづけることがむずかしくなったと考えられる。なぜ中村藩は郡県制を受け入れるようになったのか、「誠胤公御年譜」からは、この点に関する記述を確認することはできなかった。

また、本稿では廃藩置県にいたるまでの中村藩の動向を中心にしたため、藩制改革の詳細、たとえば禄制改革を含む財政改革、職制改革、軍制改革、そして興国安民法の継続活動などの詳細を示すことができなかった。この時期に実施された中村藩のさまざまな改革の詳細を明らかにしていくことは、明治政府の方針を受け入れた中村藩がどのように新

しい時代に対応しようとしていったのかを示すことにつながるのではないだろうか。

これらの点を「誠胤公御年譜」以外の緒史料から深く掘り下げ分析することを今後の課題としたい。

なお、本稿で稿本「誠胤公御年譜」を使用するにあたり、所蔵者である岩崎真幸氏から快くご承諾をいただいた。ここに記して感謝の意をあらわしたい。

【注】

- 1 明治四年二月二十二日、相馬季胤は誠胤と改称した。本稿では煩雑を避けるため、史料引用個所以外は誠胤と統一する。
- 2 「近世」9・22（『原町市史』第五巻 資料編Ⅲ「近世」平成十九年）
- 3 『復古記』第四冊（内外書籍出版 昭和四年）
- 4 『明治文化全集』第四巻（日本評論社 昭和三年）
- 5 『岩波講座 日本歴史』第一五巻 近現代1（岩波書店 平成二十六年）
- 6 『法令全書 明治二年』（内閣官報局 明治二十年）
- 7 『法令全書 慶応三年』（内閣官報局 明治二十年）
- 8 『法令全書 明治二年』（内閣官報局 明治二十年）
- 9 『法令全書 明治二年』（内閣官報局 明治二十年）
- 10 『法令全書 明治三年』（内閣官報局 明治二十年）
- 11 六項目のうち「今般奉体朝旨改革藩制其大旨如左」は、文字の異同はあるが『福島県史』第九巻（昭和四十年）に「明治三年藩制改革之大旨」として掲載されている。
- 12 『岩波講座 日本歴史』第一五巻 近現代1（岩波書店 平成二十六年）
- 13 「近代」1・2（『原町市史』第六巻 資料編Ⅳ「近代」平成二十四年）
- 14 「近代」1・3（『原町市史』第六巻 資料編Ⅳ「近代」平成二十四年）

アムにとって必要な事業であるとする施設は多いようである。北海道博物館によるアンケート結果からも分かるように、「おうちミュージアム」に参加している博物館等の多くが同様の考えを持っており、利用したいときにいつでも誰もが利用できるツールとして確立させ、継続する必要性を感じている^{*8}。

今後は、実際に博物館に来館して実物資料を見る経験との差別化をはかりながら、ほかの博物館事業と同等の事業として、つまり、博物館の役割や機能のひとつとして位置づけ、発展させ、活用していかなければならない。令和4年度（2022）に改正された博物館法においても博物館資料のデジタル・アーカイブ化に言及しているように、もはやデジタル事業が博物館にとって不可欠であることは明らかである。

博物館をはじめとするミュージアム体験に、こうしたさまざまな方法や手段があることを気づかせてくれたのは、皮肉にも、コロナ禍がきっかけ（転換期）であったことは認めざるを得ない。あの混乱のなかで見つけ出した新たな学びと発見を無駄にせず、活かしていくことこそ、ミュージアムの使命なのではないだろうか。

【注】

- 1 北海道博物館ホームページ「おうちミュージアム」<https://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/ouchi-museum/>（2024年10月閲覧）
- 2 渋谷美月「おうちミュージアムのはじまりとこれから」（公財）日本博物館協会編『博物館研究』令和2年9月号 Vol.55 No.9（No.628）、渋谷美月「コロナ禍をきっかけとした「おうちミュージアム」の試み」歴史学研究会編『歴史学研究』2021年1月号 第1004号
- 3・4 渋谷美月「大きなコミュニティとなったおうちミュージアム」『博物館研究』令和2年10月号 Vol.55 No.10（No.629）
- 5 2020. 5. 30 遊んで学ぶ「福島県相馬野馬追すごろく」オンラインイベント
<https://youtu.be/HmxTetmA6Eo>
- 6 渋谷美月「大きなコミュニティとなったおうちミュージアム」（公財）日本博物館協会編『博物館研究』令和2年10月号 Vol.55 No.10（No.629）、渋谷美月「コロナ禍をきっかけとした「おうちミュージアム」の試み」歴史学研究会編『歴史学研究』2021年1月号 第1004号
- 7 南相馬市博物館公式 YouTube チャンネル <https://youtu.be/vyu9tHPKLCw>
<https://youtu.be/49nlyCAzADU>
- 8 渋谷美月「全国のミュージアムと取り組んだ「おうちミュージアム」—参加ミュージアムを対象としたアンケート調査の結果報告」北海道博物館編『北海道博物館研究紀要』第6号 2021年3月

当館では、平成27年度（2015）から学芸員によるコラム「ちょこっと☆みゅーじあむ」を連載している（令和3年度〔2021〕までは毎月更新、令和4年度〔2022〕以降は2か月に1度偶数月に更新）。このコラムにはレファレンスなど一定数の反響があり、市内外の人びとに読んでもらえている手応えがあるので、「おうちで博物館」と連動させるような仕組み作りも考えていきたい。コラムという点を活かして、「おうちで博物館」の補足的役割や、さらに詳しく知りたい人へ向けてなど、さまざまな対応が想定できる。反対に、「ちょこっと☆みゅーじあむ」で取り上



コラム「ちょこっと☆みゅーじあむ」のトップページ

げたものを子ども向けに作り変えて「おうちで博物館」のコンテンツにすることもできるだろう。SNSでは、X（旧 Twitter）の投票機能を利用したアンケートやクイズなどを取り入れることも検討できる。このような既存コンテンツとSNSを連動させた仕組み作りや発信方法を考案、検討し、積極的に利用することも有効な手段だ。

あわせて利用者についてみると、前述したように、インターネット環境に不慣れな人や世代（おもに高齢層）に対するフォローは必要だと感じる。コロナ禍によってこれまで以上にインターネットが普及したが、まだまだ全世代の人びとがそうした状況に順応しているわけではない。利用にあたって問い合わせがあった際には、丁寧に対応し、しっかりとサポートしなければならない。

7. 「おうちで博物館」のこれから

「おうちで博物館」は、外出しにくかったコロナ状況下において、おうち時間を有意義に過ごすためのツールのひとつとして誕生したものである。その目的として当時も現在も変わらないのは、オンラインコンテンツを通じて、博物館の敷居の高いイメージを払拭してもらい、「わからないことはひとまず博物館に聞いてみよう」「博物館っておもしろい」という気持ちで気軽に訪れることのできる身近な場所となることである。残念ながら、地元で地域博物館があっても行ったことがない、あるいは、博物館の場所さえ知らないという人も少なくない。「おうちで博物館」が、そういった人びとが博物館に抱くイメージの刷新につながることを願っている。

地元以外の人に対しても、当地方の歴史や文化等についての知識や学びを提供するツールとなり、いつか訪れたい場所となるようなきっかけ作りになるとよい。当館は地域博物館とはいえ、地域を超えた多様な人に対して開かれた場所である。しかしながら、さまざまな理由により直接来館することが叶わない人も多数存在しており、そうした人がオンラインを通じて自由に当館を利用でき、知りたい、学びたいと思ったときにいつでもアクセスできるツールとして、今後も「おうちで博物館」を継続していく必要があるだろう。当然そういった人のみならず、当館に少しでも関心を持つ人には、ぜひ利用してもらいたい。「おうちで博物館」が地元の人には地域の再発見に、他地域の人には新たな発見につながるような、知的好奇心を満たすコンテンツとなることが理想である。

オンラインコンテンツをはじめとしたデジタル事業が、コロナ状況下において必要な取り組みであったことは明らかであるが、コロナがいったん収束した現在においても博物館等のミュージ

だそうで、このマスに止まるとひとときわ楽しそうにしているという。すごろくで遊んでいる子のなかには、実際に野馬追に出場している子や保護者もあり、野馬追が身近な子どもたちも多く、すごろくを楽しみながら野馬追への理解がよりいっそう深まることを願っている。

さらに、南相馬市観光交流課主催のオンラインイベントや、市外の学習塾が英語学習にすごろくを取り入れた例にみられるように、利用者自身が独自の利用法を考案するなど、1つのコンテンツが多岐に派生したことも非常に理想的な波及の仕方であった。

すごろくに限らず、そのほかのコンテンツの利用も個人（自宅）にとどまらず、市内の学校関連行事など団体での利用もあり、おうちで博物館が徐々に認知されていることを実感することができた。また、各地から寄せられた感想や問い合わせは、好意的な意見が多く、市内外に当館の取り組みを発信できた手応えもあった。

こうしたオンラインコンテンツは、コロナ状況下ではもちろん必要であったが、「おうちミュージアム」に参加する博物館等と同様に、けっして一過性のものではなく、新型コロナウイルス感染症が一応の収束を迎えた現在も博物館の役割として必要な事業であると考え。地域博物館とはいえ、地元だけでなく、地域を越えたさまざまな人びとに対して開かれた博物館であるために、今後も継続していく必要性を感じている。

一方、コンテンツはまだ少なく、しかも継続して定期的に公開できていない状況であり、令和2年の更新から令和6年（2024）1月16日まで新たなコンテンツの制作が途切れていた（令和6年10月現在コンテンツ数は全部で17個）。開始当初から、コンテンツを一から新しく制作するのではなく、なるべく既存のものをアレンジして作るなど手間をかけないよう心掛けていたが、それでもコンテンツを考案し、制作時間を捻出するのが難しい状況だ。「おうちで博物館」の開始から2年ほどはそれなりに反響や問い合わせなどが寄せられていたが、野馬追すごろくの事例を除き、最近はそのような反応が当館に届くことはほとんどない。この一番の要因は、新規コンテンツの掲載が滞っていることだと推測する。

したがってコンテンツの充実こそが最重要課題である。最も理想的なのは、デジタルコンテンツ専門の担当者があることであるが、そうした人員が配置されている施設は少なく、おもに学芸員が通常業務に加えてデジタル業務も兼任しているのが現実ではないだろうか。ウェブの運営やコンテンツの充実にはマンパワーと時間が必要であり、ほかの業務と並行してこうした業務を担うのはとても難しい。これは多くの施設が抱える悩みであろう。また、コンテンツ制作に関わるソフトの操作は、当然のごとく職員によって得手不得手があるため、実際の職員数に対して実質的なマンパワーが不足したり、一般的に予想されるコンテンツ制作の所要時間よりも多くの時間を要する場合もある。そればかりか、一人の職員に業務が集中することも珍しくないだろう。こうした課題を解決するのは簡単なことではない。むしろ、学芸員一人ひとりがデジタルコンテンツの導入や制作に積極的かつ協力的であることも、不可欠かつ最重要ポイントであることはいうまでもない。

今後のコンテンツ充実への一助として、既存のコンテンツやSNSとの連動企画が考えられる。



福島県相馬野馬追すごろくで遊ぶ子どもたち
（上町児童センター）

つくる

- アンモナイトの消しゴムスタンプをつくろう！
- 新型コロナウイルス感染対策ステッカー

たべる

- おうちで郷土料理（YouTube と連動）
 - ・ おうちで郷土料理～ベンケイ編～
 - ・ おうちで郷土料理～カツオの焼き漬け編～
 - ・ おうちで郷土料理～じゃがいもの味噌炒め編～
 - ・ おうちで郷土料理～ホッキご飯編～
 - ・ おうちで郷土料理～ホッキカレー編～
 - ・ おうちで郷土料理～しそ巻編～

あそぶ

- 福島県相馬野馬追すごろく
- 江戸時代の野馬追すごろく
- 「南相馬市」のアンモナイトぬりえ
- 「ノマくんと郷くん」ぬりえ
- バーチャル背景7種



おうちで郷土料理～ホッキご飯編～のレシピ

6. 「おうちで博物館」の成果と課題

令和2年（2020）5月の公開から4年が経過し、そこから見えてきた「おうちで博物館」の成果と課題を以下に述べたい。

野馬追すごろくのように、話題性のあるものを発信できたことは、大きな成果であった。コロナ禍のために令和2年から3年にわたり、神事のみを行う省略野馬追を余儀なくされたことは、第2次世界大戦中など過去に前例があったとはいえ、開催地である相双地域（旧奥州中村藩領）のアイデンティティの喪失につながりかねない危機的事態ではなかっただろうか。そうした状況下で、実際に野馬追に関わる人びとや市民をはじめとした地域の人びと、また、市民に限らず、野馬追に関心を寄せ、心待ちにしていた多くの人びとの思いに寄り添い、応えるアイテムとして利用してもらえたのだとすれば、野馬追開催地域の博物館としての役割を微力ながら果たせたのではないだろうか。また、ゲーム性のあるすごろくにしたことは、これまで野馬追に関心がなかったり知らなかった層にも、世代や居住地を問わず受け入れられた要因のひとつであろう。



野馬追すごろくをして遊んでいるようす

最近も、市内の子育て支援センターから野馬追すごろくの人气が健在であるとのお知らせが届いた。センターに通う子どもたちは毎年入れ替わるが、新たな顔ぶれとなってもすごろく遊びの人气は継続しており、紙がボロボロになるまで繰り返し遊んでいるという。ちなみに、子どもたちに人気のマス目は「乗っていた馬がうんちをする 1回休み」「乾いた馬糞を踏んでおまじない 足が速くなった気がする もう1回サイコロを振る」

5. 「おうちで博物館」リニューアル

「おうちで博物館」は緊急的に始めた取り組みであったため、開始当初しばらくのあいだは当館ホームページのトップに制作日順でコンテンツを公開しており、雑然とした印象であった。そこで令和3年（2021）1月、各コンテンツを「まなぶ」「つくる」「たべる」「あそぶ」の4つのカテゴリに分類し、掲載場所を「調査・研究」分野の下層へと移動するプチリニューアルを実施した。

この掲載場所はかなり深層であり、利用者にとっては手間がかかり探しにくいことが予想されたので、トップページに「おうちで博物館」へリンクする専用バナーを設置し、できるだけ利用者が探しやすいよう工夫を試みた。



令和3年（2021）リニューアル当時のホームページ
《トップページ》

《「おうちで博物館」ページ》

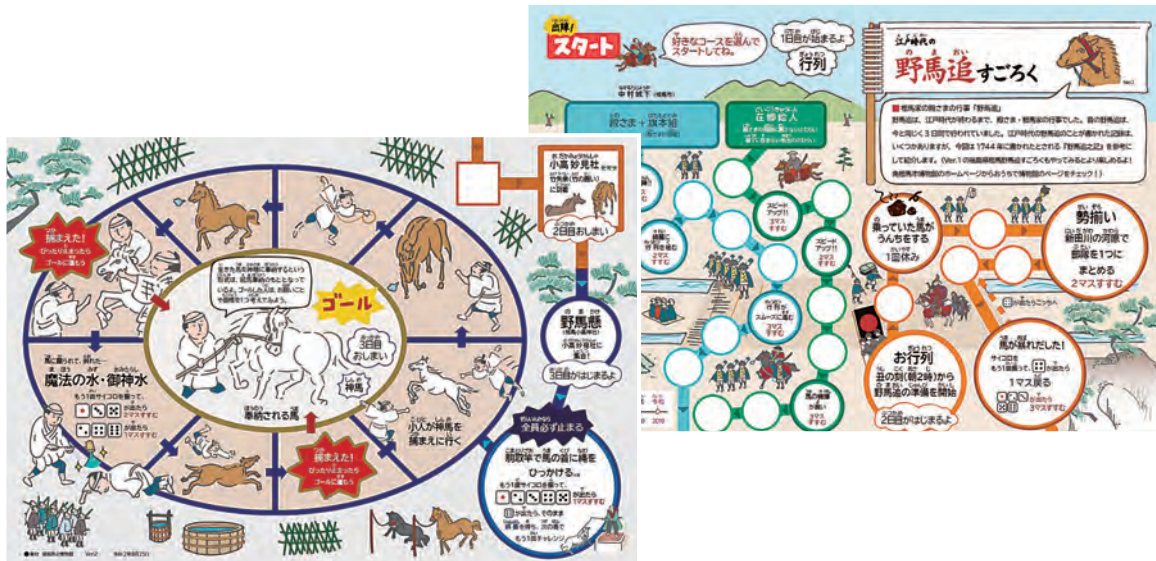
それぞれのカテゴリに分類されたコンテンツは以下のとおり。

まなぶ

- 紙芝居「むせんとうものがたり」
- 鷺内遺跡3000年前のクルミかご
- バーチャル南相馬市博物館



バーチャル南相馬市博物館の常設展示室の一部（羽山横穴）



江戸時代の野馬追すごろくの一部

が高く、子ども向けというよりは大人向けの内容である。もちろん子どもたちにもぜひチャレンジしてもらいたい。

両者を比べながら繰り返し遊び、現代と江戸時代ではどこが違い、どのように変化したのかを楽しみながら理解することで、より野馬追に興味を持つきっかけとなることを期待している。

(8) 紙芝居「むせんとうものがたり」

かつて、現在の南相馬市原町区高見町には、アメリカと無線通信を行う高さ201メートルの巨塔「原町無線塔」(磐城無線電信局 原町送信所の主塔)が建っていた。大正12年(1923)に発生した関東大震災の際には、その第一報をアメリカに伝えたことで知られており、大正10年(1921)の稼働から昭和57年(1982)に取り壊されるまでのあいだ、市民にとってシンボリックな存在であった。市内中学校の校歌にも「無線塔」という歌詞が登場するなど、地域の人びとに親しまれていたことがしのばれる。

しかし、取り壊されてから40年以上が経過し、近年では無線塔の存在を知らない世代が増えている。そこで、低年齢でも理解しやすい紙芝居「むせんとうものがたり」を制作し、子どものうちから無線塔について楽しみながら学べるようにした。この紙芝居が、地域の歴史に興味や関心を持つきっかけ作りになれば幸いである。

紙芝居「むせんとうものがたり」は誰でも自由にダウンロードできるように「おうちで博物館」で公開しているが、YouTubeでも図書館司書による読み聞かせバージョンを2種類公開しており、どちらからもアクセスできるよう相互にリンクさせた。^{*7}



紙芝居「むせんとうものがたり」

(4) バーチャル背景

Zoom などウェブ・ビデオ会議アプリケーション等の背景として使用する「バーチャル背景」。博物館の外観や展示室、市内の動植物の写真をダウンロードできる。

「野馬追神旗争奪戦01」「野馬追神旗争奪戦02」「南相馬市博物館」「アリジゴク（クロコウスバカゲロウ）」「右田浜のシャリンバイ自生地」「五台山の沢（春）」「博物館のフクロウ」の7種類。



バーチャル背景（右田浜のシャリンバイ自生地）

(5) バーチャル南相馬市博物館

Google ストリートビューを利用して展示室内と屋外展示を360度見ることができる。

「神旗争奪戦」「自然と生き物たち」「羽山横穴」「天明の飢饉と村おこし」「無線塔」「新しい日本と原町」「馬と生きる」「C50型蒸気機関車」「C50型蒸気機関車内」の9か所について、家にいながらにして博物館を見学している気分になれるコンテンツである。来館前の下見としても有用だと思われる。

(6) 新型コロナウイルス感染対策ステッカー

コロナ対策として利用可能な「新型コロナウイルス感染対策ステッカー」（6種類）を作成した。

疫病封じの妖怪「アマビエ」のように、トリのクチバシがあるノマくんが背中にアマビエを乗せて疫病退散を祈り歩く絵柄や、換気呼びかける郷くん、御小人からヒシャクで御神水を掛けてもらって手を洗うシーンなど、オリジナルな絵柄でステッカーを作成した。



新型コロナウイルス感染対策ステッカー

(7) 江戸時代の野馬追すごろく

「福島県相馬野馬追すごろく」がとても好評だったので、さらに野馬追を知ってもらおうと「江戸時代の野馬追すごろく」を制作し、公開した。

江戸時代の野馬追について遊びながら学ぶことができる。江戸時代の野馬追は現代とは内容が異なり、多くの人びとにとって馴染みがないため、江戸時代版のすごろくは現代版と同様に5枚の台紙に、当時のようすや用語などの解説シートを1枚加えた全6枚からなっている。解説シートを準備したとはいえ、現代版の「福島県相馬野馬追すごろく」に比べると難易度

(2)「おうちで郷土料理」

「おうち時間を利用して地元に伝わる料理を作ってみよう」というものである。江戸時代後期、現在の北陸地方から市内原町区萱浜地区に入植した浄土真宗移民によって伝えられたとされる「ベンケイ」をはじめとして、幅広い世代に好まれ、さまざまなシーンで作られる「ホッキご飯」や、出荷基準に満たないジャガイモを無駄にしない農家の“もったいない精神”が込められた「じゃがいもの味噌炒め」など、古くから相双地域で食されてきた6種の郷土料理のレシピをPDFファイルで紹介している。

そのなかでも、YouTubeに調理動画を公開しているものにはリンクを貼り、YouTubeとあわせて利用できるようにした。

なおYouTube動画は、一般的な料理動画とは異なる博物館らしいものとなるよう、料理の歴史や食材などについての解説を入れ、丁寧な動画作りに努めている。



おうちで郷土料理～ベンケイ編～



南相馬市博物館 YouTube「おうちで郷土料理～じゃがいもの味噌炒め編」

(3) アンモナイトの消しゴムスタンプをつくろう！

南相馬市で産出するアンモナイトの絵柄を消しゴムに彫ってスタンプを作るコンテンツであり、スタンプ用の下絵とスタンプを押す台紙をセットにして公開した。この絵柄は「南相馬市のアンモナイト」ぬりえと同じものであるが、もともとなった化石の採集地や年代、大きさなどの情報も記載している。

台紙には博物館使用欄を設け、学校の先生が使うような「たいへんよくできました」などの評価スタンプを押せるようにし、完成したスタンプを押した台紙を持って、博物館にも足を運んでもらえるような仕組みとした。



消しゴムスタンプ（台紙）



（下絵）

等に対しては、不便さを感じる人も多いであろう。たとえば、旅行先にある博物館を目的地のひとつに検討している場合、計画を立てる段階でその施設についての情報が不足していたり、まったく内容が把握できなければ、目的地の候補から除外することはよくあることである。あらゆる層を見据えた情報をオンラインで発信することは、博物館にとって欠かすことのできない広報活動であるため、さまざまな利用者や事案に対応できるよう可能なかぎり準備しておくことは大切だと考える。

4. そのほかの「おうちで博物館」コンテンツ

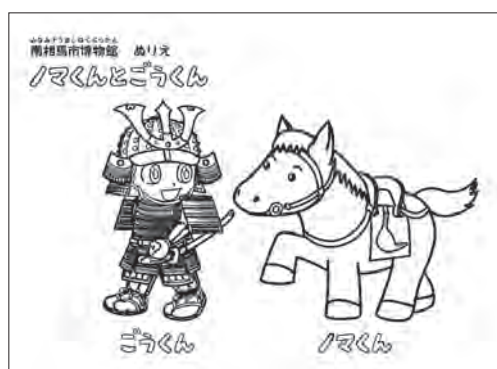
先に紹介した2件以外のコンテンツを紹介する。

(1) むりえ

①「ノマくんと郷くん」むりえ

当館のキャラクターであるノマくん（芦毛の馬）と郷くん（甲冑を着た少年）をモチーフにしたむりえ。どの世代でも楽しむことができるむりえを通じて、当地方の伝統行事「相馬野馬追」を身近に感じ、興味をもつきっかけとなるよう制作した。

なお、ノマくんはおっとりした性格で、野馬追のことは詳しくない。一方、郷くんは野馬追についての知識が豊富で、ノマくんにとって先生のような存在である。ノマくんの名前は「野馬追」の野馬に、郷くんの名前は藩政時代に相馬家が治めていた奥州中村藩領の区割りである「郷」に由来する。現代の野馬追においても、当時の区割りにちなみ2市3町2村を5つの「郷」に区分けしており、参加する騎馬武者たちはそれぞれ各郷に所属している。



「ノマくんと郷くん」むりえ

②「南相馬市のアンモナイト」

南相馬市内で産出するアンモナイトのむりえ。当市は古生代・中生代・新生代それぞれすべての地質年代の化石が産出する、全国でもトップクラスの化石の宝庫である。その魅力を発信すべく、むりえの絵柄には、当市で発見された代表的かつむりえとして絵になる殻のかたちや渦巻きを残したアンモナイト化石3種を選んだ。これらは一般に「恐竜時代」といわれる中生代ジュラ紀や白亜紀の時代のものである。自分だけのオリジナルカラーのアンモナイトに仕上げて、遊びながら化石に興味を持ってもらえるよう企画した。

また、当地域には地元の研究者がおり、研究会も存在するので、太古のロマンを追い、化石ハンターの道を志す子どもたちが増えることも期待している。



「南相馬市のアンモナイト」むりえ

大人からもたいへん好評を博し、当館の窓口には連日厚紙に印刷されたすごろくを求めて多くの人が来館した。なかには、自分用としてだけでなく、遠方に住む親類や友人に送りたいと複数枚希望する人も少なくなかった。また、パソコンやプリンタを所持していない、あるいは、印刷の仕方がわからないという遠方の人には、印刷したものを郵送して対応することも多く、こうした問い合わせや要望は、とくに高年齢層など、パソコン操作に不慣れな世代がほとんどであった。

■オンラインすごろくイベント

このようにたくさんの反響があった結果、令和3年5月30日には、南相馬市観光交流課主催でウェブ会議サービス「Zoom」を利用したオンラインすごろくイベントが開催されることとなった。おもに市外在住の20代から60代までの12人の参加者が、2人1組のチームとなって対戦。単純にすごろくをして終わりではなく、マス目に書かれた指示やそれに関連する内容について当館の野馬追担当学芸員が随時解説するというものである。

この方法はそうした解説を含むため、すごろくだけをするよりも時間を要したが、参加者たちの満足度も高く、楽しい時間を過ごしてもらえたようである。この模様は南相馬市公式YouTubeチャンネルで公開している^{*5}。

オンラインコンテンツがどのように利用者へ届き、活用されているのかを把握するのは困難である。感想や質問などを電話やメール、SNS等で受け取ることにはあるにせよ、実際に利用している場面を直接確認できる機会は少ないことから、オンラインでの発信は一方通行になりがちである。それゆえ、このように発信側と受信側が一緒に参加するイベントに発展したことは大きな成果であったといつてよいだろう^{*6}。

加えて、参加者がほぼ市外在住者であったことから、オンラインによる情報の拡散力や普及力の高さ、相馬野馬追という伝統行事への全国的な関心の高さをあらためてうかがい知ることができた。おそらく全国には、野馬追に興味・関心を持つ人びとがまだまだ存在（潜在）しているに違いない。しかし、そのなかには、不特定多数の人びとが誰でも自由に視聴できるYouTubeという媒体ですごろくをすることに抵抗があり、残念ながら参加を見送った人も少なからずいたのではないだろうか。ひょっとすると、参加に対する敷居の高さの要因を取り除くことができれば、より多くの参加者が見込めるかもしれない。

こうしたオンライン体験を通じて実際の野馬追に興味を持ってもらい（ファンの獲得）、将来的に野馬追見学や当館の集客へもつながっていくとすれば、それはたいへん望ましい相乗効果といえよう。

しかしながら、オンラインの問題点も見えた。

先述したように、すごろくをダウンロードするパソコンやインターネット環境、印刷するプリンタがない、あるいはやり方がわからないという年配の人が、すごろくを求めて直接来館することが多かったのである。もちろん電話で同様の問い合わせも多数寄せられた。

オンラインは新たなファンの獲得や新しい世代の開拓という点においては、とても効果的で魅力的なツールであるが、パソコンやインターネットに不慣れな世代には難しい場合も多く、かえって不便であることや、ターゲットの年齢層が限られてしまうことなども浮き彫りとなった。

実のところ、当館の来館者の年齢層は高く、インターネット環境に不慣れな世代が多いため、悩ましいところである。ふだん当館の利用率の高い年齢層へ向けても、気軽に好奇心を満たして楽しめるようなコンテンツを提供するなど、できるかぎりの対応はしなければならない。

一方で、情報社会の現代においてホームページ等のオンライン情報が充実していない博物館

3. 「おうちで博物館」の始動

「おうちで博物館」の第一弾コンテンツとして公開した「鷲内遺跡3000年前のクルミかご」と「福島県相馬野馬追すごろく」についてあらためて紹介したい。

(1) 鷲内遺跡3000年前の「クルミかご」

平成30年（2018）、南相馬市鹿島区の鷲内遺跡において福島県立相馬支援学校の建設に伴う発掘調査が行われ、100個以上のオニグルミが詰まった縄文時代（約3000年前）の「かご」が発見された。当時のままの完全な状態の「クルミかご」の発見は全国でもほかに例がなく、各メディア等で大きく報道され、たいへん話題となった。

クルミかごには保存処理が施され、令和2年（2020）5月8日から企画展「南相馬の記念物90年」で展示する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため企画展は中止となり、クルミかごの展示は叶わなかった。クルミかごは発見当時、保存処理前のものを1日限定で公開したが、市内外からの反響が大きく、その後も展示を望む声が寄せられていたため、まずは、このクルミかごに関する解説資料を「おうちで博物館」の第一弾コンテンツとして公開することとしたのである。

幸い、令和3年（2021）5月15日から6月13日の約1か月間は特別公開できたが、東京や大阪などに緊急事態宣言が発令されており、遠方の地域に居住する人は来館が難しい状況であったため、展示のようすや解説を「おうちで博物館」で全10回のギャラリートークとして公開した。なお、ギャラリートークは令和6年（2024）7月9日をもって公開を終了している。



出土した「クルミかご」（保存処理前）



(2) 福島県相馬野馬追すごろく

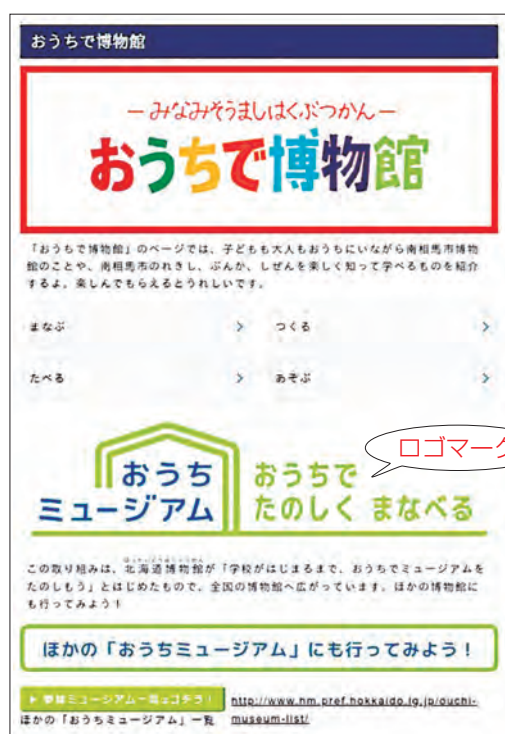
「おうちで博物館」第一弾コンテンツ2件のうちのもう1件が「福島県相馬野馬追すごろく」である。家の中で過ごす時間が増えた子どもたちに、地元の伝統行事である国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」3日間の流れを楽しく学んでほしいと制作したもので、すごろくを通して野馬追を疑似体験できる内容となっている。

など、その施設の特徴を出すことができる。当館でもこのポスターを自館仕様で作成し、市内の小中学校や生涯学習センター、図書館などに配布した。

さらに、メーリングリストを活用した参加博物館同士の交流会や、同じテーマのハッシュタグを付けたSNS投稿の実施、また、月に一度のオンラインミーティングでの情報交換会など、この取り組みをきっかけとして地域を越えた参加館同士の交流が広がった。こうした交流は、現在も継続している。

「おうちミュージアム」には大きな反響があったそうで、北海道博物館には利用者からたくさん声が届き、そのなかで新たな気づきがあったという。それは、休校中の子どもたちに限らず、全国にはさまざまな理由（不登校や病気、障がい、居住地からの距離的問題など）で学校や博物館等に行くことが難しい子どもたちや人びとが存在することである。そのような人びとにとって、自宅でそれらのコンテンツに触れられる機会を得たことは非常にありがたく嬉しいという声が寄せられたそうである。

これまで博物館は、実際に博物館へ来る人（来館者）に対して何ができるかをメインに考え対応してきたが、そのような声をきっかけに、「おうちミュージアム」を博物館の補助的役割としてではなく、家にいながら体験できる新しいかたちの博物館体験（コンテンツ・役割）として、コロナ収束後も継続する考えに至ったという。このことは、これまで多くの博物館等のミュージアムが意識することのなかった声への気づきであり、届くことのなかった声との新たな出会いの結果ともいえるだろう。



南相馬市博物館ホームページ



「おうちミュージアム」のポスター兼チラシ
(南相馬市博物館仕様)

デザインは統一されているが、写真部分を自館用にカスタマイズできる。

2. 北海道博物館発案「おうちミュージアム」への参加

ほかの「おうちミュージアム」にも行ってみよう！

それぞれのミュージアムの特色に注目！

- 北海道
 - 北海道博物館（札幌市）
 - 北海道立北方民族博物館（網走市）
 - 釧路市子ども遊学館
 - 苫小牧市美術館
 - 大空歴史文化ミュージアム（伊達市）
 - 八雲町郷土資料館
 - よいち水産博物館（余市町）
 - 北海道開拓の村・野幌森林公園自然ふれあい交流館（札幌市・江別市）
 - 丸瀬布昆虫生態館（野幌町）
 - 黒松町プラザセンター
 - 浦河町立郷土博物館
 - 北海道立図書館（江別市）
 - 札幌市博物館活動センター
 - アポイ岳ジオパークビジターセンター（樺根町）
 - いしかり砂丘の風資料館（石狩市）
 - 樺根郷土館（樺根町）
 - 厚岸町海事記念館
 - 美幌博物館（美幌町）（Facebook）
 - 函館市縄文文化交流センター
- 青森県
 - 縄文の学び舎・小牧野館（青森市）
- 岩手県
 - 御所野縄文公園（二戸郡一戸町）
 - 宮古市山田山縄文の森ミュージアム（Facebook）
 - 奥州市牛の博物館
- 宮城県
 - 地底の森ミュージアム（仙台市富沢通路保存館）（Facebook）
 - 仙台市縄文の森広場（Facebook）
 - 東北学院大学博物館（仙台市）（Twitter）
 - 仙台市博物館
 - 吉野作造記念館（大崎市）（Twitter・Facebook）
 - 東北福祉大学芥沢社会芸術工芸館
- 福島県
 - 南相馬市博物館（Facebook・Twitter・YouTube）
 - 福島市子どもの夢を育む施設 こむこむ
- 茨城県
 - 産業技術総合研究所 地質標本館（つくば市）
 - 常陸太田市郷土資料館
- 栃木県
 - 國學院大學栃木学園参考館（栃木市）
- 群馬県
 - 神流町恐竜センター（多野郡）
 - 群馬県立歴史博物館（高崎市）
 - 群馬県立自然史博物館（高崎市）
 - 群馬県立土屋文明記念文学館（高崎市）
- 埼玉県
 - 戸田市彩湖自然学習センター（みどりパル）
 - さいたま市立博物館
 - 川口市立文化財センター
 - 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市）
 - 川口市立科学館
 - 飯能市立博物館 きつとす
 - 行田市郷土博物館
 - 埼玉県立歴史と民俗の博物館
 - 埼玉県立川口の博物館（大里郡寄居町）（Twitter）
 - 埼玉県立さきたま史跡の博物館（行田市）
 - 埼玉県立自然の博物館（長瀨町）（Twitter）
- 千葉県
 - 南房総市教育委員会生涯学習課

北海道博物館ホームページ（令和6年10月閲覧）

「おうちミュージアム^{*1}」は、北海道博物館が発案した「学校がはじまるまで、おうちでミュージアムをたのしもう」という、自宅で過ごす子どもたちとその保護者へ向けたオンライン上のコンテンツである。この取り組みに賛同した全国^{*2}の250館以上の博物館等のミュージアムが参加しており、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した現在もなお増えつづけている（令和6年〔2024〕10月現在）。

参加しているのはさまざまな形態の博物館や美術館、自然系センター、その他文化・教育施設、また、物理的な施設を持たない市町村の教育委員会が運営するデジタルミュージアム等である^{*3}。当館は「おうちで博物館」を開設した2日後の5月10日に「おうちミュージアム」へも参加申請し、その日のうちに加入した。福島県からは初の参加となった。

北海道博物館ホームページの「おうちミュージアム」のページには、参加博物館等の一覧と各施設のホームページやSNSのURLが記載されている。一方、参加施設側のホームページには共通のロゴマークを掲載し、「おうちミュージアム」のページがリンクされている。また、SNSを利用している場合は「#おうちミュージアム」をつけて投稿するなど、参加施設のコンテンツを相互に利用しやすく、わかりやすい仕組みとなっている。

ロゴマークがあれば利用者側もその博物館等が「おうちミュージアム」に参加しているかどうか簡単に確認可能である。ロゴマークだけでなく、宣伝用のポスター兼チラシも統一したものが配布されており、しかもその一部を各施設用にカスタマイズできるデザインとなっているので、おすすめのコンテンツを提示する

「おうちで博物館」 ―コロナ状況下に学ぶミュージアム体験のこれから

川崎 悠

はじめに

令和2年（2020）4月の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、全国の博物館や美術館が休館等の対策を余儀なくされたことは記憶に新しい。もちろん南相馬市博物館も例外ではなく、令和2年4月18日から5月17日までの1か月のあいだ臨時休館となり、予定していた企画展をはじめ、体験学習や博物館講座等の各種イベントは軒並み中止、または延期となり、学芸員がこれまで準備してきた成果は公開できず、市民をはじめとした多くの人びとの知的好奇心を満たす場を提供することが困難な状況となってしまった。

今回の報告では、こうした状況下で立ち上げた当館のオンラインによる取り組み「おうちで博物館」について紹介する。

本稿は令和3年度（2021）福島県博物館連絡協議会研修会「シンポジウム 新しい生活様式下のミュージアム体験活動」における筆者の事例報告資料をもとに、研究紀要として加筆、修正したものである。

1. オンラインコンテンツ「おうちで博物館」の開設

令和2年（2020）5月8日、「おうちで博物館」というコンテンツを南相馬市博物館のホームページ上に開設した。ここでは、子どもから大人までの全世代を対象に、家にいながらにして南相馬市博物館のことや南相馬市の歴史、文化、自然などについて楽しく知って学べるものを公開しており、令和6年（2024）10月現在、全部で17のコンテンツを掲載している。このコンテンツを立ち上げた経緯は以下のとおりである。

先に述べたように、緊急事態宣言による休館や展示、イベントの中止、延期を受けて、このような状況下でも何かできることはないか学芸員同士で相談し、模索していた。そんななか、インターネット上では、おうち時間に楽しめるコンテンツをホームページやSNSに公開する動きが広がりつつあり、全国の博物館や美術館においても同様の動きをみせていた。当館でも話し合いを進めた結果、インターネット上でできる取り組み（おうちで博物館）に照準を合わせ、アイデア出しを行っていたところであった。

当時、全国のほとんどの学校やその他多くの教育施設は休業しており、当市でも同様の措置がとられたため、教育委員会はその対応策のひとつとして、子育て世代へ向けた動画の公開などオンラインによる取り組みを早々に進めた。このように、当市がオンライン事業を積極的に推進する体制であったことは、当館がオンラインコンテンツを進めるうえでの大きな後押しとなった。

以前から、迅速かつ拡散力のある情報発信には、SNSの利用が必須であると考えていた当館は、令和2年5月1日付けで各種SNS（Twitter [現：X]、Facebook、YouTube）のアカウントを取得し、ついに公式SNSを開設したのである。

5月8日には、ホームページに新設した「おうちで博物館」のコンテンツとして「^{さぎうち}鷲内遺跡3000年前のクルミかご」「福島県相馬野馬追すごろく」の2件を公開し（後述）、同日にTwitter（現：X）、翌日にはFacebookで「おうちで博物館」開設についてのお知らせを初投稿した。

【参考・引用文献】

- 植村修二・勝山輝男・清水矩宏・水田光雄・森田弘彦・廣田伸七・池原直樹（2001）増補改訂 日本帰化植物写真図鑑 第2巻—Plant invader 500種—, 全国農村教育協会, 東京都.
- 薄葉満・菅野修三・湯澤陽一（2005）種子植物目録, 原町市教育委員会・文化財課市史編纂室(編), 原町市史 第8巻 特別編Ⅰ 自然 資料, 原町市, 原町市.
- 海老原淳（2016-2017）日本産シダ植物標準図鑑Ⅰ・Ⅱ, 学研プラス, 東京都.
- 大橋広好・門田裕一・木原浩・邑田仁・米倉浩司(編)(2015) 改訂新版 日本の野生植物 1 ソテツ科～カヤツリグサ科, 平凡社, 東京都.
- 大橋広好・門田裕一・木原浩・邑田仁・米倉浩司(編)(2016a) 改訂新版 日本の野生植物 2 イネ科～イラクサ科, 平凡社, 東京都.
- 大橋広好・門田裕一・木原浩・邑田仁・米倉浩司(編)(2016b) 改訂新版 日本の野生植物 3 バラ科～センダングサ科, 平凡社, 東京都.
- 大橋広好・門田裕一・木原浩・邑田仁・米倉浩司(編)(2017a) 改訂新版 日本の野生植物 4 アオイ科～キョウチクトウ科, 平凡社, 東京都.
- 大橋広好・門田裕一・木原浩・邑田仁・米倉浩司(編)(2017b) 改訂新版 日本の野生植物 5 ヒルガオ科～スイカズラ科, 平凡社, 東京都.
- 大和田幾雄（2004）第7節 野馬原・野馬土手, 原町市教育委員会文化財課市史編纂室, 原町市史 第10巻 特別編Ⅲ 野馬追: 481-493, 原町市, 原町市.
- 岡野誠一・岩元守男（1989）林野植物に対する放牧家畜の採食嗜好性, 林業試験場研究報告, (353): 177-211.
- 勝山輝男（2015）ネイチャーガイド 日本のスゲ 増補改訂, 文一総合出版, 東京都.
- 角野康郎（2014）ネイチャーガイド 日本の水草, 文一総合出版, 東京都.
- 黒沢高秀・山下由美・根本秀一・環境省第3次レッドリスト見直しのための調査福島県調査員（2013）福島県内の希少植物42種類の現状とレッドリストカテゴリー, 福島大学地域創造24(2): 96-108.
- 小林幹夫（2017）原色植物分類図鑑 日本のタケ亜科植物, 北隆館, 東京都.
- 清水矩宏・森田弘彦・廣田伸七（2001）日本帰化植物写真図鑑—Plant invader 600種—, 全国農村教育協会, 東京都.
- 林将之（2014）山溪ハンディ図鑑14 樹木の葉 実物スキャンで見分ける1100種類, 山と溪谷社, 東京都.
- 福島県植物誌編さん委員会(編)(1987) 福島県植物誌, 福島県植物誌編さん委員会, いわき市.
- 南相馬市博物館(編)(2009) 相馬の馬, 南相馬市博物館, 南相馬市, 南相馬市.
- 南相馬市博物館(編)(2013) 野馬追のいまむかしガイドブック (増補版), 南相馬市博物館, 南相馬市.
- 宮脇 昭・藤原一繪・石井 茂（1994）原町市の植生 常緑広葉樹林北限域およびイヌブナ林域における緑環境保全と緑回復のための植生学的研究, 原町市, 原町市.
- 湯澤陽一（2014）いわき植物誌, 歴史春秋出版, 会津若松市.
- 米倉浩司（2019）新維管束植物分類表, 北隆館, 東京都.
- 米倉浩司・梶田忠（2003）BG Plants 和名－学名インデックス (YList), (<http://ylist.info>). ※2021年5月14日公開データ

表2 宮脇ほか（1994）によって原町区上町から記録されたもののうち、本調査で記録されなかった維管束植物

No.	科, 和名	学 名	No.	科, 和名	学 名
ヒメシダ科 Thelypteridaceae			グミ科 Elaeagnaceae		
1	ヒメシダ	<i>Lastrea thelypteris</i>	25	アキグミ	<i>Elaeagnus umbellata</i> var. <i>umbellata</i>
メシダ科 Athyriaceae			クルミ科 Juglandaceae		
2	サトメシダ	<i>Athyrium deltoideifrons</i>	26	オニグルミ	<i>Juglans mandshurica</i> var. <i>sachalinensis</i>
カヤツリグサ科 Cyperaceae			ニシキギ科 Celastraceae		
3	カサスゲ	<i>Carex dispalata</i>	27	ツリバナ	<i>Euonymus oxyphyllus</i>
4	マスクサ	<i>Carex gibba</i>	スミレ科 Violaceae		
5	ジュズスゲ	<i>Carex ischnostachya</i> var. <i>ischnostachya</i>	28	アオイスミレ	<i>Viola hondoensis</i>
6	ツルカミカワスゲ	<i>Carex sabynensis</i> var. <i>rostrata</i>	アブラナ科 Brassicaceae		
イネ科 Poaceae			29	イヌガラシ	<i>Rorippa indica</i>
7	エゾヌカボ	<i>Agrostis scabra</i>	ミカン科 Rutaceae		
8	カゼクサ	<i>Eragrostis ferruginea</i>	30	ミヤマシキミ	<i>Skimmia japonica</i> var. <i>japonica</i>
9	トボシガラ	<i>Festuca parvigluma</i>	アオキ科 Aucubaceae		
10	ドジョウツナギ	<i>Glyceria ischyronura</i>	31	アオキ	<i>Aucuba japonica</i>
11	エゾノサヤヌカグサ	<i>Leersia oryzoides</i>	モクセイ科 Oleaceae		
12	ササガヤ	<i>Leptatherum japonicum</i> var. <i>japonicum</i>	32	ミヤマイボタ	<i>Ligustrum tschonoskii</i>
13	オギ	<i>Miscanthus sacchariflorus</i>	オオバコ科 Plantaginaceae		
14	ケチヂミザサ	<i>Oplismenus undulatifolius</i> var. <i>undulatifolius</i> f. <i>undulatifolius</i>	33	オオバコ	<i>Plantago asiatica</i>
15	オオクサキビ	<i>Panicum dichotomiflorum</i>	シソ科 Lamiaceae		
16	ツルヨシ	<i>Phragmites japonicus</i>	34	カキドオシ	<i>Glechoma hederacea</i> subsp. <i>grandis</i>
17	スズメノカタビラ	<i>Poa annua</i>	キク科 Asteraceae		
18	ナギナタガヤ	<i>Vulpia myuros</i>	35	ユウガギク	<i>Aster iinumae</i>
ブドウ科 Vitaceae			36	ヒメジョオン	<i>Erigeron annuus</i>
19	ノブドウ	<i>Ampelopsis glandulosa</i> var. <i>heterophylla</i>	37	セイヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>
フウロソウ科 Geraniaceae			38	オニタビラコ	<i>Youngia japonica</i>
20	ゲンノショウコ	<i>Geranium thunbergii</i>	ウコギ科 Araliaceae		
アカバナ科 Onagraceae			39	キツタ	<i>Hedera rhombea</i>
21	アカバナ	<i>Epilobium pyrricholophum</i>	セリ科 Apiaceae		
マメ科 Fabaceae			40	ドクゼリ	<i>Cicuta virosa</i>
22	ヤブマメ	<i>Amphicarpaea edgeworthii</i>	41	ミツバ	<i>Cryptotaenia canadensis</i> subsp. <i>japonica</i>
23	シロツメクサ	<i>Trifolium repens</i>	42	セリ	<i>Oenanthe javanica</i>
バラ科 Rosaceae					
24	カスミザクラ	<i>Cerasus leveilleana</i>			

野馬追原の植生（１）－南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植生調査

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回				標本等
モチノキ科 Aquifoliaceae									
199	イヌツゲ	<i>Ilex crenata</i> var. <i>crenata</i>		M		②		④	○
200	アオハダ	<i>Ilex macropoda</i>			①				○
201	ウメモドキ	<i>Ilex serrata</i>		M		②			○
キキョウ科 Campanulaceae									
202	ツリガネニンジン	<i>Adenophora triphylla</i> var. <i>japonica</i>			①				目視
203	サワギキョウ	<i>Lobelia sessilifolia</i>			①	②			○
キク科 Asteraceae									
204	オオブタクサ	<i>Ambrosia trifida</i>	帰化					③	○
205	ヨモギ	<i>Artemisia indica</i> var. <i>maximowiczii</i>		M		②			○
206	アメリカセンダングサ	<i>Bidens frondosa</i>	帰化		①			③	○
207	コセンダングサ	<i>Bidens pilosa</i> var. <i>pilosa</i>	帰化		①			③	○
208	トキンソウ	<i>Centipeda minima</i>				②			○
209	キセルアザミ	<i>Cirsium sieboldii</i>			①	②			○
210	ベニバナボロギク	<i>Crassocephalum crepidioides</i>	帰化					③	○
211	ダンドボロギク	<i>Erechtites hieraciifolius</i>	帰化				②		○
212	ヒメムカシヨモギ	<i>Erigeron canadensis</i>	帰化	M		②			○
213	ハルジオン	<i>Erigeron philadelphicus</i>	帰化					④	○
214	サワヒヨドリ	<i>Eupatorium lindleyanum</i>				②			○
215	ヒヨドリバナ	<i>Eupatorium makinoi</i>						③	○
216	ハキダメギク	<i>Galinsoga quadriradiata</i>	帰化		①				写真
217	チチコグサ	<i>Gnaphalium japonicum</i>						④	○
218	キツネアザミ	<i>Hemisteptia lyrata</i>						④	○
219	ニガナ	<i>Ixeridium dentatum</i>						④	○
220	アキノノゲシ	<i>Lactuca indica</i>				②			○
221	フランスギク	<i>Leucanthemum vulgare</i>	帰化					④	○
222	ハハコグサ	<i>Pseudognaphalium affine</i>		M				④	○
223	セイタカアワダチソウ	<i>Solidago altissima</i>	帰化					③	○
224	オオアワダチソウ	<i>Solidago gigantea</i> subsp. <i>serotina</i>	帰化			②	③		○
225	オニノゲシ	<i>Sonchus asper</i>	帰化					④	○
226	アカオニタビラコ	<i>Youngia japonica</i> subsp. <i>elstonii</i>						④	○
ガマズミ科 Viburnaceae									
227	ガマズミ	<i>Viburnum dilatatum</i>		M				③	○
スイカズラ科 Caprifoliaceae									
228	ウグイスカグラ	<i>Lonicera gracilipes</i> var. <i>glabra</i>						④	○
229	スイカズラ	<i>Lonicera japonica</i>		M	①		③		○
ウコギ科 Araliaceae									
230	タラノキ	<i>Aralia elata</i>				②			○
231	ヤマウコギ	<i>Eleutherococcus spinosus</i> var. <i>spinosus</i>						④	○
232	オオチドメ	<i>Hydrocotyle ramiflora</i>				②			○
セリ科 Apiaceae									
233	ムカゴニンジン	<i>Sium ninsi</i>				②			○
234	ヌマゼリ (サワゼリ)	<i>Sium suave</i> var. <i>nipponicum</i>		M		②	③		○
235	オヤブジラミ	<i>Torilis scabra</i>						④	○

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回	標本等
ミズキ科 Cornaceae						
169	ミズキ	<i>Cornus controversa</i> var. <i>controversa</i>		M		④ 写真
モッコク科 Ternstroemiaceae						
170	ヒサカキ	<i>Eurya japonica</i> var. <i>japonica</i>				④ ○
サクラソウ科 Primulaceae						
171	マンリョウ	<i>Ardisia crenata</i>	逸出?			④ ○
172	ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i>		M	①	写真
173	ヌマトラノオ	<i>Lysimachia fortunei</i>			②	○
174	コナスビ	<i>Lysimachia japonica</i>				④ ○
ツツジ科 Ericaceae						
175	アセビ	<i>Pieris japonica</i> subsp. <i>japonica</i>				④ ○
176	レンゲツツジ	<i>Rhododendron molle</i> subsp. <i>japonicum</i>		M		④ ○
アカネ科 Rubiaceae						
177	ヤエムグラ	<i>Galium spurium</i> var. <i>echinospermon</i>				④ ○
178	ハシカグサ	<i>Neanotis hirsuta</i> var. <i>hirsuta</i>			② ③	○
179	フタバムグラ	<i>Oldenlandia brachypoda</i>			③	○
180	ヘクソカズラ	<i>Paederia foetida</i>		M	③	○
181	アカネ	<i>Rubia argyi</i>				④ ○
リンドウ科 Gentianaceae						
182	リンドウ	<i>Gentiana scabra</i> var. <i>buergeri</i>			① ③	○
キョウチクトウ科 Apocynaceae						
183	ガガイモ	<i>Metaplexis japonica</i>				④ 写真
ムラサキ科 Boraginaceae						
184	コンフリー	<i>Symphytum uplandicum</i>	帰化		①	④ ○
ナス科 Solanaceae						
185	イヌホオズキ	<i>Solanum nigrum</i>	帰化		①	○
モクセイ科 Oleaceae						
186	ネズミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i>				③ ④ ○
187	イボタノキ	<i>Ligustrum obtusifolium</i>		M		④ ○
オオバコ科 Plantaginaceae						
188	ミズハコベ	<i>Callitriche palustris</i>			① ③	○
189	タチイヌノフグリ	<i>Veronica arvensis</i>	帰化			④ ○
190	オオイヌノフグリ	<i>Veronica persica</i>	帰化			④ ○
シソ科 Lamiaceae						
191	コムラサキ	<i>Callicarpa dichotoma</i>			②	○
192	ナギナタコウジュ	<i>Elsholtzia ciliata</i>			③	○
193	ヒメシロネ	<i>Lycopus maackianus</i>		M	① ②	○
194	コウスイハッカ	<i>Melissa officinalis</i>	帰化			④ ○
195	ハナトラノオ	<i>Physostegia virginiana</i>	栽培		②	○
196	タツナミソウ	<i>Scutellaria indica</i>				④ ○
サギゴケ科 Mazaceae						
197	サギゴケ	<i>Mazus miquelii</i>				④ ○
ハマウツボ科 Orobanchaceae						
198	オオナンバンギセル	<i>Aeginetia sinensis</i>			②	○

野馬追原の植生（１）－南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植生調査

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回	標本等
トウダイグサ科 Euphorbiaceae						
141	ノウルシ	<i>Euphorbia adenochlora</i>			①	写真
142	アカメガシワ	<i>Mallotus japonicus</i>		M		④ ○
オトギリソウ科 Hypericaceae						
143	オトギリソウ	<i>Hypericum erectum</i>			②	○
144	コケオトギリ	<i>Hypericum laxum</i>			②	○
スミレ科 Violaceae						
145	スミレ	<i>Viola mandshurica</i>				④ ○
146	ツボスミレ	<i>Viola verecunda</i> var. <i>verecunda</i>		M	①	④ ○
ヤナギ科 Salicaceae						
147	ネコヤナギ	<i>Salix gracilistyla</i>			①	④ ○
148	キツネヤナギ	<i>Salix vulpina</i>				④ ○
アブラナ科 Brassicaceae						
149	オランダガラシ	<i>Nasturtium officinale</i>	帰化			③ ○
ウルシ科 Anacardiaceae						
150	スルデ	<i>Rhus javanica</i> var. <i>chinensis</i>			① ②	○
151	ツタウルシ	<i>Toxicodendron orientale</i> subsp. <i>orientale</i>		M	①	④ ○
152	ヤマウルシ	<i>Toxicodendron trichocarpum</i>			②	○
ミカン科 Rutaceae						
153	カラスザンショウ	<i>Zanthoxylum ailanthoides</i> var. <i>ailanthoides</i>				③ ○
154	サンショウ	<i>Zanthoxylum piperitum</i>		M	①	③ ○
155	イスザンショウ	<i>Zanthoxylum schinifolium</i> var. <i>schinifolium</i>			②	○
タデ科 Polygonaceae						
156	ミズヒキ	<i>Persicaria filiformis</i>		M		③ ○
157	オオイスタデ	<i>Persicaria lapathifolia</i> var. <i>lapathifolia</i>			②	○
158	イスタデ	<i>Persicaria longiseta</i>			②	○
159	ウナギツカミ	<i>Persicaria sagittata</i> var. <i>sibirica</i>		M	①	○
160	ミゾソバ	<i>Persicaria thunbergii</i> var. <i>thunbergii</i>		M	①	○
161	エゾノギシギシ	<i>Rumex obtusifolius</i>	帰化		②	○
ナデシコ科 Caryophyllaceae						
162	オランダミミナグサ	<i>Cerastium glomeratum</i>	帰化			④ ○
163	ミドリハコベ	<i>Stellaria neglecta</i>				④ ○
ヒコ科 Amaranthaceae						
164	ヒナタイノコヅチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>fauriei</i>			②	○
165	イノコヅチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>japonica</i>			③	○
166	アカザ	<i>Chenopodium album</i> var. <i>centrorubrum</i>	帰化		①	写真
スベリヒコ科 Portulacaceae						
167	スベリヒユ	<i>Portulaca oleracea</i>			①	写真
ヤマゴボウ科 Phytolaccaceae						
168	ヨウシュヤマゴボウ	<i>Phytolacca americana</i>	帰化		② ③	○

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回				標本等
108	ヤハズソウ	<i>Kummerowia striata</i>				②			○
109	メドハギ	<i>Lespedeza cuneata</i> var. <i>cuneata</i>				②			○
110	ネコハギ	<i>Lespedeza pilosa</i>						④	目視
111	イヌエンジュ	<i>Maackia amurensis</i>			①				○
112	クズ	<i>Pueraria lobata</i> subsp. <i>lobata</i>					③		○
113	ハリエンジュ	<i>Robinia pseudoacacia</i>	帰化					④	○
114	ヤハズエンドウ	<i>Vicia sativa</i> subsp. <i>nigra</i>						④	○
115	フジ	<i>Wisteria floribunda</i>		M	①	②			○
バラ科 Rosaceae									
116	キンミズヒキ	<i>Agrimonia pilosa</i> var. <i>japonica</i>		M		②			○
117	ヤマザクラ	<i>Cerasus jamasakura</i>						④	○
118	ズミ	<i>Malus toringo</i>		M	①	②	③		○
119	コゴメウツギ	<i>Neillia incisa</i>					③		○
120	ウワミズザクラ	<i>Padus grayana</i>		M	①				○
121	オヘビイチゴ	<i>Potentilla anemonifolia</i>						④	○
122	ヒメヘビイチゴ	<i>Potentilla centigrana</i>						④	○
123	ミツバツチグリ	<i>Potentilla freyniana</i>			①			④	○
124	ヘビイチゴ	<i>Potentilla hebiichigo</i>		M				④	○
125	テリハノイバラ	<i>Rosa luciae</i>		M	①				○
126	ノイバラ	<i>Rosa multiflora</i>		M		②			○
127	ナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i>			①				写真
128	ワレモコウ	<i>Sanguisorba officinalis</i>			①	②			○
クロウメモドキ科 Rhamnaceae									
129	クマヤナギ	<i>Berchemia racemosa</i>		M	①		③	④	○
アサ科 Cannabaceae									
130	カナムグラ	<i>Humulus scandens</i>		M	①		③		○
イラクサ科 Urticaceae									
131	メヤブマオ	<i>Boehmeria platanifolia</i>				②			○
ウリ科 Cucurbitaceae									
132	アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>	帰化		①				写真
ブナ科 Fagaceae									
133	クリ	<i>Castanea crenata</i>				②			○
134	コナラ	<i>Quercus serrata</i>			①	②			○
カバノキ科 Betulaceae									
135	ハンノキ	<i>Alnus japonica</i>		M	①	②		④	○
ニシキギ科 Celastraceae									
136	オニツルウメモドキ	<i>Celastrus orbiculatus</i> var. <i>strigillosus</i>					③		○
137	ニシキギ	<i>Euonymus alatus</i> f. <i>alatus</i>					③		○
138	マユミ	<i>Euonymus sieboldianus</i> var. <i>sieboldianus</i>					③		○
カタバミ科 Oxalidaceae									
139	イモカタバミ	<i>Oxalis articulata</i>	帰化		①		③		○
140	カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>			①			④	○

野馬追原の植生（１）－南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植生調査

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回				標本等
79	チヂミザサ	<i>Oplismenus undulatifolius</i>				②			○
80	スズメノヒエ	<i>Paspalum thunbergii</i>				②			○
81	チカラシバ	<i>Pennisetum alopecuroides</i>				②			○
82	クサヨシ	<i>Phalaris arundinacea</i>		M				④	○
83	ヨシ	<i>Phragmites australis</i>		M		③			○
84	モウソウチク	<i>Phyllostachys edulis</i>	帰化			②			○
85	クリオザサ	<i>Sasaella masamuneana</i>						④	○
86	アキノエノコログサ	<i>Setaria faberi</i>				②			○
87	キンエノコロ	<i>Setaria pumila</i>				②			○
88	カニツリグサ	<i>Trisetum bifidum</i>		M				④	○
真正双子葉植物									
アケビ科 Lardizabalaceae									
89	アケビ	<i>Akebia quinata</i>						④	○
90	ミツバアケビ	<i>Akebia trifoliata</i>		M	①		③		○
ツツラフジ科 Menispermaceae									
91	アオツツラフジ	<i>Cocculus trilobus</i>			①				写真
メギ科 Berberidaceae									
92	ヒイラギナンテン	<i>Berberis japonica</i>	栽培		①				写真
93	ナンテン	<i>Nandina domestica</i>	帰化		①				写真
キンポウゲ科 Ranunculaceae									
94	カザグルマ	<i>Clematis patens</i>	逸出?		①				○
95	センニンソウ	<i>Clematis terniflora</i>					③		○
96	ケキツネノボタン	<i>Ranunculus cantoniensis</i>		M	①	②			○
ユズリハ科 Daphniphyllaceae									
97	ユズリハ	<i>Daphniphyllum macropodum</i> subsp. <i>macropodum</i>					③	④	○
ユキノシタ科 Saxifragaceae									
98	チダケサシ	<i>Astilbe microphylla</i>		M	①				○
ベンケイソウ科 Crassulaceae									
99	コモチマンネングサ	<i>Sedum bulbiferum</i>		M	①			④	○
アリノトウグサ科 Haloragaceae									
100	アリノトウグサ	<i>Gonocarpus micranthus</i>				②			○
ブドウ科 Vitaceae									
101	キレハノブドウ	<i>Ampelopsis glandulosa</i> var. <i>heterophylla</i> f. <i>citrulloides</i>			①	②			○
102	ヤブカラシ	<i>Causonis japonica</i>			①		③		○
103	ツタ	<i>Parthenocissus tricuspidata</i>		M	①			④	○
ミソハギ科 Lythraceae									
104	ミソハギ	<i>Lythrum anceps</i>			①	②			○
アカバナ科 Onagraceae									
105	ユウゲショウ	<i>Oenothera rosea</i>	帰化					④	○
マメ科 Fabaceae									
106	ツルマメ	<i>Glycine max</i> subsp. <i>soja</i>				②			○
107	コマツナギ	<i>Indigofera pseudotinctoria</i>						④	目視

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回	標本等
ホシクサ科 Eriocaulaceae						
40	イトイヌノヒゲ	<i>Eriocaulon decemflorum</i>			②	○
イグサ科 Juncaceae						
41	イグサ (イ)	<i>Juncus decipiens</i>		M	②	○
42	イヌイ	<i>Juncus fauriei</i>			①	④ ○
43	スズメノヤリ	<i>Luzula capitata</i>				④ ○
カヤツリグサ科 Cyperaceae						
44	ショウジョウスゲ	<i>Carex blepharicarpa</i>				④ ○
45	ハリガネスゲ	<i>Carex capillacea</i> var. <i>capillacea</i>				④ ○
46	ヤマアゼスゲ	<i>Carex heterolepis</i>				④ ○
47	ゴウソ	<i>Carex maximowiczii</i> var. <i>maximowiczii</i>		M	①	④ ○
48	ノゲヌカスゲ	<i>Carex mitrata</i> var. <i>aristata</i>				④ ○
49	ビロードスゲ	<i>Carex miyabei</i>				④ ○
50	コジュズスゲ	<i>Carex parviflora</i> var. <i>macroglossa</i>		M		④ ○
51	ヒメゴウソ	<i>Carex phacota</i>				④ ○
52	ホナガヒメゴウソ	<i>Carex phacota</i> var. <i>phacota</i>				④ ○
53	アゼスゲ	<i>Carex thunbergii</i>				④ ○
54	ヒメクグ	<i>Cyperus brevifolius</i> var. <i>leirolepis</i>			②	○
55	コアゼガヤツリ	<i>Cyperus haspan</i> var. <i>tuberiferus</i>			②	○
56	オオスマハリイ	<i>Eleocharis mamillata</i> var. <i>cyclocarpa</i>				④ ○
57	シカクイ	<i>Eleocharis wichurae</i>			②	○
58	ノテンツキ	<i>Fimbristylis complanata</i> f. <i>exaltata</i>			②	④ ○
59	コイヌノハナヒゲ	<i>Rhynchospora fujiana</i>			②	○
60	イヌノハナヒゲ	<i>Rhynchospora japonica</i> var. <i>japonica</i>			②	○
61	ホタルイ	<i>Schoenoplectiella hotarui</i>			②	○
62	カンガレイ	<i>Schoenoplectiella triangulata</i> var. <i>triangulata</i>			②	○
63	アブラガヤ	<i>Scirpus wichurae</i> f. <i>concolor</i>			②	○
イネ科 Poaceae						
64	ヤマスカボ	<i>Agrostis clavata</i> var. <i>clavata</i>				④ ○
65	メリケンカルカヤ	<i>Andropogon virginicus</i>	帰化			④ 目視
66	ハルガヤ	<i>Anthoxanthum odoratum</i> subsp. <i>odoratum</i>	帰化			④ ○
67	トダシバ	<i>Arundinella hirta</i>			②	○
68	ヒメコバンソウ	<i>Briza minor</i>	帰化			④ ○
69	イヌムギ	<i>Bromus catharticus</i>	帰化			④ ○
70	ヤマアワ	<i>Deyeuxia epigeios</i>				④ ○
71	カモジグサ	<i>Elymus tsukushiensis</i> var. <i>transiens</i>		M	②	④ ○
72	チゴザサ	<i>Isachne globosa</i>		M	①	○
73	カモノハシ	<i>Ischaemum aristatum</i> var. <i>crassipes</i>			②	○
74	サヤヌカグサ	<i>Leersia sayanuka</i>			③	○
75	オニウシノケグサ	<i>Lolium arundinaceum</i>	帰化			④ ○
76	アシボソ	<i>Microstegium vimineum</i> f. <i>vimineum</i>		M	③	○
77	ススキ	<i>Miscanthus sinensis</i>			② ③	○
78	ヌマガヤ	<i>Moliniopsis japonica</i>		M	②	○

野馬追原の植生（１）－南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植生調査

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回				標本等
サトイモ科 Araceae									
14	ミズバショウ	<i>Lysichiton camtschatcensis</i>	栽培			②			○
15	カラスビシャク	<i>Pinellia ternata</i>			①				写真
オモダカ科 Alismataceae									
16	ヘラオモダカ	<i>Alisma canaliculatum</i>			①	②			○
ヤマノイモ科 Dioscoreaceae									
17	ヤマノイモ	<i>Dioscorea japonica</i>				②			○
18	オニドコロ	<i>Dioscorea tokoro</i>		M	①				写真
シュロソウ科 Melanthiaceae									
19	ショウジョウバカマ	<i>Heloniopsis orientalis</i>			①			④	○
サルトリイバラ科 Smilacaceae									
20	サルトリイバラ	<i>Smilax china</i>		M	①		③		○
ユリ科 Liliaceae									
21	コオニユリ	<i>Lilium leichtlinii</i> f. <i>pseudotigrinum</i>				②			○
ラン科 Orchidaceae									
22	カキラン	<i>Epipactis thunbergii</i>			①		③		○
アヤメ科 Iridaceae									
23	ノハナショウブ	<i>Iris ensata</i> var. <i>spontanea</i>		M	①				○
24	キショウブ	<i>Iris pseudacorus</i>	帰化			②		④	○
25	アヤメ	<i>Iris sanguinea</i>						④	○
26	ニワゼキショウ	<i>Sisyrinchium rosulatum</i>	帰化					④	○
ワスレグサ科 Asphodelaceae									
27	ゼンテイカ	<i>Hemerocallis middendorffii</i> var. <i>esculenta</i>						④	○
ヒガンバナ科 Amaryllidaceae									
28	ノビル	<i>Allium macrostemon</i>				②			○
クサスギカズラ科 Asparagaceae									
29	コバギボウシ	<i>Hosta sieboldii</i> var. <i>sieboldii</i> f. <i>spathulata</i>		M	①	②			○
30	ヒメヤブラン	<i>Liriope minor</i>		M		②			○
31	ヤブラン	<i>Liriope muscari</i>		M		②			○
32	オオバジャノヒゲ	<i>Ophiopogon planiscapus</i>			①				○
33	オモト	<i>Rohdea japonica</i>	逸出?					④	○
ヤシ科 Arecaceae									
34	シュロ	<i>Trachycarpus fortunei</i>	帰化		①		③		○
ツククサ科 Commelinaceae									
35	ツククサ	<i>Commelina communis</i>		M	①	②			○
36	オオムラサキツククサ	<i>Tradescantia virginiana</i>	栽培					④	○
ショウガ科 Zingiberaceae									
37	ミョウガ	<i>Zingiber mioga</i>	帰化		①				写真
ガマ科 Typhaceae									
38	ガマ	<i>Typha latifolia</i>				②			○
ミクリ科 Sparganiaceae									
39	ミクリ	<i>Sparganium stoloniferum</i>		M		②			○

伊賀和子氏には貴重な写真の使用にあたり提供を快諾いただいた。
ここに記して感謝の意をあらわしたい。

表1 上町湿地における2015～17年の調査で確認された維管束植物

《凡例》

表中の科名、和名、学名は「YList」(米倉浩司・梶田忠 (2003-) BG Plants 和名－学名インデックス <http://ylist.info>) に従った。
科名の配列は APGIII ("The Linear Angiosperm Phylogeny Group (LAPG) III" (Haston et al.2009)) に従った。
移入等の列に記載した「帰化」は帰化植物、「栽培」は栽培植物、「逸出」は栽培場所周辺に生育するようになった植物を示す。
文献の列の「M」記号は宮脇ほか (1994) において上町1丁目および上町2丁目から記録があった植物を示す。
調査回の①～④の番号はそれぞれ第1回：2015年6月25日、第2回：2016年9月4日、第3回：2016年10月8日・9日、第4回：2017年5月25日・30日、6月3日に対応する。
標本等の列の記号は、それぞれの種の同定が、「○」は採集標本に、「写真」は写真に、「目視」は目視観察記録にもとづいたものを示す。

No.	科, 和名	学 名	移入等	文献	調査回	標本等
シダ植物						
ハナヤスリ科 Ophioglossaceae						
1	フユノハナワラビ	<i>Botrychium ternatum</i>			③	○
トクサ科 Equisetaceae						
2	スギナ	<i>Equisetum arvense</i>		M	②	④ ○
ゼンマイ科 Osmundaceae						
3	ゼンマイ	<i>Osmunda japonica</i>		M	①	○
4	ヤマドリゼンマイ	<i>Osmundastrum cinnamomeum</i> var. <i>fokiense</i>		M	②	○
ヒメシダ科 Thelypteridaceae						
5	ハリガネワラビ	<i>Thelypteris japonica</i>			②	○
メシダ科 Athyriaceae						
6	イヌワラビ	<i>Anisocampium niponicum</i>			②	○
裸子植物						
マツ科 Pinaceae						
7	アカマツ	<i>Pinus densiflora</i>				④ ○
被子植物						
基部被子植物						
マツバサ科 Schisandraceae						
8	サネカズラ	<i>Kadsura japonica</i>			③	○
モクレン類						
ドクダミ科 Saururaceae						
9	ドクダミ	<i>Houttuynia cordata</i>			① ②	○
モクレン科 Magnoliaceae						
10	ハクモクレン	<i>Magnolia denudata</i>	栽培		①	○
11	コブシ	<i>Magnolia kobus</i>	逸出	M		④ ○
クスノキ科 Lauraceae						
12	シロダモ	<i>Neolitsea sericea</i>		M	③	○
単子葉植物						
クスノキ科 Lauraceae						
13	ショウブ	<i>Acorus calamus</i>			①	写真

（2）先行研究との比較

調査結果を先行研究である宮脇ほか（1994）によって確認されたもの（101種類）と合わせると277種類となった。そのうち、本調査によって新たに記録されたものは176種類、両調査で共通のものが59種類、宮脇ほか（1994）のみで記録されたものは42種類（表2）であった。これらのことは本調査でのとりこぼしも含まれるが、本調査とくらべ宮脇ほか（1994）の調査対象範囲が当時はまだ草地に残っていた上町1丁目と2丁目にわたって広範囲であったことも関係していると思われる。

おわりに

本稿では2015年から2017年にかけて行われた標本採集調査の結果をもとに、南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植物相を報告した。記録されたなかには、けっして多くの貴重種が含まれているわけではないが、放牧や草刈りなど伝統的な草地管理によって維持されてきた湿性草地（半自然草地）によくみられる植物が多く確認された。これらは南相馬市で同じく伝統行事として継承されてきた相馬野馬追の近代以前の景観を復元するための重要な情報である。

一方で、本稿で得られた植物記録のみでは野馬追原に生育したと考えられる植物を十分に網羅しているとは言い難い。特に比較的乾燥した草地の植物については、雲雀ヶ原祭場地周辺など今後の調査を継続したい。

宮脇ほか（1994）は調査地であった上町2丁目の湿地環境について、

- ・ハンノキ林が市街地の中に残されていることは、まさに天然記念物としての価値が高い。（中略）いずれにしても福島県浜通りでは稀少であり、厳重な保護が望まれる（(8)ハンノキ群落）。
- ・福島県浜通りに最後に残された、市街地の中の自然湿地林、湿原地帯として、また自然のビオトープとして、県、市、所有者ともに子孫代々保全されることが期待される（(11)レンゲツグミ群落）。
- ・街中にも関わらず、ハンノキ群落やノハナショウブ・ヌマガヤ群集などの東北地方南部では現在ほとんど見られない植分が残されているため、極めて貴重な価値を有している（(16)ノハナショウブ・ヌマガヤ群集）。

と植生学的な観点からその価値を高く評している（下線は筆者による）。

黒沢ほか（2013）によれば、福島県内の草原生および湿った草地生の植物の一部の減少要因として「草地の開発」や「管理放棄」が挙げられている。上述した希少な植生景観としての価値と伝統行事にまつわる文化的価値が、再度複合的な視点から見直され、将来に伝えられることを願ってやまない。

謝辞

本調査および本稿の執筆にあたっては多くの方がたのご協力をいただいた。

本調査地の所有者様には、調査にあたり、敷地への立ち入りと標本採集について都度快諾をいただいた。また、黒沢高秀氏ならびに薄井創太氏、曲渕詩織氏、柳丈陽氏には多忙のなかで標本採集に協力いただいた。

標本同定にあたっては、福島大学貴重資料保管室の標本閲覧利用の際に黒沢高秀氏および研究室・大学スタッフの皆様にご便宜を図っていただいた。福島県植物研究会の渡部秀哉氏にはシダ植物の同定にあたり貴重な助言をいただいた。

(2) 調査期間および調査方法

調査は大きく4回に分けて実施し、筆者のほか協力者（括弧内）によって、目視および写真調査、標本採集調査を行った。調査にあたってはその都度地権者の許諾を得た。また、採集した標本は南相馬市博物館に収蔵した。

第1回：2015年6月25日 目視および写真調査

第2回：2016年9月4日 標本採集調査（黒沢高秀、薄井創太、曲渕詩織、柳丈陽）

第3回：2016年10月8日・9日 標本採集調査

第4回：2017年5月25日・30日、6月3日 標本採集調査

3. 調査結果

(1) 確認種数について

本調査の結果、263点の標本が採集され、目視・写真によるものと合わせ維管束植物の計235種類（85科183属233種10亜種44変種7品種）が同定された（表1）。

このうち在来植物は190種類で、移入種（栽培、帰化、逸出）とその可能性の高いものは46種類であった。

草地または湿地に特徴的なものとして、コオニユリ、カキラン、ノハナショウブ、アヤメ*（写真5）、ゼンテイカ*（ニッコウキスゲ）（写真6）、スゲ属*、イヌノハナヒゲ*、ススキ、ヌマガヤ、ミソハギ、ハンノキ、ヌマトラノオ、レンゲツツジ*（写真7）、リンドウ、ヒメシロネ、サワギキョウ、キセルアザミ、ヌマゼリ（写真8）などが挙げられる（*は江戸時代の野馬追が行われた5月の下旬ごろに開花する植物）。



写真5 アヤメ
2017年5月30日撮影 場所：上町湿地



写真6 ゼンテイカ（ニッコウキスゲ）
2016年5月19日撮影 場所：原町区内



写真7 レンゲツツジ 伊賀和子氏提供
本種は馬の不嗜好性植物として知られている



写真8 ヌマゼリ
2016年10月8日撮影 場所：上町湿地

られた回数の調査にとどまっている。また、この調査の際には標本採集は併せて行われなかったものとみられ、現在の分類学的な知見から再度検討することはできない。

野馬追原であった範囲は明治時代以降に徐々に開発されていき、現在では大部分が市街地、宅地、畑地となっている。そのなかで、部分的ではあるものの南相馬市原町区上町^{かみまち}地内の一角に草地環境が残存しており、過去の面影をわずかに残している。

本稿では南相馬市原町区上町地内に残存した湿性草地（以下、上町湿地）の植生について、地権者の承諾を得て調査を行った結果を報告し、伝統行事である相馬野馬追の過去のようすを考えるための一助としたい。

2. 調査概要

（1）調査地

調査地は福島県南相馬市原町区上町2丁目地内（北緯37.63, 東経140.95）に位置し、現在の夜の森公園から見て南西側約600 m、南相馬市立原町第三小学校からほど近い場所にある（写真2）。周辺を宅地、畑地、道路に囲まれた一角にある面積約14,200㎡（調査時）の草地で、調査地西側に湧水がにじみ出ている地点があり、それにより自然の水路が発生し、それほど広くない範囲ながら変化に富んだ環境となっている。調査開始時点ではそれまでにあった高木が伐採された状態で、周辺には低木が散在し、全体的に明るい環境となっていた（写真3）。以前を知る住民によると道路から見える範囲は高木が茂り、薄暗い環境であったという。なお、2025年現在、本調査地の一部は宅地となっている。

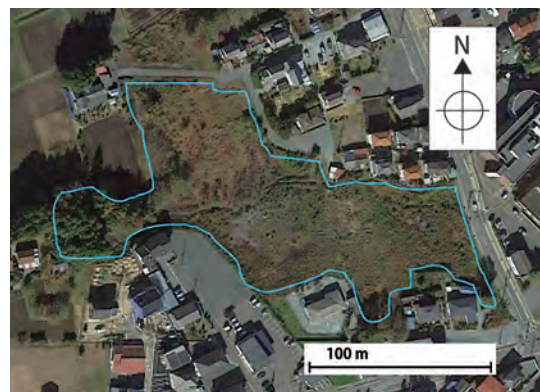


写真2 2016年10月8日の上町湿地周辺の航空写真（GoogleEarthより）青線範囲が草地



写真3 2016年10月8日の上町湿地東側（複数写真の合成による）



写真4 2017年6月3日の上町湿地北西側（アヤメやニガナが咲く草地）

野馬追原の植生（１） — 南相馬市原町区上町に残存した湿性草地の植生調査

仲川 邦広

はじめに

福島県南相馬市では、国指定重要無形民俗文化財である相馬野馬追が毎年の伝統行事として江戸時代から続けられている。現在の相馬野馬追では、そのおもだった行事は同市の原町区牛来および中太田に整備された雲雀ヶ原祭場地内で実施されており、地域の風物詩となっている。しかし、このような祭場地での相馬野馬追行事が行われるようになったのは近代以降のことで、それ以前の江戸時代には、あたり一帯に広がる原野が祭場であった（大和田 2004）。

この原野は「野馬追原」と呼ばれ、周囲には土手が築かれ、内には野馬追に用いられる馬（野馬）が放牧されて一年を過ごし、繁殖も自然に任せて行われていた。地図上で見ると、西は阿武隈高地の裾野（原町区馬場付近）から東は2級河川新田川の河岸段丘東端にかけて帯状に広がった



図1 野馬追原（野馬土手）の範囲

た形をしており（図1）、面積はおよそ13km²（東京ドーム換算で約278個分）という広大なものであった。野馬追原は年に一度、中村藩によって行われる野馬追の主要な舞台となり、また、その主役たる馬の普段の生活の場でもあった。

相馬野馬追は、江戸時代には民衆にとって観光の対象とされ、そのようすが描かれた浮世絵や絵図などの資料は多い（写真1）。しかし、それらの資料はいずれも野馬追の行事そのものに着目したもので、松や杉などのランドマークを除いてその当時の植生の詳細は不明である。このような事情は歴史資料についても同様で、当時の人びとが目にした野馬追や野馬追原の景観そのものを確認することは難しい。

野馬追原の景観をうかがい知ることができる、近年の唯一といえるまとまった記録として、1993年から1994年にかけて原町市が横浜国立大学に依頼して実施した植生調査の報告がある（宮脇ほか 1994）。この調査は当時の原町市（現南相馬市原町区）全体の植生を網羅的にとらえたもので、貴重なデータである一方、野馬追原周辺については限



写真1 二代歌川（安藤）広重による浮世絵「諸国名所百景 奥州相馬妙見祭馬追の図」（1859-61）

手前に現在の夜の森公園にあたる小高い丘が見え、中段左側には湧き水が描かれている。

南相馬市博物館研究紀要 第15号

令和7年（2025）3月31日発行

編集・発行 南相馬市博物館

〒975-0051

福島県南相馬市原町区牛来字出口194番地

TEL：0244-23-6421

FAX：0244-24-6933

https：www.city.minamisoma.lg.jp

E-mail：hakubutsukan@city.minamisoma.lg.jp

印刷・製本 (有)ライト印刷

〒975-0073

福島県南相馬市原町区北新田字信田370-1

TEL：0244-22-6891

FAX：0244-22-6804